

# 松江市歴史叢書10

2017年3月

## 松江市史研究 8号

初期松江城天守の形態に関する試論 - 絵図、文献史料、天守に残された痕跡を通して -  
..... 和田 嘉宥・稲田 信 (1)

「正保城絵図」と「出雲国松江城絵図」に関する考察..... 和田 嘉宥・稲田 信 (19)

出雲における中近世の瓦と松江城築城期の瓦..... 花谷 浩 (33)

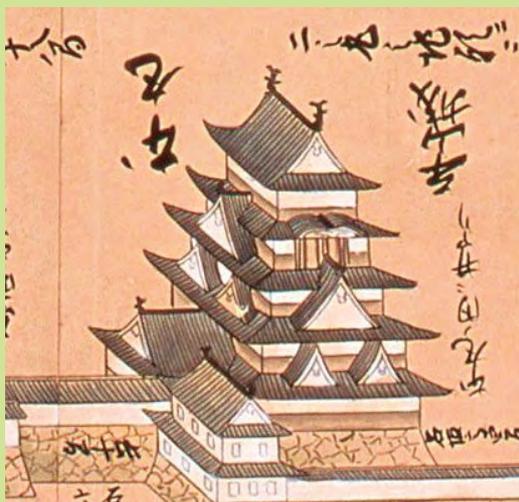
松江平野北西部の平野発達史と古環境変遷史 - 法吉坡の形成と周辺地域の古植生 -  
..... 渡辺 正巳・瀬戸 浩二・奥中 亮太 (53)

〈史料紹介〉「出雲名物番付」..... 鳥谷 智文 (69)

松江市史編纂日誌..... 史料編纂課 (73)

松江藩七里飛脚と本陣の機能..... 大津 瞳 [23]

「堀尾古記」の翻刻と検討..... 佐々木倫朗・小山 祥子 [1]



出雲国松江城絵図 (重要文化財：国立公文書館図、天守部分)



松江城正保年間絵図 (乙部図、天守部分)



## はじめに

平成28年4月の松江市役所の組織・機構改革で、歴史まちづくり部史料編纂課（内室に松江城調査研究室）ができました。従来の史料編纂室と松江城国宝化推進室を新設の史料編纂課に移管したもので、松江城国宝指定に伴い、松江市として、今後さらに歴史史料の調査研究や松江城をはじめとした歴史的資産の保存・活用を進めるために、一つの「課」として独立させたものです。

松江市では、平成19年（2007）から始まった「松江開府400年祭」を契機に、「松江市史の編纂」「松江城国宝化推進室の設置」「松江歴史館の開館」など、歴史史料の調査研究体制を整えてきました。「松江城の国宝指定」や、国宝指定の決め手となった「祈祷札の再発見」は目に見える大きな成果ですが、その他にも、『松江市史』の計画的な出版を含め、松江市域の歴史に関する調査研究が多くの研究者と連携して進められ、その成果は『松江市歴史叢書（市史研究）』、『松江市ふるさと文庫』、『松江市歴史史料集』など、各種の出版物や市史講座などで逐次紹介されています。

松江市史編纂事業を通して明らかなように、松江市域の最大の特徴は、古代から現代にいたるまで、出雲地域、島根県の政治権力の中樞が置かれた場所ということであり、そのため、松江市域には松江城をはじめ、まだまだ驚くほどの貴重な歴史史料が残されています。

松江市では、これまでどおり「市史編纂事業」や「松江城の調査研究」を基本としつつ、地域に埋もれている貴重な史料、松江市保管の歴史的公文書など、松江市域の歴史史料の調査・研究を引き続き進めてまいりたいと思います。

今後とも、この『松江市歴史叢書（市史研究）』に対し、多くの研究者のご参加をいただくことで、松江の歴史が一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む人々の生きざまに大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2017年3月

松江市長 松浦正敬

## 『松江市史』刊行計画

(平成29年3月25日現在)

発行年度 (平成)	巻のタイトル	本体価格 (税別)
23	史料編5「近世Ⅰ」	5,000円
	史料編2「考古資料」	7,000円
24	史料編3「古代・中世Ⅰ」	5,000円
	史料編6「近世Ⅱ」	5,000円
25	史料編4「中世Ⅱ」	5,000円
	史料編11「絵図・地図」	7,000円
26	通史編1「自然環境・原始・古代」	5,000円
	史料編7「近世Ⅲ」	5,000円
27	別編2「民俗」	5,000円
	通史編2「中世」	5,000円
	史料編8「近世Ⅳ」	5,000円
28	史料編9「近現代Ⅰ」	5,000円
29	別編1「松江城」	未刊
30	史料編10「近現代Ⅱ」	未刊
	通史編3「近世(一)」	未刊
31	通史編4「近世(二)」	未刊
	通史編5「近現代」	未刊
	史料編1「地質・自然環境」	未刊

# 初期松江城天守の形態に関する試論

## —絵図、文献史料、天守に残された痕跡を通して—

和田嘉宥・稲田 信

### 1. はじめに

国立公文書館に所蔵される「出雲国松江城絵図」（重要文化財）は、正保年間に幕府に収納されたいわゆる「正保城絵図」の一枚である。著名な絵図ではあるが、城郭内に描かれた天守図は現在の松江城天守とは外観が異なり、二層目、三層目に「千鳥破風」が、四層目には「唐破風」が描かれている。他にも「水手門」など、現在の松江城郭施設とは異なる描写もあることから、地元の研究者の中では「実態とは異なるもの」と捉えられ、これまでは、現状とは異なる天守図に関連する研究が進むことはなかった。

しかし、近年の松江城研究において、「寛永15年時点で松江城が『竹内右兵衛書つけ』や『(天守) 模型』のような姿であった、と断定するのは危険である<sup>(1)</sup>」との見解も提示されており、元文年間から寛保年間(1738~43)にかけて天守が大幅に修理されていることが、昭和の修理の際に発見された墨書や、「松江藩列士録」や「天隆院(六代藩主宗衍)年譜」の記録を通して確認されつつある(松江城修理関連年表参照)。さらに、城郭史研究者も、「出雲国松江城絵図」に描かれている天守の姿が、絵図の性格からして、「実態とは異なるもの」ではなく、より「実態に近いもの」を描写している主旨の発言をしている<sup>(2)</sup>。以上のことを契機として、初期の松江城天守の形態について検討を試みることにした。

### 2. 絵図に描かれた松江城天守

『松江市史』別編「松江城」編集のために集成した松江城郭絵図から、立体的に描写された天守図のみを抜き出し、制作年代順に並べたものが図1~11である<sup>(3)</sup>。年代順に並べてみると、「千鳥破風」が描かれるなど現在の天守と異なる外観をもつ天守図は、「出雲国松江城絵図(正保城絵図)」(正保年間:1644~47)(**図1**は天守部分)、「出雲国松江城之絵図」(延宝2年:1672)(**図2**は天守部分)の2枚であることが分かる。この2枚は天守を描写したものとしては最初期の2枚であり、細部まで丁寧に描きこんでいる。一方、簡略な描き方のものを除けば、「松江城郭図」(**図4**は天守部分、元文3年:1738)以降の天守図は現在の天守の外観に、より近い。これまでの見解とは異なり、「出雲国松江城絵図(正保城絵図の一)」、「出雲国松江城之絵図」の松江城は初期の天守の姿を描写したものである可能性が強いと考えられる。

なお、幕府収納図である「出雲国松江城絵図(正保城絵図)」には、松江藩家老乙部家に伝わって「控図」とされてきた「松江城正保年間絵図」(**図12**は天守部分、乙部正人氏所有、松江歴史館蔵)があり、同じく「千鳥破風」が描かれるなど現在の天守と異なる外観をもつ天守図が描かれている。今後の検討を要するが、この乙部家伝来の「松江城正保年間絵図」は、「出雲国松江城絵図(正保城絵図)」より松江城・城下町の実態に即して描かれた絵図の可能性が強く、「出雲国松江城絵図(正保城絵図)」の元図(下図)、あるいはその写しとなるものだろう。

なお、いわゆる「正保城絵図」は、正保元年(1644)に幕府が諸藩に命じて作成させた城下町図で、城下の町割、山川の位置や形が実状にあわせて掲載されており、街道から城郭に至る主道には太い朱線が太く引かれている。さらに、城郭部が他より拡大されて描かれており、石垣の高さ、堀の幅や深さな

どの軍事情報も詳細に記され、郭内の建物については、櫓や多聞と合わせて天守も描かれている。各藩は幕命を受けてから数年で絵図を作成し、幕府はこれを早くから紅葉山文庫に収蔵していた。幕末の同文庫の蔵書目録によると131舗が所蔵されていたが、国立公文書館には現在63舗が所蔵されている。

現存する「正保城絵図」63舗は、描き方に類似性があり、幕府の統一的な制作基準に則して描かれたと見なされていたが<sup>(4)</sup>、個々によく見ると、それぞれ描き方に相違があり、時代的に見ても、各藩で独自に描かれたものと思われる。

今一度、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」の天守を見よう。天守は層塔型の五層であり、また、外壁の仕上げは、各階共に上部が白色（白漆喰）、下部が着色（下見板張）して描かれている。破風の描き方も、現天守は2階の大屋根が「入母屋破風」であるが、「絵図」の天守にはやや大きめの「千鳥破風」に描かれている。そして、前述したように、二～四層に「千鳥破風」や「唐破風」が描かれ、現天守とは異なる姿となっている。

「正保城絵図」は城下全体を描いた城下絵図である。「天守がどこまで正確に描かれたか」については、今後、さらなる検討が必要であるが、「城絵図」と表記されていることに併せて、城郭部分が大きく描かれている。城下より城郭部分を、より克明に描くことが求められていたのだろう。その中で「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」の松江城天守は、他の「正保城絵図」のどの天守よりも、屋根の形や外壁の仕上げなどの描写は鮮明である。

「正保城絵図」では、「実態に近い」天守の姿を描くことも求められていたと考えられるが、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」の天守の描写は、他藩の城よりも大きく優れた城であることを幕府に強く示そうとしてより丁寧に描かれたのではなかろうか。

### 3. 天守に残る貫跡

「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれた二層目（内部2階）、三層目（内部3階）の「千鳥破風」部分、四層目（内部4階）の「唐破風」部分を、現在の松江城天守内で確認しよう。

まず、古柱が残る内部2階東側には、「石落とし」を挟んで左右（南・北）の古柱4本に内部から「貫跡」が確認でき（）、そのうち1本の背面（外側）には、外側に向かってほぼ水平だったと思われる横架材を架けた「貫跡」（「横架材貫跡」）が観察できる（）。また、大修理の際に写された「松江城天守維持修理工事写真」（松江歴史館蔵）の中には、解体中の2階東側外面の写真もあり、修理前の状態をさらに詳しく確認でき、さらに、「横架材貫跡」を繋いで縄が張られている写真もあり、これらは二層東側の南北「2つの千鳥破風（比翼千鳥破風）」を示唆する（）ものである。これら「横架材貫跡」の位置は、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれた二層目東側の「比翼千鳥破風」の描写と矛盾しない<sup>(5)</sup>。

また、「松江城天守維持修理工事写真」をよく調べてみると、解体中の2階西側外面を写した写真（）があり、「二ら四」の柱にも、2階東面同様に「横架材貫跡」が確認できる。これによって、西面にも東面同様の「千鳥破風」があったと見なすことが出来そうである。

そして、は解体中の2階北側外面を写したものであるが、1本の柱には「横架材貫跡」が確認できる。この「横架材貫跡」の痕跡から二層北側外面にも千鳥状の破風が付いていた可能性も考えられる。それらを平面図上に図示したのがである。

なお、内部4階の東西の古柱にも、「貫跡」が確認でき、東側は3本の古柱に、西側は2本の古柱に「貫跡」が残されている（）。これもまた「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれた四層目の「唐破風」の描写とは矛盾しない<sup>(6)</sup>。但し、その高さについては検討が必要である。

#### 4. 文献史料にみる外観の変化

城郭図に描かれた天守（図1～12）と、柱の「貫跡」の存在から、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」（正保年間：1644～1648）、「出雲国松江城之絵図」（延宝2年：1672）に描かれた天守の姿を初期の松江城天守の姿に近いものと想定してみると、これまで知られてきた文献史料も別の見方ができる。

一つは、17世紀後半に現在の形になったとされる「竹内右兵衛書つけ」（松江市指定文化財：松江歴史館蔵）<sup>(7)</sup>で、文中には正徳3年（1713）までの年紀も記されている。文中の天守の記述の一部に「二重目也西ニ破風有リ」とあるが（図23）、「破風有リ」の記述にあえて朱線を重ね「見せ消ち」されている。これまで、あまり注目されなかった修正箇所ではあるが、「竹内右兵衛書つけ」に松江城城郭の部が記された時には天守には「破風有リ」であったが、後にこれを抹消するような状況になったと考えれば、実はこの記述は城郭図に描かれた天守の変遷と矛盾しないこととなる<sup>(8)</sup>。

また、松江城を「千鳥城」と明記する近世の史料には、「松江亀田山千鳥城取立之古説」（元禄元年（1688）には原形となる本が成立か）、「明和四年亥改め」との付記がある「雲陽大数録」（明和4年（1767）から天明2年（1782）成立）、「出雲私史」（文久2年（1862）頃か）がある。そのうち、「出雲私史」には「地を亀田山といひ、城を千鳥城といふ、皆旧地名に依れるなり」とあり、「千鳥城」の名称も「旧地名に依れる」としている。しかし、「千鳥城」の名称が旧地名に由来しそうな関係史料は確認できず、初期松江城天守には「千鳥城」と呼べる理由（「千鳥破風」）があったが、外観の変化（「千鳥破風」の撤去）により、藩儒桃節山が「出雲私史」を著した文久2年頃には、既に本来の名称由来が分からなくなっていたとも考えられる<sup>(9)</sup>。

#### 5. 元文3年より寛保3年の天守大修理

松江城は、築城から百余年後の元文3年（1738）より寛保3年（1743）にかけて、江戸時代最大の改修が行われていると見なされる。（表1参照）。

『宗衍年譜』元文三年三月十一日条（島根県立図書館蔵）によれば、「是日 月相府ニ告ルニ 雲藩松江城ノ天守 年ヲ遂テ 損スルコトヲ致シ 五層皆朽ルニ至ル 故ニ漸之ヲ修ムト云ヲ以ス」とあり、元文3年（1738）には、月相府（幕府）に届け出て天守の修復を行ったことになる。

また、昭和の天守解体修理に際し、「御奉行竹内左助 大工メ杉谷徳兵衛 御大工齋田彦四郎 元メ佐野治助 立田孫兵衛（元文四乙未）四月九日 棟梁 村木忠兵衛」の墨書が見つまっているが、この墨書により、元文4年（1739）4月に行われた天守屋根（四重）の修理時には、竹内左助が（御破損）奉行、齋田彦四郎が御大工であったことが分かる<sup>(10)</sup>。なお、「松江藩列士録」によれば、竹内左助は寛保3年8月18日に「御天守御修復御用出精仕付而為御褒美御帷子一銀五枚被下之」とあり天守修復に精を出したので褒美を受け、齋田彦四郎は同年同月2日に「御目見格被仰付」とあり御大工として御目見格に進んでいる。

以上の記録等から、現在の松江城の外観となる改築（二層の千鳥破風の撤去、四層の唐破風の撤去、東西の大破風への改修など）が或る時期に行われたとすれば、この元文3年から寛保3年の間の大修理に伴って行われた可能性が極めて強いと考えられる。

なお、齋田彦四郎については「松江藩列士録」には、享保3年（1718）に「御天守小形拵差上付而為御褒美二百疋被下之」とあり、「天守小型」（天守の模型）を拵え、褒美二百疋を貰っている<sup>(11)</sup>。そして、その翌年には天守の水改め（天守の傾きの調査）が行なわれ、同時に柱に包板が添えられていることが昭和の修理の際に発見された墨書によって確認されているが、これらのことから、松江藩では、享保期に入ると、天守の修理を具体的に検討ははじめ、同時に柱に包板を添えるなどの補強的な修復も行なっ

ていたのである<sup>12)</sup>。なお、天守修理の必要性については、既に、正徳6（1716）に幕府に修理願いを行なっていたようでもあり<sup>13)</sup>、この頃の天守の状況についてはさらに検討が必要であろう。

## 6. まとめ

本稿は、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれた天守図をきっかけに、初期松江城天守の形態についての検討を加え、試論として著したものである。これらのことから、松江城天守の外観について整理できること、推測できることは次の点である。

- ① 「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」（正保年間:1644～1648）、「出雲国松江城之絵図」（延宝2年:1672）には二層目東（おそらく西も）、三層目南（おそらく北も）に千鳥破風が描かれ、四層目東（おそらく西も）に唐破風が描かれているが、「松江城郭図」（元文3年:1738）以降の天守の図には二層目、三層目の「千鳥破風」は描かれていない。このことは、松江城天守を描いた絵図を見る限り、天守の姿は、17世紀に描かれた天守と、18世紀以降に描かれた天守とはその形態が異なることを示唆しているものと考えられる。
- ② 現在の松江城天守の古柱を詳細に見ると、二重目東側には「千鳥破風（比翼千鳥破風）」があったことを示す「貫跡」が内部2階東の4本の古柱に4か所残っている。このうち1本の「貫跡」背面（外側）には、外面に向かってほぼ水平だったと思われる横架材を架けた跡が確認出来る。また、現在の内部4階東及び西の落床（いずれも2坪）の境の柱にも、「貫跡」があり、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」四層東側の描写（唐破風）と矛盾しない。なお、二層目東側の「千鳥破風（比翼千鳥破風）」については、昭和の大修理の際の記録写真（図15）等によっても裏付けられる。（記録写真には二層西側、二層北側でも「貫跡」が写っており、昭和の大修理前にはその痕跡があったことが確認できる）
- ③ 17世紀後半に現在の形になったとされる「竹内右兵衛書つけ」には、天守の記述として「二重目也西ニ破風有り」と、「破風有り」の記述にあえて朱線を重ね「見せ消ち」している。これは、「竹内右兵衛書つけ」が成立した時には天守には「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれたような「破風」があったが、後にこれが撤去されたことを示唆しているのかもしれない。「竹内右兵衛書つけ」の「見せ消ち」、朱書部分については、今後、さらなる検証が必要である。
- ④ 松江城天守は、記録（墨書、家譜、列士録等）から、元文3年（1738）より寛保3年（1743）にかけて大規模な改築が行われたことが確実である。従って、現在の松江城天守の姿は、修理後の天守の形態を伝えるものであると見なされ、初期松江城天守の形態が、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」の天守に描かれている姿に近いものであるとすれば、千鳥破風、唐破風などは、元文3年から寛保3年にかけて行われた改築工事の際に撤去された可能性が強いことになる。

なお、初期松江城天守の形態に関連する今後の検討課題である。同時期に描かれた「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」（国立公文書館蔵）と「松江城正保年間絵図」（乙部家蔵）も、よく見ると、懸魚や鯨等は描き方に違いが見られる。また、松江城天守を描いた絵図全体を通して言えることは、外壁の表し方が、下層（一層、二層目）が下見板張で、上層（三層目、四層目）が白漆喰である現状の天守と外壁とは異なって、各層ともに下部が着色され、上部が白色であること、つまり各層共に下部が下見板張で、上部が白漆喰の表現になっていることである。これも絵図に従えば、外観が何時の時点かに、現状のように変更されたことになる。松江城が描かれた絵図について、今後も調査研究を深める必要がある。

「松江城天守雛形」（松江市指定文化財：松江歴史館蔵）もよく見ると2階の大破風は、ただ屋根に乗

せてあるだけで、構造的には一体になった「入母屋破風」とは異なる作りになっている。作成年代及びその作成理由も含めて、改めて、模型の構造形態に関する調査研究が必要である。「竹内右兵衛書つけ」の「見せ消ち」、朱書部分については、今後、さらなる検証が必要である。

「千鳥城」の名称についても、その由来は明らかになっていない。初期松江城天守の形態に由来した可能性を提起するが、今後の課題である。

## 注

- (1) 西和夫2011『松江城天守調査研究報告書』松江市（研究受託者神奈川大学）
- (2) 平成27年10月に開催された史跡松江城保存活用計画策定委員会で、委員の一人から資料に掲載された「出雲国松江城絵図（いわゆる正保城絵図）」の天守の絵図について「この絵図には変な天守が描かれているが、これは本当に松江城か。こうありたいと思った姿か」という質問があった。筆者（稲田）は事務局側の一員として参加していたので、かつて旧知の城郭史研究者から「出雲国松江城絵図」について聞いた、「実態とかけ離れた天守を描いて幕府に提出したものではありません」という言葉を念頭に、「松江城郭絵図のうち、天守が描かれたものは点々とあるが、デフォルメされたものもある」と返答したが、その委員会に参加しておられた中井均氏から、「これは正保年間に（正保城絵図は）、幕府に提出するために描かれた城絵図（城下図）なのでインチキは書けない。」との指摘があった。この指摘をきっかけに初期松江城天守の形態について検討を始めることとなった。
- (3) 図1は、正保年間に描かれたもので、現存する「正保城絵図」63点の一（国立公文書館蔵）。図2は、石垣修復の場所を記した城郭図で、図の右下には「延宝二年寅九月朔日 松平出羽守 御判」とある。城郭は「出雲国松江城絵（正保城絵図）」に倣って描かれており、天守の形態は図1とほぼ同じである（松江歴史館蔵）。図3は、松江藩の家老職を勤めた三谷家に伝わった絵図で、藩用図の一種とみられる。絵図の所々には農業、漁撈、自然の景観描写が施されているが、天守を含む建物の描写はやや雑である（三谷健司氏蔵）。図4は、図面の上左端に「旧城内分廻り 惣間数大九七百八拾間 此町数 拾三丁四間 明治五申九月兵部省江差出ニ付扣置」と記す貼紙があるが、外曲輪（二之丸下ノ壇の南惣門の正面にある「天守鍵預」の建物に「松田七左衛門居所」と記されているところから、松田七左衛門が天守鍵預を勤めていた享保4～5年（1719～20）頃に制作されたものとみなすことができる。また「松江藩列士録」斎田彦四郎には「同五庚子年年三月 日不知 御城内分限絵図被仰付出来差出付而同八月 日不知 為御褒美二百疋被下之」とある。この絵図が本図とすると、作者は斎田彦四郎ということになる。なお、本図の城郭の描き方は建物の大きさ配置など全体に正確である。天守は四層天守で、南面に附櫓が付き、二層目屋根の上に入母屋が乗り、破風の下の方中央には火燈窓が付いている。南正面の姿が描かれており、現天守と同じである。また、本図は制作年以来、建物が取壊され、また新たに建てられる度に、貼紙が貼られ、また、上書きされたことが確認されるが、18世紀年代より明治5年（1875）までの本丸・二之丸・三之丸の状況を記す図として貴重である（国文学研究資料館蔵）。図5は、図の左下に「出雲国松江之城石垣元文二丁巳年十二月二日破損所之伺（中略）元文三戊午七月 松平幸千代 印」とある。天守は附櫓を備える五重であるが、二重目屋根の南と東に大破風が乗り、四重目の南と東に火燈窓があり、図1、2とはその様相が異なる（松江歴史館蔵）。図6は、松江城下町絵図群の中でも最も良質な絵図で、武家地には各屋敷割に家臣名が記されている。城郭内も比較的詳細である（島根県立図書館蔵）。図7は、図の左下に「出雲国松江之城石垣破損之覚（中略）安永二癸巳七月 松平出羽守判」とある。天守の描き方は図5に倣っている（東京大学史料編纂所蔵）。図8は、図の左下に「出雲国松江之城石垣破損之覚（中略）安永七戊戌八月 松平出羽守 判」とある。天守の描き方は図5に倣っている（松江歴史館蔵）。図9は、兵法伝授などのために作成されたと考えられるが、城郭内は主要な建物も割愛されており、天守もかなり簡略化されている（国立公文書館蔵）。図10は、左下に「出雲国松江本城外廻北西之方当古甚不締ニ付河岸江高サ壺丈之木柵朱書之通新規取建申度奉願候以上 元治元甲子年六月 松平出羽守（花押）」とある。天守の形態は図5とほぼ同じである（国立公文書館蔵）。図11は、明治8年（1875）以前、松江城内の建物が残る様子を元松江藩の木工棟梁であった安立房次郎の監修のもと描かれたとされている。軸装で、画には「松江亀田千鳥城 明治八年五月廢城」、箱書きには「明治四十二年十二月 安立房次郎ヨリ献上」とある。「安立房次郎ヨリ献上」という言葉から類推すれば、安立氏から旧藩主松平家に献上したものと

考えられ、正確な制作年は分からないが、明治8年以前の松江城内や天守の様子をかなり正確に描いた可能性は高い（松江歴史館蔵）。図12は、図1が幕府に提出された本図とすると、その元図（あるいは図1と共通の下図を写したもの）と見られる図である。五層の層塔型天守の形態は図1と同じであるが、千鳥破風には懸魚が描かれず、鯨も天守最上階の屋根に描かれるだけである（乙部正人氏所有、松江歴史館蔵）。

(4) 矢守一彦は「これを見る者に〈画一的〉な印象を与えるのは、単に幕府の統一的な作製基準に則っているのみでなく、清絵図（正本）を制するにあたってはほとんどの場合、幕府御用の狩野派絵師に筆を煩わせているからである」（「幕府へ提出の城下絵図について」と記している）。

(5) 天守2層の「千鳥破風」の存在については、昭和25年から30年にかけて行われた昭和大修理時にも指摘されており、昭和大修理の現場主任井上梅三氏は、『重要文化財松江城天守修理工事報告書（重要文化財松江城天守修理事務所1955）』『便所および人質蔵の痕跡について』に「天守東側（北寄、南寄）および西側（南寄り）二階柱（番付ち-20、た-20）及び（ち-2）にかかる出梁鼻木は他の出梁鼻と異なり前方へ長く鼻延びとなっている。この出梁下の柱面を棟木として左右各二本の柱に屋根形に当る位置に差し桁と思われる木口彫りの仕口の痕跡が存していた。（西側、北寄柱は明治の修理に取替えられて痕跡なし）これ等柱の仕口彫りの三点を結ぶと千鳥棟の形式をなし、当初は千鳥破風が初層屋根についていたものの如くで、仕口は一度使用した形跡が明らかで、釘穴も存していた。また前記出梁鼻と千鳥の棟との関連性があるようでもあった。元文の古絵図には千鳥破風があり、念のため現在の実測図にこれを当てはめてみたが、千鳥棟としては取合が悪いが、若しこの所に千鳥があったとすればそれは軒千鳥破風であったであろうが、資料が乏しく結論を得るに至らなかった。」と記している。松江歴史館に所蔵されている須田主殿編『城郭史から見た松江城天守と昭和の修理』にも、「千鳥破風」についての記述がある（資料1）。なお、昭和大修理時の「松江城天守維持修理工事写真」（松江歴史館蔵）を見ると、2階東側外部の柱4本に横架材を差込んだ痕跡が確認でき、この痕跡に合わせて南北2か所に千鳥破風を思わせる三角状の縄が張られている。これを受けてだろう、昭和26年（1951）10月22日付島根新聞は、「二層に”千鳥破風”の跡 延宝以前の原型に設計変更か」の見出しで、文化財保護委員会文部技官服部勝吉氏の調査により、天守二層の東西に二つの千鳥破風が取り付けられていた跡が発見されたと報道している（資料2）。ところで、南から2本目の柱の背面（東面）は石落としとなっているため、「貫跡」の背面（東面）にはほぼ水平と思われる横架材を架けた跡が確認できるが、この柱に巻かれている帯鉄は壁漆喰を塗る（石落としの袴を東面に添える）前に柱に巻かれているので、かなり早い時期に柱に巻かれていたと考えられる。

(6) 残された記録を見る限り、これまで内部4階の東西の古柱にある「貫跡」について注目されることはなかった。しかし、井上梅三氏は、『重要文化財松江城天守修理工事報告書』『二重屋根妻立の位置』に、「三階東及び西側の側面中央部は二重屋根入母屋の妻部となっており、この妻部の内側一尺六寸の位置に東西面とも松八寸、八寸の古い束踏梁と思われるものと、その梁の上にはさらに松七寸、八寸の材を重ね、根太受けとなっていた。前記の束踏梁？には一間毎に束穴が彫ってあり、現在は単なる根太受けの役をしているのみであったが、当初の妻立位置は現在の如く破風ではなく一丈、一尺六寸内側の前記束踏梁の位置に建っていたものではなかったか？他の南北張出建の入母屋の破風は、妻立位置より二尺五寸外部にあり形式が違っている。

（もっとも南北張出建以外は各屋根共破風は妻建際）前記の束踏梁の束穴は一度使用した痕跡があり、またかかる大材を何等意味もない不必要な位置に架設してあったことは疑問があったが、他にこれ等を裏付けする資料は発見されなかった」と記しており、三重屋根の東西にある大破風は、現在より一尺六寸（約48cm）内側にあり、使用した痕跡のある束踏梁と束穴があるとする。その理由を、西和夫氏は『松江市ふるさと文庫16』『松江城再発見』で「破風を大きく恰好よく」見せるためと説明する。が、同時に、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれた四層目の「唐破風」あるいは「千鳥破風」を撤去し、現在の「東西の大破風」を設ける改修工事による痕跡とも考えられる。

松江城天守内に残る「貫跡」については、壁面側の古柱の多くが後の改修で取り換えられおり、現在、全てを確認することはできないが、天守壁面側の古柱を内部から確認したところ、内部2階の東側の古柱、内部4階の東西の古柱以外には、内部2階南側の古材2本に各1か所認められるのみだった。内部2階の東側の古柱、内部4階の東西の古柱に残る「貫跡」は、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」に描かれた二層目の「千鳥破風」、四層目の「唐破風」の存在とあまりにも矛盾せず、偶然とは考えにくい。

(7) 和田嘉宥2012『《解題》『竹内右兵衛書つけ』』『松江城研究1』松江市教育委員会

- (8) 「竹内右兵衛書つけ」に「二重目也西ニ破風有~~り~~」と記されていることは、この史料の成立時には二重目にある破風は西側のみで、「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」、「出雲国松江城之絵図」に描かれた東側の破風は既に失われていたのかもしれない。また、一層（重）目の記述にある「~~此桁上端通ニ腰屋根有~~り~~~~」も気になるところである。他にも「竹内右兵衛書つけ」には天守の破風に関して、「三重目也 西ニ破風在り」、「四重目也 南北ニ破風有り」とある。五層（重）目の入母屋破風については記述されておらず、ここに記された「破風」とは「千鳥破風」のことであろうか。なお、「竹内右兵衛書つけ」には、地階から五層（重）までの略平面が描かれているが、その内、附櫓・二層目の石落とし、穴倉（地階）から1階への階段、三層（重）目の屋根裏、四層（重）目の階段及び踊場等は朱線で描かれている。「竹内右兵衛書つけ」における天守の記述については、これらを含めて、改めて検討する必要があるだろう。
- (9) 松江城を「千鳥城」と記す近世の文献史料は、史料編纂課で調べる限り、今のところ「松江亀田山千鳥取城取立之古説」、「雲陽大数録」、「出雲私史」の3点のみである。今日、「千鳥城」の名称由来は不明瞭であるが、「松江城を『千鳥城』と呼ぶのは初期松江城天守の外観（千鳥破風）によるもの」、という仮説が許されるとすれば、その後、城の外観の変化とともに「千鳥城」の名称由来が分からなくなったとも考えられる。明治以降に広域的な名称を付す過程で、「雲陽大数録」、「千鳥城取立古説」、「出雲私史」、あるいは口伝などから、「松江城」とともに「千鳥城」と一般的に呼ぶようになったのではなかろうか。「千鳥城」の名称については、初期松江城天守の形態に由来した可能性を提起するが、今後の検討課題である。
- (10) 「松江藩列士録」によれば、竹内左助は享保16年（1731）正月に御破損奉行を仰せ付けられ、齋田彦四郎は享保10年（1725）12月に御大工を仰せ付けられている。墨書は、『重要文化財松江城天守修理工事報告書』に記載され、松江城天守地階に保管されている。
- (11) 齋田彦四郎が作成した「天守小型」がどのようなものかは分からないが、これまで竹内宇兵衛の作とされ、様々な製作年が指摘されてきた「松江城天守雛形」（松江市指定文化財）は、この大改修を行うために作られた模型で、実質的な製作者は齋田彦四郎という可能性が考えられる。今後の検討課題である。
- (12) 須田主殿編「城郭史から見た 松江城天守と昭和の修理」（松江歴史館蔵）には、「包板の表面に『享保四年亥十月此墨改（水改め）』の文字と墨書が存していたが、創建後百九年を経過した享保の頃に水改めが行われた事は建物の傾斜は勿論柱の不同沈下が相当著しかった事が窺われる。」と記されている。また、天守の修理については「天守の修理としては僅かに延宝、元禄に懸魚の修理が行われている他は享保以前に修理が行われた記録がなく享保の包板が最初であり水墨は包板施行後のものである。その後の修理としては元文、寛保の年代に相当大規模な修理が行われたことは今回の解体により発見された墨書により明らかであり、この時代に包板も或程度付加えられたことも想像に難くない。」と記されている。
- (13) 歴代の『松平家家譜』を見る限り、幕府へ提出する天守修復の届けは、元文3年（1738）以外には確認できないが、松江市誌〔上野富太郎筆写本〕享保頃の記事（中島桐之助蔵書）に、
- 「元文三戌午年三月十一日
- 一、御天守所々及破損候ニ付連々被加御修復度段、松平左近将監殿へ 御届書如左、
- 口上之覚
- 出雲国松江城天守近来所々其分ニて難差置候故五重共朽損候所連々修復申付候、依之御届申候、以上
- 三月十一日 御名
- 右御書付望月知角持参用人坂源七対話相渡候処先格も有之御届候哉与相尋候ニ付先格無之正徳六申年二月三日先ニ井上河内守様へ此度修復〔虫〕有之伺届之訳奉得御内意候処別紙写之通御座候由申述候、源七より申候者此河内守様より御渡被成候御書付暫借承、先格之儀、左近将監殿御尋候て見せ申渡旨且又此書付者月日等も無之間弥書付認差出候様申付而則認直し同日又々坂源七迄差出候処、追而御返答可被仰聞候由源七より申聞、
- 享保元丙申年二月三日
- 御天守御修復之儀ニ付而井上河内守殿へ被得御内意候ニ付御渡し御書付如左、
- 天守斗修復候者以絵図被相伺候不及候間、勝手次第可被申付候被改修覆候ニ付而石垣など取崩候儀も候ハ>以絵図可被相伺候、
- 右河内守殿より御渡被成候書付勉乞添書付如左、
- 正徳六申年天守修復有之伺届之訳不相聞候、右井上河内守様へ奉得御内意候処、同年二月三日別紙

之書付御渡被成候、以上、  
松平松千代留守居

の記事がある。筆写本で、原本は確認できないものの、『宗衍年譜』で確認できるように、元文3年3月11日、天守修復の届けを幕府〔老中松平乗邑（左近将監）〕に出すが、既に正徳6年（1716）2月には老中井上正岑（河内守）に天守修理届けを出し、許可を得ていたことが分かる。

[本稿は、初期松江城天守と千鳥破風について整理を試みたものである。今後、松江城の調査研究を進めるうえで重要な視点と考え、初期松江城天守の外観は「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」、「出雲国松江城之絵図」に描かれたような形態ではなかったかと想定し、ご叱正を覚悟であえて提起した。今後とも、識者の御教示を仰ぐ次第である。

本稿作成にあたり、中井均氏より「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」について貴重なご指摘を、卜部吉博氏からは、千鳥破風に関する記事情報（資料2）を、福井将介氏からは「松江市誌〔上野富太郎筆写本〕享保頃の記事（中島桐之助蔵書）」（奥村久雄氏所蔵）に関する情報をいただいた。また、松江城天守の調査にあたって、松江城山公園管理事務所に便宜を図っていただいた。記して感謝いたします。]

\*絵図の外観から見た天守の層を（一層、二層、・・・）と、天守内部の階を（内部1階、内部2階、・・・）と便宜的に表記した。

（わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授）

（いなた まこと 松江市歴史まちづくり部史料編纂課課長）

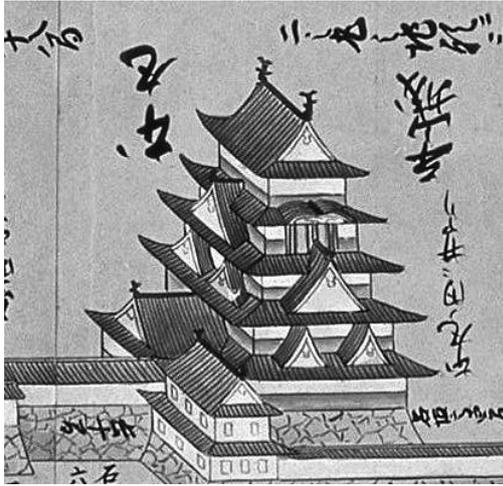


图1 出雲国松江城絵図  
(正保城絵図：国立公文書館蔵)  
(1644~1648)

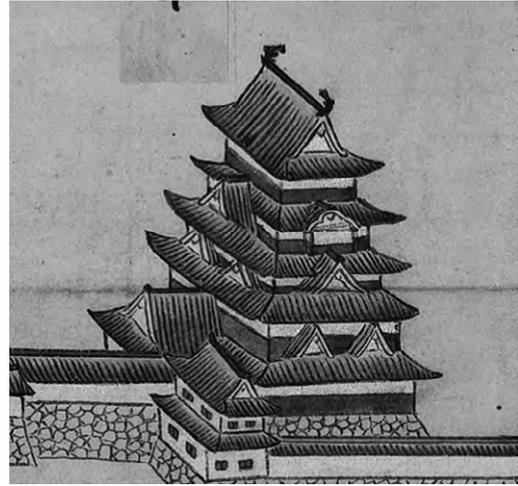


图2 出雲国松江城之絵図  
延宝2年(1672)

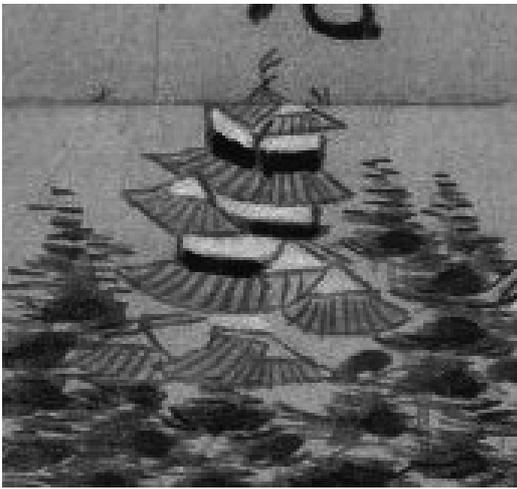


图3 松江城及城下古図  
天和3~元禄5年(1683~1692)

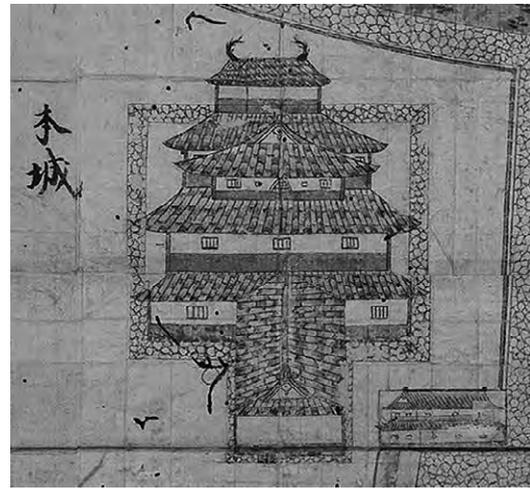


图4 御城内絵図面  
享保4~5年(1719~20)頃

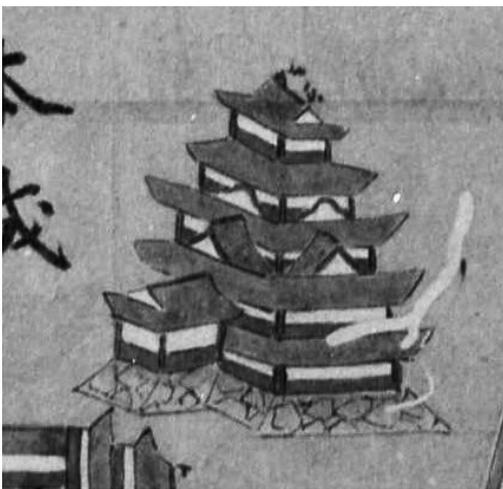


图5 松江城郭図  
元文3年(1738)



图6 松江城下絵図  
元文~延享年間(1736~1748)



图7 諸国城郭修復図  
安永二年 (1773)



图8 松江城郭古図  
安永7年 (1778)

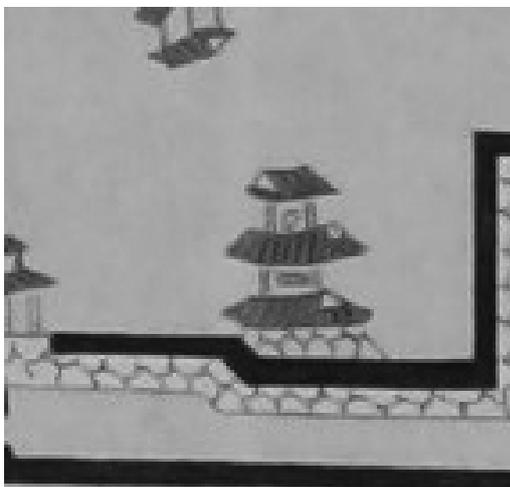


图9 雲州松江 (乗命)  
江戸中期頃



图10 出雲国松江本城図  
元治元年 (1865)

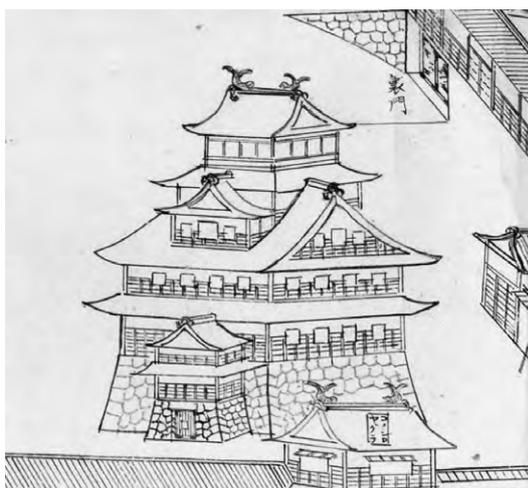


图11 旧松江城之図  
明治42年 (1909)



图12 松江城正保年間絵図  
(正保城絵図：乙部正人家蔵)  
(1644~1648)



図13 天守内部2階 東側北「貫跡」(白丸) 千鳥破風(点線)



図14 天守二階 東側南「貫跡」(白丸) 千鳥破風(点線)

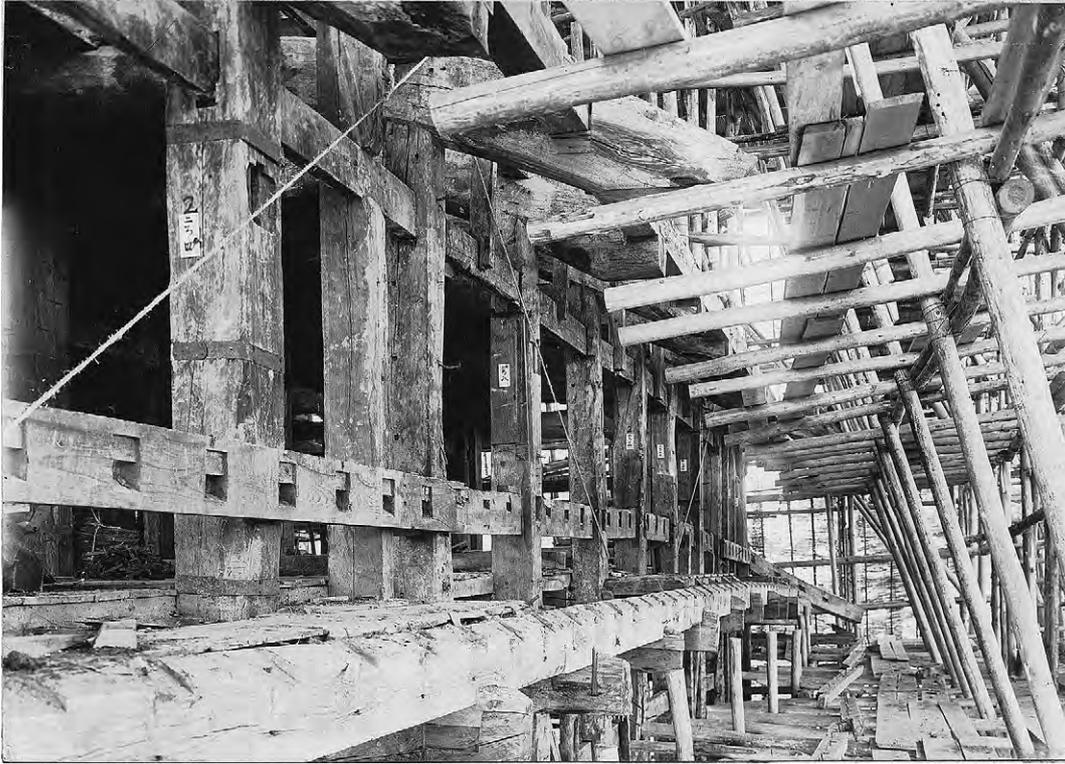


図15 修理時の天守2階東側外面1  
(2か所に綱が張ってある。手前の柱は図20の「ろ4」)



図16 修理時の天守2階東側外面2  
(横架材貫跡のある柱は図20の「ろ14」)



図17 修理時の天守2階西側外面  
(手前の痕跡のある柱は図20の「ら4」)

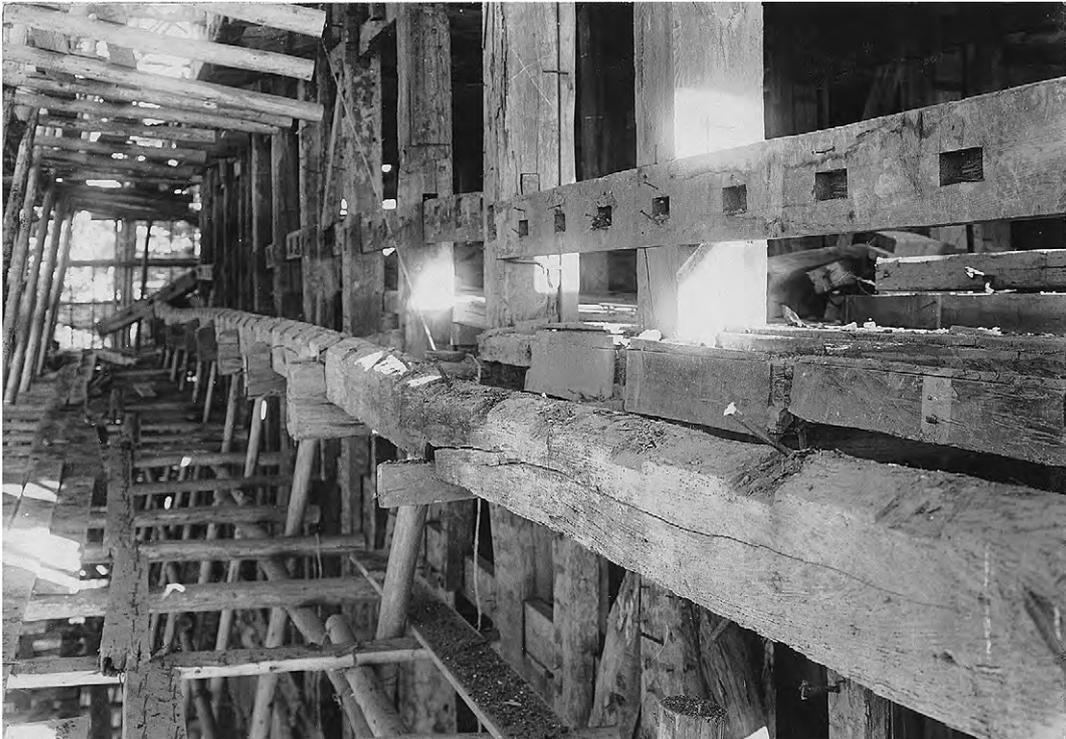


図18 修理時の2階北側外面1  
(右から4本目の柱上部にも横架材を挿した痕跡がある)

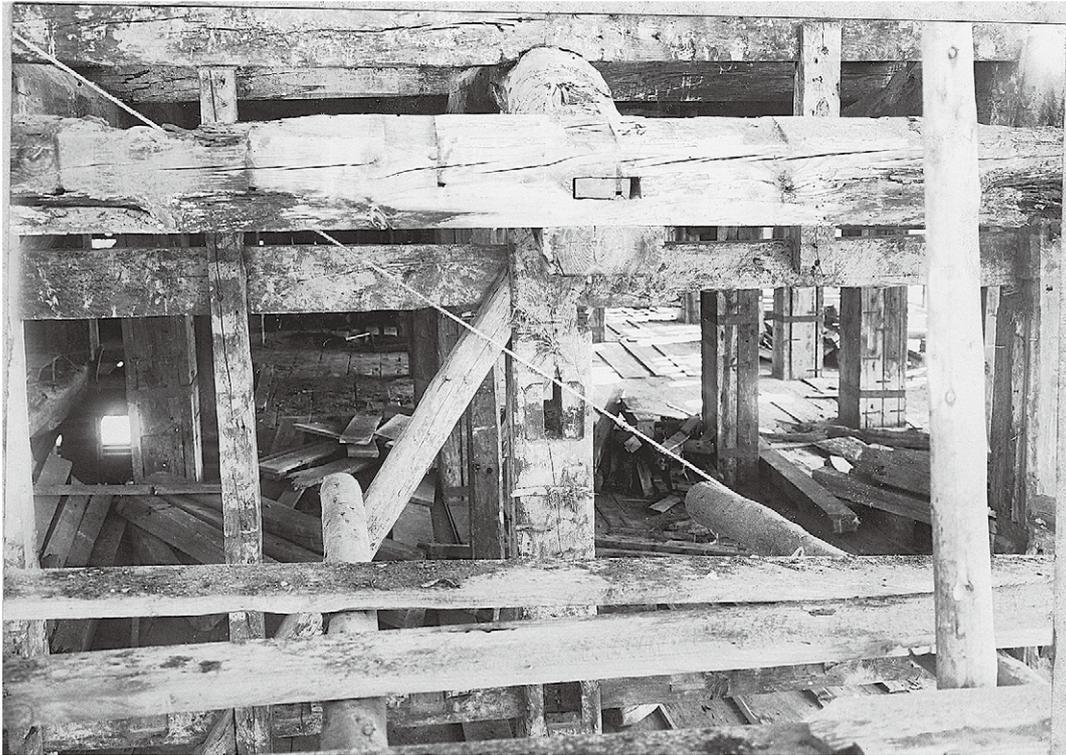


図19 修理時の天守2階北面2（横架材貫跡のある中央の柱は図20の「か20」）

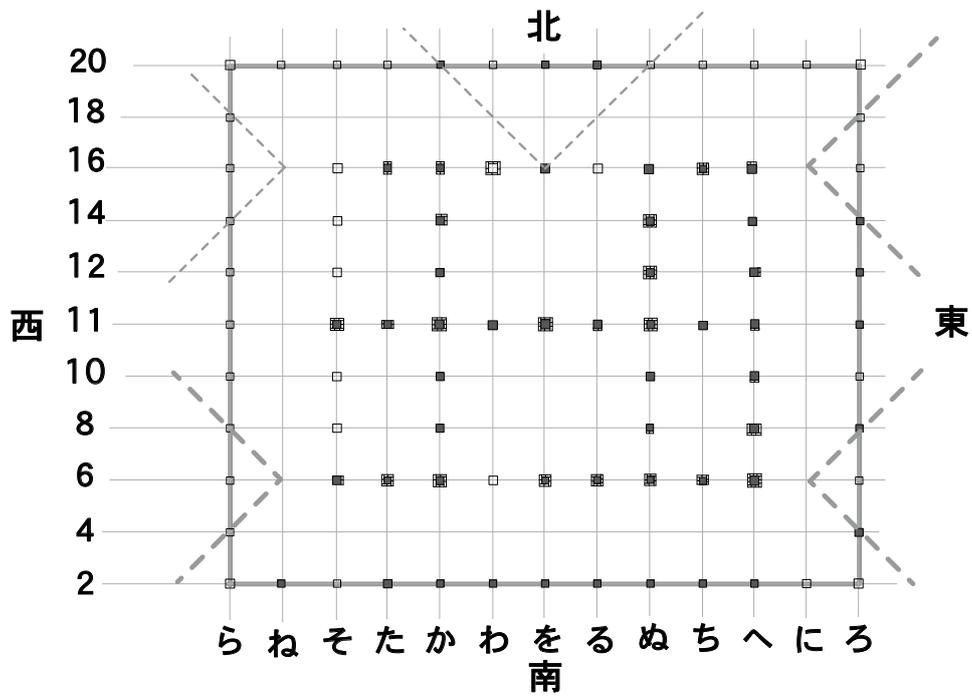


図20 痕跡から推定できる天守2階の破風位置図

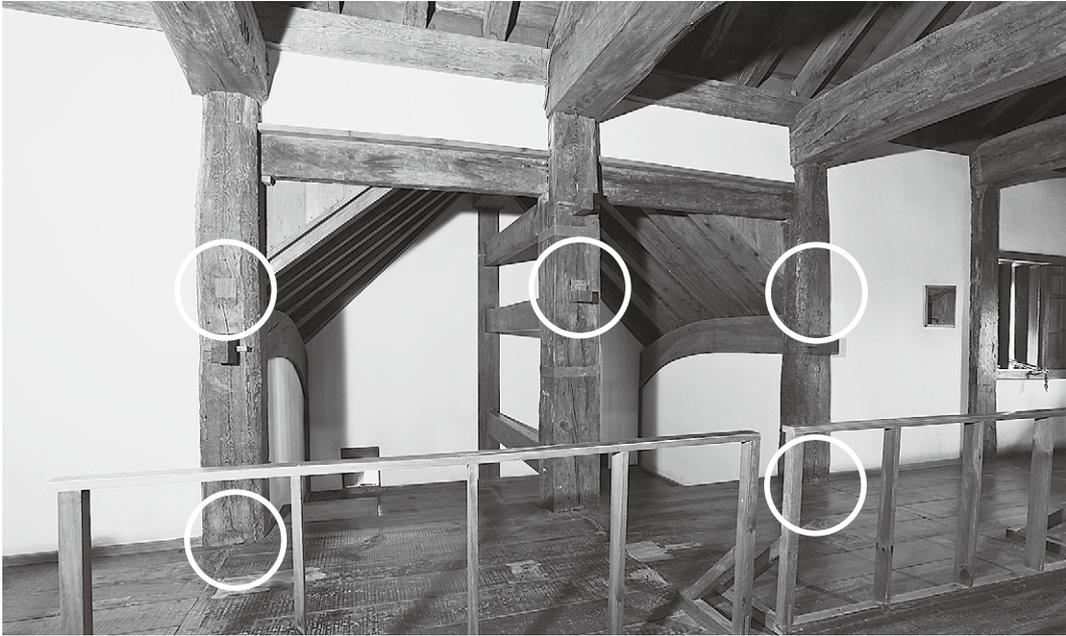


図21 天守内部4階東側「貫跡」(白丸)



図22 天守内部4階西側「貫跡」(白丸)

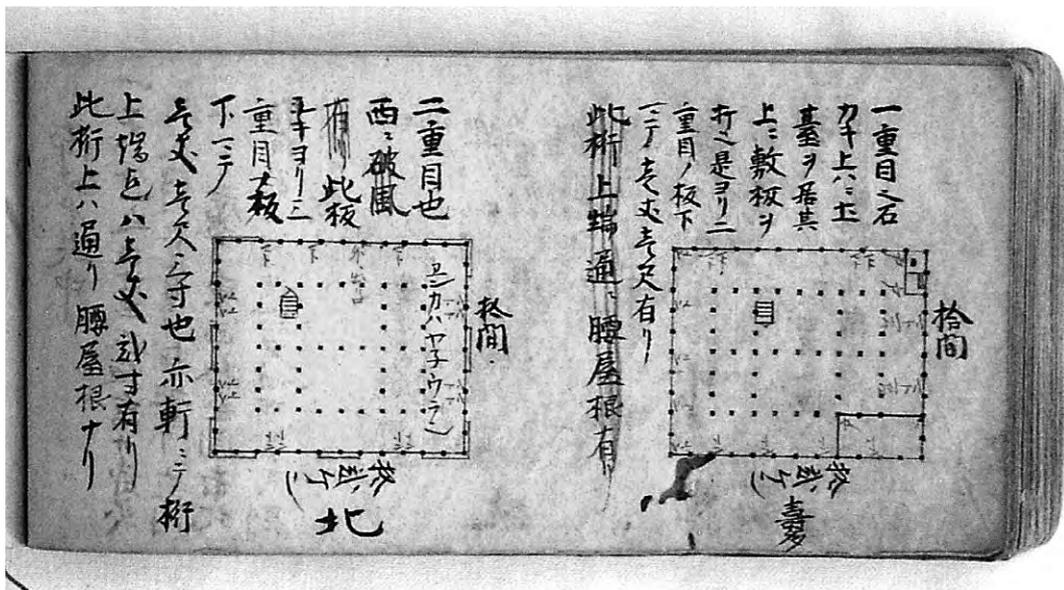


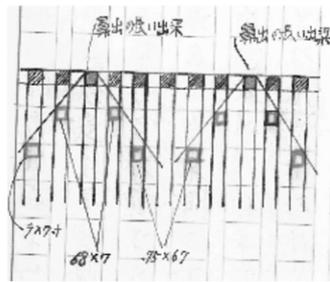
図23 「竹内宇兵衛書つけ」の内、「二重目也西ニ破風有」の記載部分

一重（二重）の特種な出梁

初重（二重）屋根東側出梁の内式本鼻先を長く延ばしたものがあつたが、解体前から問題として入念に調査したが鼻延の出梁を中心として左右に屋根形に差桁の木口彫の仕口跡が柱に残つて居る。又南北二階柱面に中心柱から各二間宛振り分けに（梁間四間）枿穴が存して居た。左図■柱には棟木と思われる仕口穴が存し、是れ等三点を結ぶと千鳥棟の形状をなし当初は千鳥破風が初重（二重目）にあつたのではあるまいかと想像される。延宝の古図には千鳥棟が描かれて居るが、此の絵が実写か想像図か明らかでない。もし千鳥棟があつたとすれば、いつの時代に現在の如き東西大破風になつたものか明確な記録、史料がないから判明しない。東側には北と南とに貳ヶ所に出梁があつたが、西側は明治の大修理において柱や梁等を取り替へられて居るから東側の如き出梁はなかつた。

かくの如き状態であるから千鳥棟があつたものと想定して実測図にあてはめて見ても屋根に納まらないから此千鳥棟については今後確證の発見によつて解決されるべきものと思う。

前述の如き事實は解体の時に西側と南北側とは之れを認めなかつた。



資料1 須田主殿編「城郭史から見た 松江城天守と昭和の修理  
第三章 p. 829~p. 832」記載の千鳥破風に関する記述。  
〈 〉内の斜字による修正文は筆者（和田）附記。



# 二層に千鳥破風の跡

## 延宝以前の原型に設計変更か

松江城

松江城の解体修理の進ちよくたともなつて天守二層の東西に二つの千鳥破風が取りつけてあつた跡が発見され、もしこれが原型に復原されることになれば見なれた松江城の姿は型がかわり、姿はさらに荘重さを増すのではないかと注目されている。この千鳥破風跡は十五日米原した文化財保護委員会文部技官服部勝百氏の調査によつて明らかにされたもので延宝年間の

つたことが明らかになっているのに安政の古図にはそれがなくなつているところから、その間の修理改築の時に取りはずされたのではないかと見られる

服部技官談・延宝古図にあつて

安政古図にないのはその間の改築で取りはずされたのではなからうか。出来れば延宝古図による松江城の姿に再現したいものだが、その千鳥破風の大きさなどが明らか

なっていないので資料を集めても

らつている。土地柄だけに悉くであると思われた松江城にこんな千鳥破風があるのはその当時の城のデザインとしてはコツなものだ(写真)は白線が延宝年間に取付けられてあつた破風の想像図)

吉田巡査交通コン 二十四日東京へ 京銀座で行われる全国警察官交通コンクール大会に島根県を代表して開壇本部 警ラ交通課吉田一朗巡査が出席。

松江城天守修理関連年表

西暦	和暦	記載内容	墨書及び資料名
1639	寛永 15	竹内有兵衛（中略）御御殿前より遥に天守を見上げて、南の方幾尺幾寸傾かりといへり、其事御聴に達し、御しあべあれば、果たして違はず、それより天守の御修復を命ぜられしかば、有兵衛先づ天主の雛形を作りて御修復に取懸り、遂に思ふ如くに成功を成せり	『藩祖御事蹟』
1676	延宝 4	延宝四年卯月□□ 大工 □□左衛門	附櫓破風にあった懸魚鱗の墨書
1700	元禄 13	口禄十三年庚辰四月 大工 伝七作 同 喜兵衛	懸魚六葉裏の墨書
1718	享保 3	御天守小形拵差上付而為御褒美二百疋被下之	『列士録』 齋田彦四郎
1719	4	享保四年亥十月 戌六月□□此墨改、享保四年 亥十月 此墨改 享保四年 亥十月此墨改 まき手二つ 享保四年亥十月 昭和十六年一月調	1階の柱（を-六）包板の墨書 1階の柱（わ-六）包板の墨書 3階の柱（た-六）包板の墨書
1720	5	（三月）御城内分限絵圖被仰付出来差上付而同八月御褒美二百疋被下之	『列士録』 齋田彦四郎
1737	元文 2	元文二 午四月廿四日 御天守□□	1階北東側にあった木片の墨書
1738	3	元文三 午 四月廿八ヨリ取付 原田六左衛門 笠井平次 大工 伊原清八 広頼喜兵衛 午 十月廿九日二書之 （三月十一日）是日月相府ニ告ルニ雲藩松江城ノ天守年ヲ遂テ損スルコト致シ五層（重）皆朽ルニ至ル故ニ漸ニ之ヲ修ム 元文三 午四月廿八ヨリ取付 大工 原田六左衛門 笠井平次 伊原清八 廣瀬喜兵衛 午 十月廿九日二書之 元文三年六月十四日	5階根太掛木片の墨書 『宗衍年譜』 5階根太掛の木片の墨書
1379	4	元文四年未ノ四月四日 宮次富治 大工 彦助 （表）御奉行竹内佐助 大元ノ杉谷徳兵衛 御大工齋田彦四郎 元ノ左野次助 立田孫兵衛 四月九日 棟梁 村木忠兵衛 （裏）元文四乙未四月九日に此角木出来仕上ル 大工 山門磯□□ □ 広瀬新左工門 笠井平次 齋田徳左衛門 （表）元文四年四月廿日 檜皮中満といふ （裏）ひかわ中満 十兵衛 市右衛門 左方 源四郎 市太郎 五郎 ノ 六人 □林 齋田徳 元文四年 六月廿一日□□□ 元文四	5階の化粧垂木包板の墨書 4階木片の墨書 4階東南隅木打付木片の墨書 4階曾木の墨書 4階南張出（千鳥東）隅木の墨書 4階の東にあった曾木の墨書
1740	寛保 1	（表）寛保元年 酉年 （裏）檜皮 権四郎 西五月卅日	4階にあった曾木の墨書
1741	2	（表）寛保二歳 （裏）経本市右衛門 大工新之助 書 寛保二 戌六月 日 大工 傳太 大工 清太 熊井氏 （八月十八日）御天守御修復御用出精付而為御褒美御帷子一銀五枚被下之 寛保二此品□□□□	4階屋根北西曾木の墨書 華頭窓敷居の墨書 『列士録』 竹内佐助
	3	亥四月廿九日 大工 定次作	2階の柱（ぬ-十四）包板の墨書 4重北西に在った曾木の墨書
1815	文化 12	文化亥六月十四日 未口谷吉 文化一ニ	5階東棟木受木材の墨書
1847	弘化 4	（九月九日）御本丸辰巳櫓御普請中精出就相動為御褒美銀三兩被下之」	『列士録』 勝部丹蔵
1850	嘉永 3	嘉永三 戌六月改済	1階の柱（わ-十一）包板の墨書
1870	明治 3	明治三歳己三月十四日 折廻三方角木取替致候 大工 棟梁善七 肝煎次市 御大工 橋本万吉 銀七 広助 明治三年巳三月十四日 此所屋根仕舞仕候 此節御役人 御大工頭 山村平蔵 馬場作右衛門 御大工 布施賢六 橋本傳三郎 諸弘 土岐仁右衛門 肝煎次市 喜一事 橋本傳三郎 萬吉 大工 銀七 広助 熊太郎 右人別折廻三方角木取替致候 明治三年巳三月十四日 此所屋根仕舞致候 此節御役人 御大工頭 山村平蔵 馬場作右衛門 御大工 布施賢六 橋本傳三郎 諸弘 土岐仁右衛門 城普請 恩田林蔵 諸請負 岡田林蔵 大工棟梁 善七 肝煎次市 蔵一郎事 橋本伝三郎 萬吉 大工 銀七 同 熊太郎 右人別折廻三方角木取替致候	4階北東側の木片の墨書 4階東側の北にある木片の墨書
1894	27	明治廿七年秋 天守閣大修繕之際 棟梁 白石伊蔵 寄附 明治廿七年六月廿日ヨリ大修繕ニ着手シ同年九月三十日竣功 棟梁白石伊蔵 肝煎神谷務右衛門 大工方佐々木儀太郎 間田武二郎 小川万太郎 大工梅太郎 浅野武一郎 佐々木定太郎	附櫓鬼板に取付られた銅板の裏板の墨書 2階東北の負隅木の墨書

# 「正保城絵図」と「出雲国松江城絵図」に関する考察

和田嘉宥・稲田 信

## 1. はじめに

本誌別稿「初期松江城天守の形態に関する試論」では、『千鳥破風』が描かれるなど現在の天守と異なる外観をもつ天守図、『出雲国松江城絵図（正保城絵図）』（正保年間：1644-47）は、「初期の天守の姿を描写したものである可能性が強いと考えられる」とし、また「幕府収納図である『出雲国松江城絵図（正保城絵図）』には松江藩家老乙部家に伝わって『控図』とされてきた『松江城正保年間絵図』があり、同じく『千鳥破風』が描かれるなど現在の天守と異なる外観をもつ天守が描かれている。今後の検討を要するが、この乙部家伝来の『松江城正保年間絵図』は、『出雲国松江城絵図（正保城絵図）』より松江城・城下町の実態に即して描かれた絵図の可能性が強く、『出雲国松江城絵図（正保城絵図）』の元図（下図）、あるいはその写しとなるものだろう。」と記した。また、『正保城絵図』は城下全体を描いた城下絵図である。『天守がどこまで正確に描かれた』かについては、今後、さらなる検討が必要であるが、『城絵図』と表記されていることに併せて、城郭部分が大きく描かれている。」とも記した。

本稿では、国立公文書館が所蔵するいわゆる「正保城絵図」に描かれている天守の姿図と、その一つである「出雲国松江絵図」、及びその元図（下図）あるいは元図（下図）の写しと見られる「松江城正保年間絵図」（乙部正人氏所有、松江歴史館蔵）を紹介し、これらの「絵図」の描写内容について検討及び考察を加えようとするものである。

## 2. 「正保城絵図」について

「正保城絵図」は、正保元年（1644）12月の幕命により、全国の藩が調製し、提出した城絵図（あるいは城下町の地図）で、文化14年（1817）には、157点の城絵図（正保城絵図）があったことが記録されているが<sup>(1)</sup>、国立公文書館に保存されている「正保城絵図」は63点（国立公文書館デジタルアーカイブでは62点が閲覧可能<sup>(2)</sup>）で、現在、重要文化財（歴史資料）に指定されている。

これら「正保城絵図」は、城郭内の櫓や天守などの建物が描かれ、城郭周辺では石垣の高さ、堀の中や深さ、長さなどが具体的に記されているほか、城下の街区割、山川の位置や形が詳細に描かれており、城下の全容を把握することができるものである。

幕府が藩に求めた「正保城絵図」の調整であるが、例えば、佐賀藩の「多久家有之候御書類之写」の「城之絵図之事」（佐賀県立図書館蔵<sup>(3)</sup>）には、

一、本、二、三丸間数之事

右、本、二、三丸之間目、石垣土手之間目、同高サ、塀之高さ間目、やくら等迄不残絵図ニ書付可申由候事

付、かへら塀板塀之分ケ書付可申由之事

一、堀のふかさひろさの事

右、小城之廻之堀、そこそこにでふかさひろさヲ、ごまかに書付可申由之事

一、天守之事

天守ヲ絵ニ書、いくかいと有之儀、并垣之高さ有所迄、無相違様ニ絵図可仕由候事

一、惣曲輪、堀之ひろさふかさ之事

惣構之堀そこそこにて、ひろさふかさ書付可申由候事

一、城より地形高所有之は、高所と城との間、間数書付可申事

但、惣構より外ニ高所有之共、書付候事

右は如書面にて御座候事

一、侍町小路割并間数之事

侍町、小路割ヲ仕、小路々々の長さの間目書付可申由之事

一、町屋、右同断之事

通町、脇町迄絵図ニ書付、壱町々々之しるし可仕由候事

一、山城、平城書様之事

平城にて候へハ、書様と有之儀無御座候事

と記されており、城下の全容が城郭に至るまでよく分かるように描くことが求められていた。

このように、「正保城絵図」は幕府より一定の基準が求められ、描かれたことが知られているが、「国立公文書館デジタルアーカイブ」で閲覧できる城絵図を見ると、上記の他にも次のような類似点が確認できる。

- ・城下の周辺には山や川に田畑が描かれて、田畑には浅田、深田、畠などの表記がある。
- ・城下内の道や街区や橋は描かれているが、街区内の屋敷割は描かれておらず、街区には侍屋敷（侍町）、足軽町、町屋、寺などの表記が見られる。
- ・城下内の往来可能な道には朱線が引かれているが、その内、江戸に通じる本道（街道）から城に至る主往還道は朱線が太くなっている。また道にはその長さも表記されている。主要な橋にも長さが記されている。
- ・城郭周辺の堀や川については、その深さ、巾、長さが記されている。
- ・堀際は石垣か堤（土手）か、その仕様が区別して描かれている。

矢守一彦は論文「概説 正保城絵図」において、「『正保城絵図』が（中略）これを見る者に〈画一的〉な印象を与えるのは、単に幕府の統一的な作製基準に則っているのみでなく、清絵図を制するにあたってほとんどの場合、幕府御用の狩野派絵師の筆を煩わせているからである。」と記している<sup>(4)</sup>。

個々の城絵図を見ると、例えば、内題の記されている図が多いが、内題のないものもある。また、内題の表記も「城絵図」を入れる図が多いが、これにも各藩による違いが見られる。また、個々の図をよく見ると、描き方にも微妙に差異が認められる。冒頭にも記したように、「正保城絵図」は幕命によって全国の藩が（幕府の指示に従って）個々に調製して描いたものと見るのが妥当と思われる。

なお、「正保城絵図」の特徴としては、城下全体が描かれているものの、内題に「城」（城絵図、城之絵図）を含むものが大半であるように、城下における城郭部の位置が一目でよく分かるように描かれていることである。「正保城絵図」は、「島原の乱」後、徳川家光の治世下に、幕府が各藩における城郭の軍事性を完全に把握することで、幕府の絶対的な権威を諸大名にはっきり認識させる意味を持たせるものであったのは間違いないだろう。

### 3. 「正保城絵図」に描かれている31天守

国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能な「正保城絵図」は62点あり、その内、天守が描かれているものは31点である。これら31点について、図の向き（北の方角）、図面の大きさ、内題の書かれている位置、天守の向き、天守の描写内容等をまとめたのが表1である。また、天守部分を「正保城絵図」から抽出してまとめたのが図1の①～⑳である。

これらの絵図の大きさの平均値は左右262cm、上下242cmであるが、個々にみると左右171cm～365cm、上下137cm～296cmとまばらで、定まった大きさは確認できない。内題の記されている図は31点中24点で、その位置は左下が17点と最も多いが、表記は絵図によって異なる。「正保城絵図」は城下とその周辺を描いた城下町図ではあるが、城郭部がより詳しく描かれ、城への道程も分かりやすく描かれている。「正保城絵図」は、その名称（内題）からも城郭部に主点が置かれて描かれたものであることは間違いないだろう。

天守（あるいは天守と見える矢倉）が描かれている図31点について、全体図を見ると、北を上にした図が9点、北を下にする図が9点、北を右にする図が5点、北を左にする図が3点、左上を北にする図が2点、左下を北にする図が1点で、北を上にする図と北を下にする図が9点ずつと多い。

天守の向きは、上向き14点、下向き6点、左向き5点、右向き2点、左上向き、右上向き、左下向き、右下向き各1点ずつである。

天守の形態を見ると、31天守の内27天守が層塔型天守として描かれており、5天守は望楼型天守として描かれている。

「正保城絵図」は幕命により、各藩が調整したものであるが、城郭部や天守の形態は総体的に見て、出来るだけ忠実に描こうとしたものと見られ、31天守をそれぞれ見ると、描き方には差異が見られるし、松江城天守⑳は他の図に比べて丁寧にかつ詳細に描かれているのが分かる。

天守図を実物、古写真、指図等との比較で見よう。白河城天守①は破風が多く描かれている。古河城天守③はほぼ正確。丸岡城天守⑦は形状が異なる。福知山城天守⑬は層塔型で形状が異なる。亀山城天守⑭はほぼ正確。岡山城天守⑯はほぼ正確であるが外壁が白塗。備中松山城⑰はほぼ正確。津山城天守⑱はほぼ正確。松江城天守⑳は層塔型で破風が多い。丸亀城天守㉑はほぼ正確。大洲城天守㉒は形状が異なる。土佐（高知）城㉓は形状が異なる。

「正保城絵図」に描かれている天守の姿は、実在した（する）天守と類似しているものも少なくないが、明らかに形態の異なるものも見られる。ちなみに、「正保城絵図」の松江城天守⑳は、層塔型五重の天守として描かれており、二重目や三重目には千鳥破風が、四重目には唐破風が描かれており、現状の望楼型四重の天守とは異なる描写になっている。

ここでは、「正保城絵図」に描かれている31天守の天守部分を抽出した図を掲載することに留めるが、個々の図に描かれている天守や城郭の様相はそれぞれ異なっている。城郭内の曲輪の描き方は、これをもって「正保城絵図」が、当時の城郭の構造形態を正確に描写しているとは言い難い面も見られるが、本丸、二之丸、三之丸といった曲輪の配置構造はほぼ正確に表現されている。「正保城絵図」は、天守の描写に限って言えば、その正確さには疑問があるものの、絵図の性格上、当時の天守の形状を、分かりやすく描写していると思なしてよいだろう。

#### 4. 「出雲国松江城絵図」（正保城絵図の一）と「松江城正保年間絵図」について

「出雲国松江城絵図」（図2-1）は国立公文書館に所蔵されている「正保城絵図」の一つであり、内題に「出雲国松江城 松平出羽守」とあることから、調整担当者は松平出羽守（直政）であることが分かる。「松江城正保年間絵図」（図3-1）は松江藩家老乙部家に伝わり松江歴史館に所蔵されている絵図である（以下、「出雲国松江城絵図」は「公文書館図」、「松江城正保年間絵図」は「乙部図」と記す）。2枚の図は極めて類似しており、「乙部図」は「公文書館図」の「控図」とされてきた。

2枚の図の違いの要所を述べる。

・街路にはともに朱線が引かれているが、「公文書館図」は、「江戸へ之本道」から「城郭部」に至る主

往還が太く引かれ、さらに「大手口」にも太い朱線が引かれている（「乙部図」には引かれていない）。

- ・「公文書館図」には本丸に設けられている「一ノ門」の正面にも「門」が描かれているが、「乙部図」にはない。（「公文書館図」に描かれた「一ノ門」の正面の「門」は実際には考えにくく、「乙部図」が正確に描かれていると言える。）

- ・末次町の東端を見ると、「公文書館図」には「侍町」の西に「堀」が描かれている。一方、「乙部図」には描かれておらず「町家」になっており、さらに、よく見ると、南部には橋を描いた痕跡が薄らと残り、その南に新たに道を描き、東西が繋がっている。（「松江城及城下古図」（天和3～元禄5：1683～92、三谷健司家蔵）以降の城下絵図では「堀」は埋まっており<sup>5)</sup>、「乙部図」は新しい情報で描かれている。）

- ・母衣町の東北端の三角地の南部を見ると、「乙部図」には、東側に「堀」が入り込んでいるが、「公文書館図」には描かれていない。（「松江城及城下古図」以降の城下絵図では「堀」が東西に貫通し、その途中である「乙部図」は新しい情報で描かれている）

- ・外中原の宍道湖添いをみると、道に添う細長い区画には「町家」があるが、「公文書館図」では区画が二分され、その間が湖面となっており、「乙部図」は、街区は一続きである。（「松江城及城下古図」以降の城下絵図では街区は一続きで、「乙部図」は新しい情報で描かれている。）

- ・橋梁を見ると、総体的に、「公文書館図」の方が「乙部図」より丁寧に描かれている。

- ・記載されている字句をよく見ると、「公文書館図」に記されている字句が、「乙部図」では記されていない箇所がいくつかあり、「公文館図」では（特に城郭内において）字句が追記されているようである。

- ・南田町の東端を見ると、「公文書館図」では、「侍町」と「よし原」の間に直線が引かれ、明確に区画されているが、「乙部図」では「侍屋敷」と「よし原」の間が明確になっていない。

- ・城郭部の櫓をよく見ると、「公文書館図」では大半の櫓や門の入母屋破風に懸魚が描かれているが、「乙部図」では入母屋破風の内の多くに懸魚が描かれていない。

- ・天守を見ると、五重の天守の形態はほぼ同じであるが、天守屋根に上がる鯨は、「公文書館図」では濃茶であるが、「乙部図」では着色されず輪郭だけである。また、天守屋根同様の鯨が、「公文書館図」では4階の破風や、附櫓の屋根にも描かれているが、「乙部図」には4階の破風や、附櫓の屋根には描かれていない。

以上から、全体的に見て、「公文書館図」の方が「乙部図」より丁寧に描かれており、記載されている字句も多い。これは、「公文書館図」が幕府に収納する城絵図として調製され清書された図面だからだろう。しかし、「公文書館図」は「堀」の一部などで「乙部図」より古い情報で描かれている。2枚の図の違いは制作年代を反映したものとも思われる。「公文書館図」には「一ノ門」の正面の「門」のように明らかな間違いも描かれている。

なお、「乙部図」では、末次町東の埋められた堀を詳しく見ると、書き直された痕跡が残る。また、「乙部図」には、末次町西端南側道路の描き方などのように張り合わせのズレをそのまま描いたように見える箇所があり、元々あった絵図（元図or下図）をそのまま書き写し、「堀」などは実態に合わせて修正を加えたように見える。

何れにしても、幕府提出用に調製された「公文書館図」（「出雲国松江城絵図（正保城絵図）」）とは別に、国元で制作された「乙部図」が存在することは看過できない。松江藩は藩で作成した元図（下図）を基に「公文書館図」を仕上げ、幕府に提出したと推察できる。

「乙部図」が元図（下図）あるいはその写しかどうかについては、明確にできないが、「公文書館図」に比べて記載されている字句が少ないこと、「堀」の一部は「公文書館図」より新しい情報で描かれていること、「公文書館図」にある「一ノ門」の正面の「門」を描いていないこと等から、「乙部図」は、「公

文書館図」の元図（下図）を基にしながらも、この図を描写する時、松江城と松江城下の実態に即して描かれた可能性が高いと見られる。

## 5. おわりに

本稿では、初期松江城天守の形態に関わる重要な史料ともなり得る「正保城絵図」について、まず、「正保城絵図」の制作意図について述べ、さらに天守が描かれている31図を取り上げ、天守の描写内容について検討を行い、また「正保城絵図」の一つである「出雲国松江城絵図」（「公文書館図」と、「松江城正保年間絵図」（「乙部図」）を紹介し、その描写内容の相違について考察を加えた。

江戸幕府は、盤弱な基盤を構築する過程で、正保年間には全国の藩に対し、「国絵図」、「郷帳」、「城絵図」、「道程」等の提出を求め、幕府の求めに応じて藩が調製した城下絵図が「正保城絵図」である。その描き方が藩によって多少異なるのは、各藩で個々に制作された絵図であることを示しており、また、「正保城絵図」の性格から、城郭部を重視して描かれたものであることが分かってきた。

松江藩の場合は、藩で「元図（下図）」を描き、それを清書して提出したのが「出雲国松江城絵図」（「公文書館図」）であると思われる。元図（下図）の写しである可能性が高い「松江城正保年間絵図」（「乙部図」）の存在から、松江藩は「正保城絵図」の調整にあたって、城下の実測を行い、その制作過程で、元図（下図）を作成していたのは間違いないだろう。

ただ、「正保城絵図」は、城下全体の様子を幕府に提示するために制作されたものではあるが、城郭部並びに天守が、どこまで正確に描写されているかについては定かでない。

「出雲国松江城絵図」に描かれている城下並びに城郭部もどこまで正確に描かれているかについては、不確かな点もいくつか見られるが、徳川家光の治世下に松平直政が幕府に提出した絵図である。幕府の示した基準に基づき検分も受けた正保期の幕府収納図という性格からして、当時の城下の構造や城郭部の様子を、出来る限り正確に分りやすく描いた絵図であることは間違いない。「公文書館図」、「乙部図」は共に、城郭部の曲輪の構成に至るまで、当時の城下町の様子を実態に即して描写したものと見なしてよいだろう。

## 注

- (1) 矢守一彦1986「概説 正保城絵図について（上）（下）」『名城絵図集成（東日本之巻）、（西日本之巻）』小学館
  - (2) 国立公文書館デジタルアーカイブス<https://www.digital.archives.go.jp/>
  - (3) 川村博忠「正保肥前国絵図の作成経緯について」佐世保工専研究報告10所引
  - (4) 注1に同じ
  - (5) 松江市史編集委員会2014史料編11「絵図・地図」『松江市史』松江市
- [本稿作成にあたり、川村博忠氏より「正保城絵図」に関するご教示をいただいた。また、「松江城正保年間絵図」の撮影等で伊藤孝一氏、大矢幸雄氏にご協力いただいた。記して感謝いたします。]

(わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授)

(いなた まこと 松江市歴史まちづくり部史料編纂課課長)

表1 「正保城絵図」の内、31天守の描写内容

	城絵図名称	北の方角	大きさ cm		内題位置	天守向き	天守の描写				
			左	右			規模	形式	外壁	意匠表現	
1	奥州白河城絵図	↓	364	246	右上	↗	三重	層塔型	複合式	板張、漆喰、隅柱	初・二重屋根に千鳥破風
2	上野国沼田城絵図	→	243	176	左下	↘	五重	層塔型	独立式	総漆喰	二・三・四重屋根に千鳥破風、五重に高欄
3	下総国古河城絵図	→	341	282	左下	↘	三重	層塔型	独立式	総漆喰	特になし
4	相模国小田原城絵図	→	291	310	一	↖	三重	層塔型	複合式	漆喰、隅柱	二・三重に高欄
5	越後国村上城之絵図	→	275	284	左中	↖	三重	層塔型	複合式?	総漆喰	二・三重屋根に千鳥破風
6	越後国古志郡之内長岡之図	→	271	207	右上	↗	三重	層塔型	独立式?	漆喰、隅柱	特になし
7	越後国丸岡城之絵図	↓	181	190	左下	↘	三重	望楼型	独立式	総漆喰	三重目の腰に庇?
8	遠州掛川城絵図	↖	251	336	左下	↘	三重	層塔型?	複合式	総漆喰	二重屋根に唐破風
9	三河国西尾城絵図	↖	226	234	左下	↘	三重	層塔型?	独立式	板張、漆喰	特になし
10	美濃国大垣城絵図	→	268	235	左下	↘	三重	層塔型?	独立式?	総漆喰	初・二重屋根に千鳥破風、三重に高欄
11	近江国膳所城絵図	←	325	219	一	↖	四重	層塔型	複合式?	板張、漆喰	初・二・三重屋根に唐・千鳥破風
12	伊勢桑名城中之絵図	↓	255	281	一	↖	四重	層塔型	複合式?	総漆喰	初・二重屋根に千鳥・唐破風
13	丹波国福知山平山城絵図	↑	259	296	左下	↖	三重	層塔型	独立式	総漆喰	特になし
14	丹波国龜山城絵図	↑	306	263	左下	↖	三重	層塔型	独立式	総漆喰	特になし
15	和泉国岸和田城絵図	↖	321	243	左下	↘	五重	層塔型	独立式	板張、漆喰	二・三・四重屋根に千鳥・唐破風
16	美作国津山城絵図	↓	240	208	右上	↗	五重	層塔型	独立式	漆喰	五重に高欄
17	備前国岡山城絵図	↑	187	251	左下	↖	四重	層塔型?	複合式	漆喰、隅柱	二・三重屋根に入母屋・千鳥・唐破風
18	備中国松江城絵図	←	239	137	左下	↘	二重	層塔型?	複合式	総漆喰	特になし
19	備前国福山城絵図	↑	240	208	左下	↖	五重	層塔型?	複合式	総漆喰	初・二・三・三重屋根に千鳥・唐破風
20	安芸国広島城所絵図	↑	193	242	左下	↖	五重	層塔型	複合式	板張、漆喰	二・三・三重屋根に千鳥破風、五重に高欄
21	出雲国松江城絵図	↑	274	324	右上	↗	五重	層塔型	連結式	板張り漆喰	初・二・三・四重屋根に千鳥・唐破風
22	讃岐国丸亀絵図	↓	217	255	右中下	↘	三重	層塔型	独立式?	漆喰、隅柱	特になし
23	伊予国大洲之絵図	↓	264	215	左下	↘	三重	層塔型	独立式	板張、漆喰	初・二重屋根に千鳥破風
24	阿波国徳島城之図	↑	365	225	左下	↖	三重	層塔型	独立式?	漆喰、真壁造	二重屋根に千鳥・唐破風
25	土佐国城絵図	↑	387	258	一	↖	三層	望楼型	独立式?	総漆喰	初・二重屋根に入母屋・唐破風
26	豊前国小倉城絵図	↑	240	185	右上	↗	四重	層塔型	独立式	総漆喰	特になし
27	豊後国日出城絵図	↑	186	164	一	↖	三重	層塔型	複合式	漆喰、真壁造	特になし
28	豊後之内臼杵城絵図	→	250	227	左下	↘	三重	層塔型	連結式?	総漆喰	初・二重屋根に千鳥破風
29	豊後府内城之絵図	↓	273	255	一	↖	四重	層塔型	複合式?	総漆喰	特になし
30	豊後国亘入郡岡城絵図	↖	179	280	左下	↘	三重	層塔型	独立式	総漆喰	初・二重屋根に千鳥破風
31	肥後国八代城廻絵図	←	206	274	一	↖	四重	層塔型	独立式?	総漆喰	特になし



①白河城天守



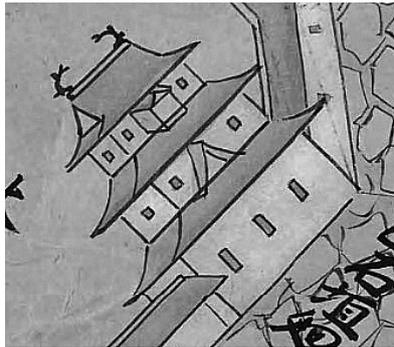
②沼田城天守



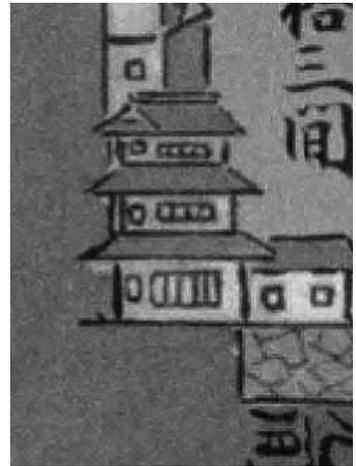
③古河城天守



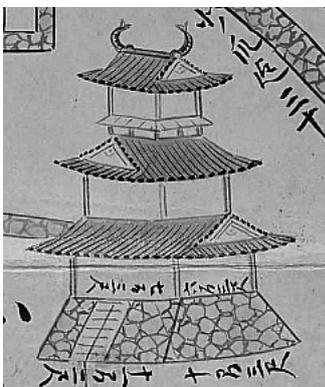
④小田原城天守



⑤村上城天守



⑥長岡城天守



⑦丸岡城天守



⑧掛川城天守



⑨西尾城天守

図1 「正保城絵図」の内、31天守の図 ①～⑨



⑩大垣城天守



⑪膳所城天守



⑫桑名城天守



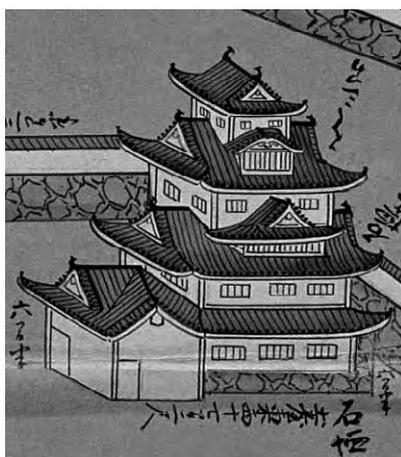
⑬福知山城天守



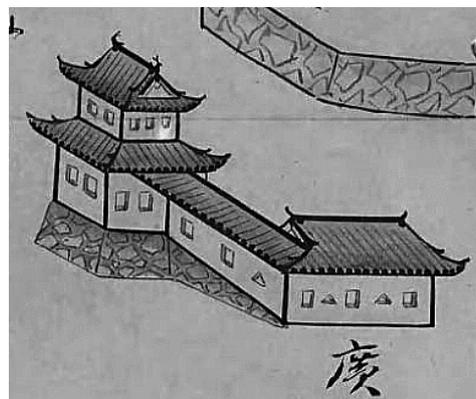
⑭亀山城天守



⑮岸和田城天守



⑯岡山城天守

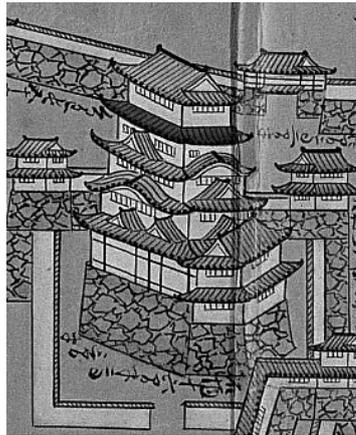


⑰備中松山城天守

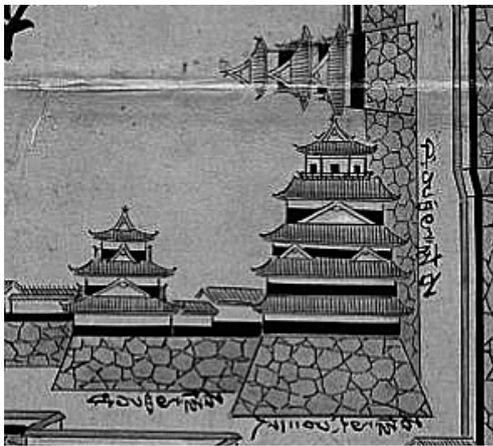
図1 「正保城絵図」の内、31天守の図 ⑩～⑰



⑱津山城天守



⑲福山城天守



⑳広島城天守



㉑松江城天守



㉒丸亀城天守



㉓伊予大洲城天守



㉔徳島城天守

図1 「正保城絵図」の内、31天守の図 ⑱～㉔



㊸土佐城天守



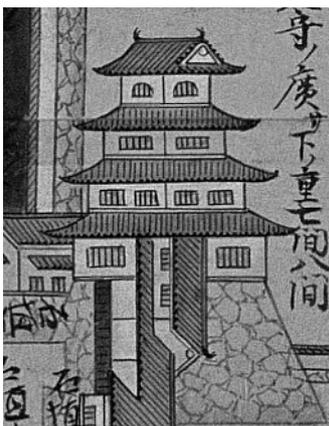
㊹小倉城天守



㊺日出城天守



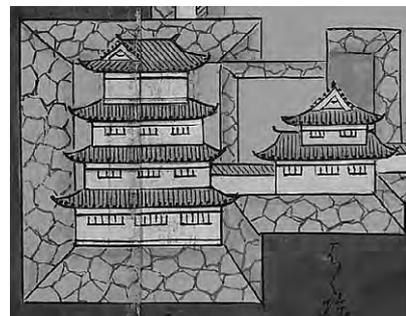
㊻臼杵城天守



㊼豊後府内城天守



㊽豊後岡城天守



㊾八代城天守

図1 「正保城絵図」の内、31天守の図 ㊸~㊾



図 2 - 1 「出雲国松江城絵図」(「正保城絵図」の一、国立公文書館蔵)

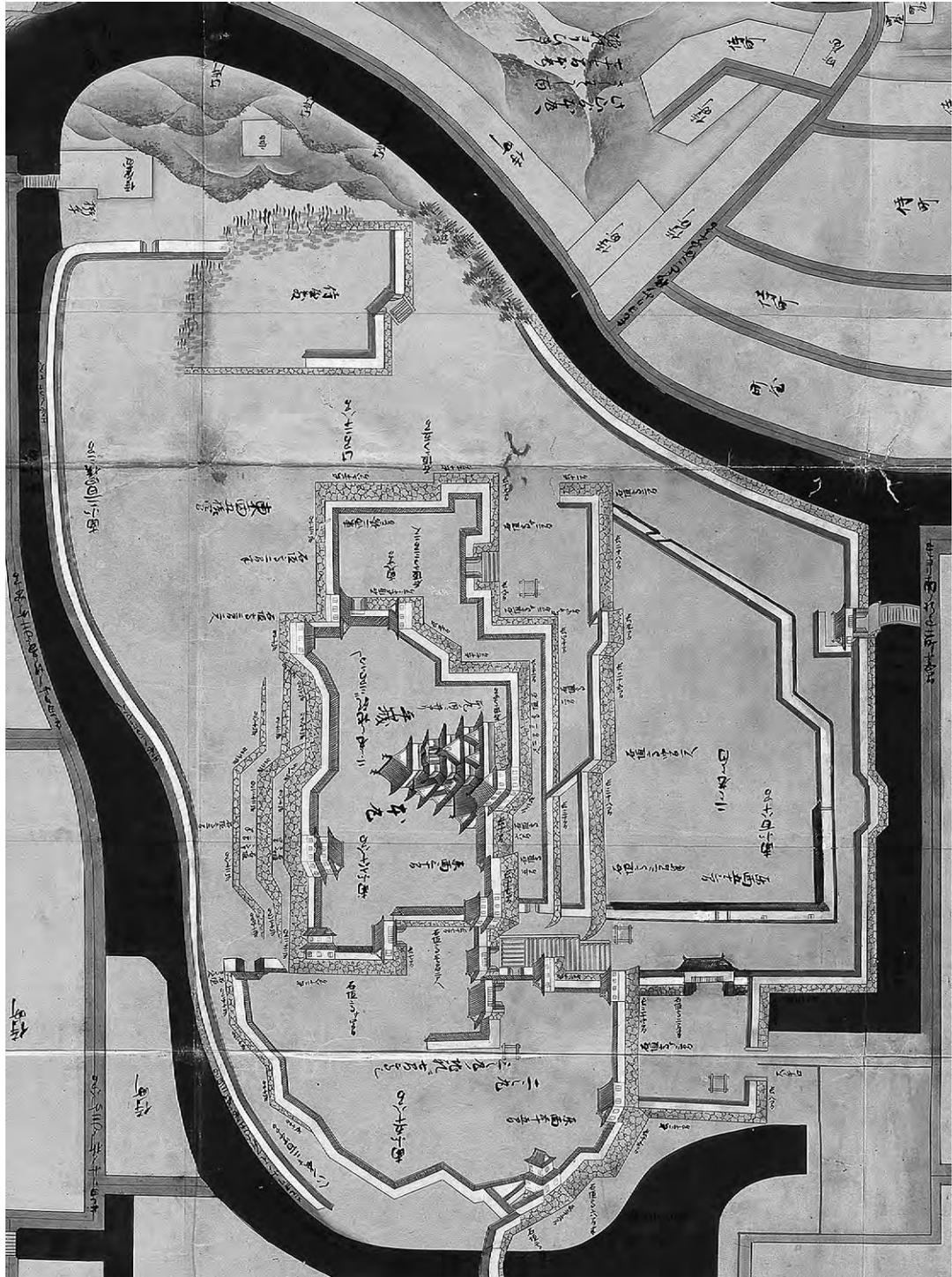


图 2-2 「出雲国松江城絵図」(城郭部分抜粋)

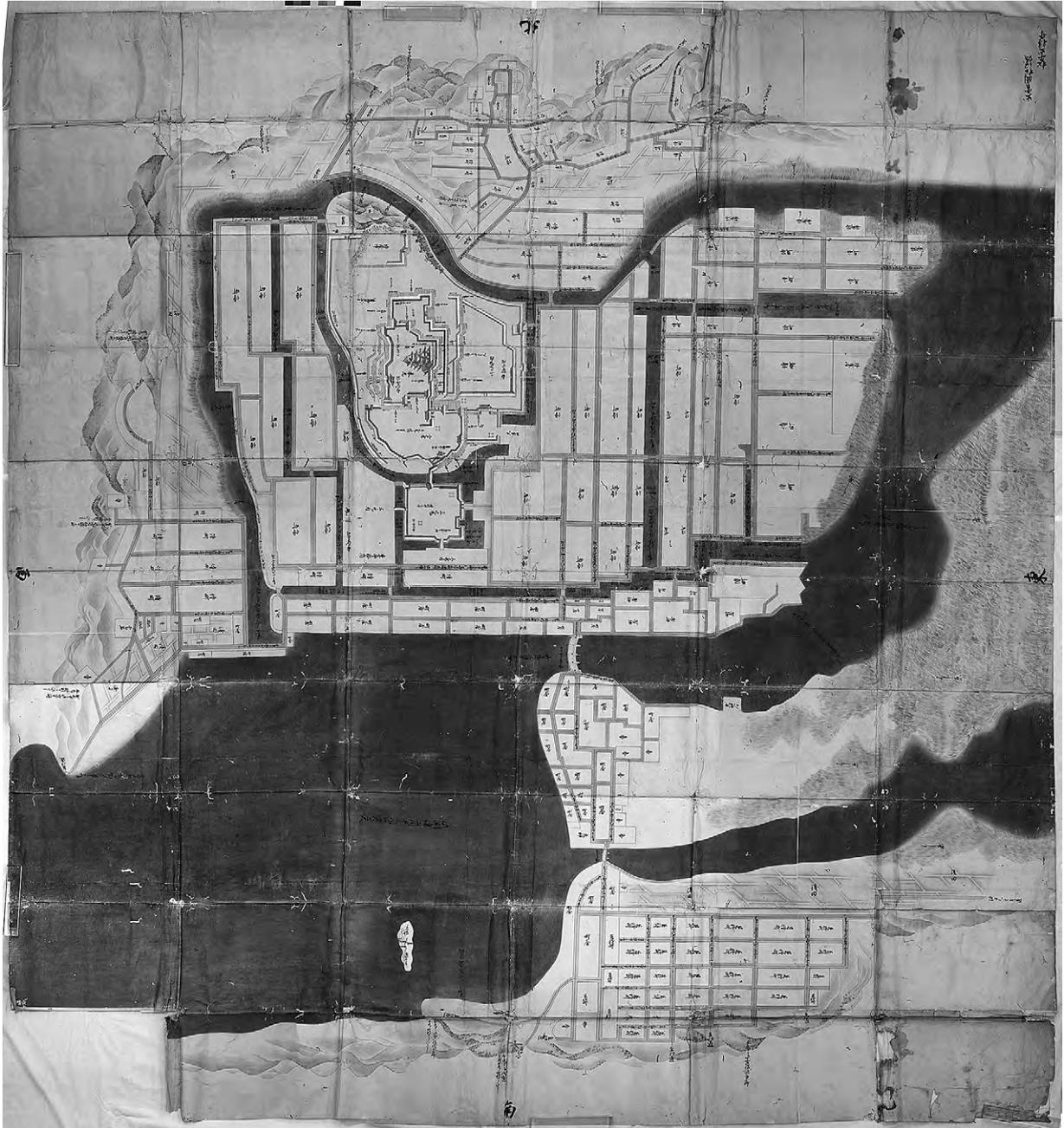


图 3-1 「松江城正保年間絵図」(松江歴史館蔵)

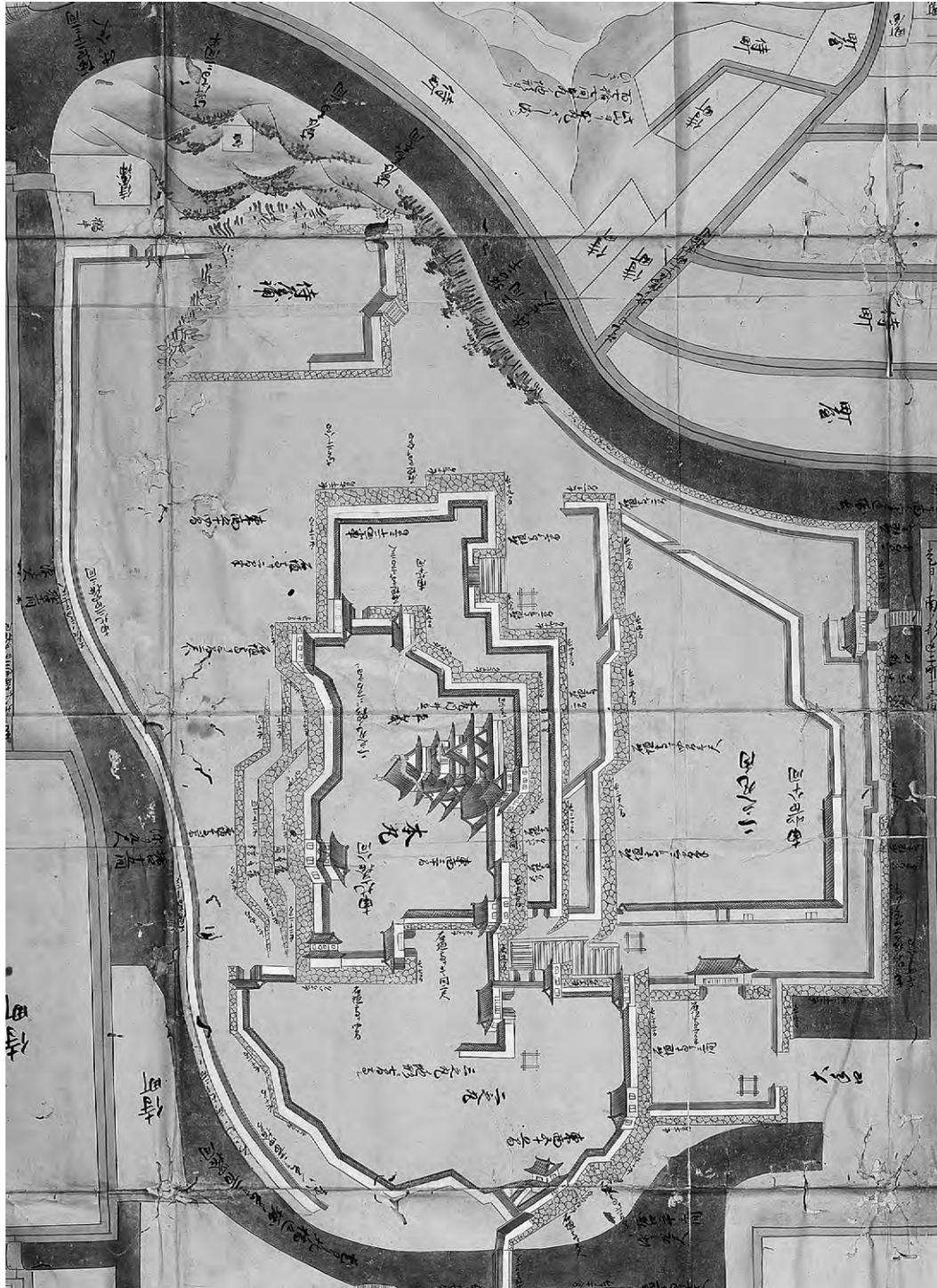


图 3-2 「松江城正保年間絵図」(城郭部分抜粋)

# 出雲における中近世の瓦と松江城築城期の瓦

花谷 浩

## はじめに

出雲地域をはじめとして、山陰地方の中近世瓦については、まだわからないことが多い。それは、調査研究が緒についたばかりで、資料の収集もほかの地方にくらべると遅れているからだ。これは、研究者の関心が十分に及ばなかったことにもよるが、山陰地方の気候条件、とくに冬季の積雪と低温が屋根瓦にとって厳しいものだったため、瓦葺きの普及と維持が容易でなかったことも遠因だろう。

奈良時代には「律令国家の威厳を示す」ために、出雲でも国分寺や「新造院」に瓦葺きの堂宇が建ち並んだが、この地での須恵器生産がほぼ終わりを迎えた平安時代の11世紀以降は、出雲での瓦作りの火は消えた。瓦葺き建物は、重い屋根を支えるためにたびたびの修理が要る。瓦を焼くにも費用と資材が要る。それはこの山陰の地ではとても困難な事業だったようだ。このことは、戦国時代にも認識されており、天正年間（1576～1585年ころ）の鱒淵寺文書「吉川元春書状」に「当寺本堂瓦、寒国之故、相／損候付而、葺替度之由、尤可然／存知候（以下略）」<sup>(1)</sup>と記されている。「当寺本堂」とは、鱒淵寺根本堂のことだ。

最近まで奈良時代の鴟尾1基を戴いていた奈良県唐招提寺講堂や、飛鳥時代の丸平瓦が今も屋根にのっている奈良県元興寺極楽坊は例外としても、近畿地方から山陽地方では中世瓦が近年まで寺院の屋根に残されている例が多数あるのに対して、山陰地方ではそのような僥倖<sup>きょうこう</sup>に出会うことはほぼない、とあってよい。先の鱒淵寺文書によって、戦国時代の16世紀後半には鱒淵寺に瓦葺きの根本堂があったとわかるが、その実態は近年までわかっていなかった。

出雲に残された古建築の解体修理においても、屋根瓦が問題とされることもほとんどなかったと思う。じつは、昭和20年代後半の松江城天守解体修理時、須田主殿氏は松江城の、そして松江の近世瓦研究の起爆剤ともなりうる包括的な調査研究をおこなっていたのだが（須田1954）、「稿本」という形であったため、残念ながらその視点が以後の研究に継承されることはなかった。

県内では、1970年代の中ごろから安来市広瀬町の富田城跡と富田川河床遺跡の調査が始まった。いわずと知れた山陰随一の戦国武将・尼子経久ら尼子氏の居城であり、その後の永禄9年（1566）からの毛利氏支配、天正19年（1591）の吉川広家入城を経て、慶長5年（1600）には堀尾氏が入った城郭とその城下町遺跡である。多年にわたる調査で出土した瓦の歴史的価値が、明確に述べられたのは1994年、中井均氏が、山中御殿平の下向き三葉紋軒平瓦を慶長年間の堀尾氏在城期のものとしたのが最初であろう（中井1994）、その後、2003年に主要な軒瓦が紹介されたが、それぞれの年代については明言されなかった（舟木2003）。

松江城でも、1970年代前半に外曲輪（二之丸下ノ段）の米蔵跡、70年代後半には二之丸東部の発掘調査がおこなわれ、以後、連年のように発掘調査が実施された。1990年代後半の本丸武具櫓跡や二之丸などの報告では、初めて軒瓦の型式分類がおこなわれた（飯塚2001、以下「飯塚分類」）。その後、城郭本体だけでなく城下町遺跡の調査も進展した。ところが、報告書では飯塚分類が適用されていないため、城と城下町の瓦が同じものなのか違うのかが読み取れない（石川ほか2011）。

このところ中近世瓦の研究は全国的に盛んだが、残念なことに山陰地方は出遅れている。全国規模で中近世瓦の研究をまとめた山崎信二氏は、その著書『近世瓦の研究』（山崎2008）の中で、「近世におけ

る鳥取と島根の瓦の編年は全く行われていない」(159頁)と断じている。そして、「ほとんど勘のようなものだが」と断りながら、島根と鳥取の近世瓦に編年的な大枠を与えた。それは各城の歴史を踏まえたもので、富田城と米子城の瓦には慶長5年(1600)を遡るものがあり、松江城と鳥取城の瓦はすべて慶長5年以降のものと考え、さらに一国一城令が出された元和元年(1615)の廃城までと元和元年以降に大別した。松江城は慶長12年(1607)に着工され、16年(1611)に完成したから、築城期の瓦年代は慶長5年から元和元年までの時期にあたる。その後については、割蔦紋軒平瓦を寛保2年(1742)の天守大破後の修理瓦と認め、この頃に「大坂式」橘唐草紋軒平瓦が導入されるとしている。近世瓦の年代をどのように推定していくのか、山崎氏の論考には学ぶべきところが多い。

先年、松江城の軒瓦を総合的に検討した乗岡実氏の論考が発表された(乗岡2015)。乗岡氏は型式分類(以下、「乗岡分類」)を踏まえて松江城瓦の特色を端的に抽出しつつ、今後の指針となる重要な指摘をいくつもおこなった。16世紀末に始まった出雲と伯耆の城郭所用瓦には、備前岡山城との関連が濃厚に看取できるとともに播磨瓦の影響もうかがえると述べ、城郭間の同範・同紋関係は瓦工人の動向を反映するとみた。慶長5年に出雲へ入った堀尾忠氏は、「秀吉恩顧の大名」だった印として軒平瓦に下向き三葉紋をとり入れたことや、伯耆の中村一忠が同じ紋様を使って米子城を築城したのも同じ立場の表明だったからだ、など興味深い。18世紀以降の松江城の修理補足瓦は地域色の強い紋様であり、「大坂式」瓦の搬入とその影響を受けつつ、地場の瓦生産が現代までにつながる様相をあぶりだすなど、須田主殿氏の視点をも引き継ぐていねいな論考である。

これらの先行研究に導かれながら、松江城と松江城下町遺跡の瓦を分類・分析するまえに、出雲の中世寺院の瓦がどのようなものであったかを概観しておきたい。古代末中世初めに断絶した出雲の瓦作りは、16世紀末の城郭瓦の出現によって一大変革を迎えるのは間違いないが、瓦といえばまず寺に使われる建築材である。富田川河床遺跡でも、城側の右岸に設定された第8次調査Ⅱ区(1982年)で各種の瓦が出土している(内田・丹羽野1984)。主に第3遺構面(寛永12年(1635)以前)からの出土資料とみられ、なかにコビキAの丸瓦も含まれるので、城下町にあった寺の瓦と考えてよいだろう。中近世寺院や城下町の風景を考えるうえでも、寺の軒先や棟の飾りのありようは重要な要素だと思う。

## 1. 出雲における中世寺院の瓦 (図1・2)

### (1) 古代末から中世初頭の瓦

出雲での古代瓦の終焉は、美作国府跡と紋様も作り方もよく似た出雲国分寺跡の軒丸瓦第4型式である。10世紀後半の瓦とみた(花谷2012)。その後の瓦といえば、まず、松江市街西方にある成相寺(松江市荘成町)から出土したとされる軒丸瓦がある。平安時代の院政期、平安京外鴨川左岸に白河天皇が創建した法勝寺(1075年発願)で主体となる播磨系瓦の紋様系譜を引く八弁の宝相華紋軒丸瓦である。紋様は形骸化したところがあるので、平安時代末期の12世紀にくだる瓦だろう(花谷2012)。

鎌倉時代の瓦は、下がり松遺跡(松江市法吉町)の銘文入平瓦と丸瓦しかない。文字を彫り込んだ型を平瓦に捺したもので、「□永十□□/甲戌/七月□」と読める(□は読めない文字)。干支を手がかりにすると、年号は「文永十一年」西暦1273年と確定できる。古墓の基壇から出たものでどこの寺に葺かれたのかは不明(熱田ほか2002)。この年の旧暦10月、元・高麗連合軍が対馬島(長崎県)に来襲。ここに文永の役が始まった。

数年前から元との間には緊張がみなぎっており、そのさ中で造寺がおこなわれたのか、と妄想してみたくなる瓦ではある。県内で知られる唯一の鎌倉期の瓦である。

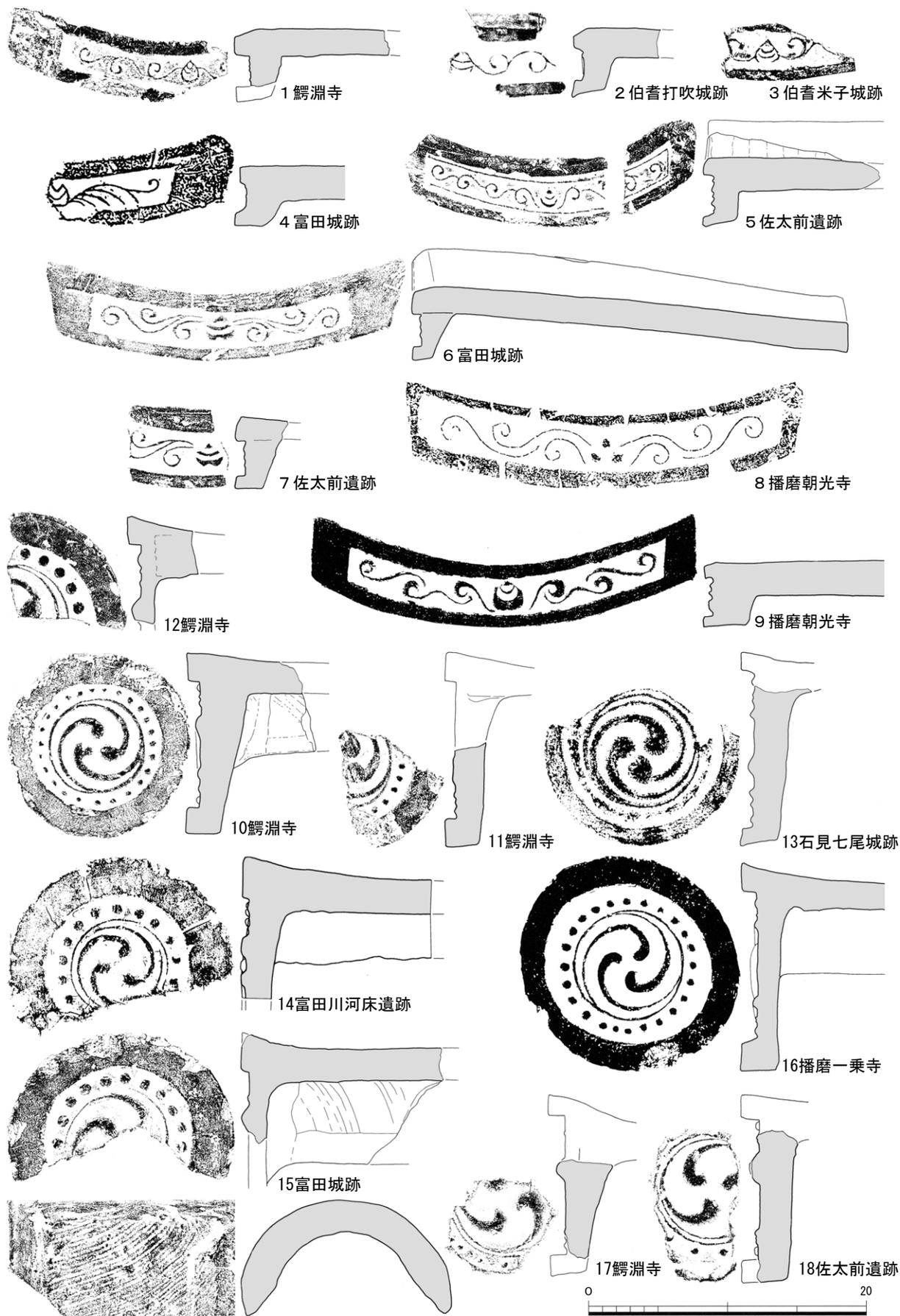


図1 鰐淵寺・佐太前遺跡と関連諸遺跡の軒瓦 (1:4)

## (2) 鰐淵寺の瓦 (図1)

『出雲国風土記』の国引き神話で、八東水臣津野命が「志羅紀の三埼」から引き寄せたとされるのが、島根半島西部の「支豆支の御埼」、通称「北山」の山塊である。この中央部、出雲市別所町に浮浪山鰐淵寺がある。飛鳥時代の推古天皇のころ、智春上人が創建したとの伝承をもつ出雲きっての古刹である。

1919年(大正8)、鑄金工芸作家であり金工史研究を開拓した香取秀真(1874-1954)は、広瀬都撰らとともに調査のため鰐淵寺を訪れた。この時の宝物一覧に「天正已然本堂古瓦」1点が記されている(香取1920)。が、その瓦は行方知れずとなっている。

鰐淵寺での中世瓦発見は、2009年(平成9)から始まった総合調査「出雲鰐淵寺の歴史的・総合的研究」の一翼として着手した境内地の発掘調査と分布調査による。分布調査では、約400点の中近世瓦が採集され、発掘調査では、根本堂地区北部(境内地和多坊跡)で115点(10.5kg)、根本堂地区南部(境内地等澗院南区)で131点(16kg)、浮浪滝地区北部(鰐淵寺川南区)で16点(4.1kg)が出土した。

鰐淵寺の中世瓦は、宝珠紋軒平瓦(図1-1)や、左巻き巴紋軒丸瓦(図1-10・11)と右巻き巴紋軒丸瓦(図1-12)のほか丸瓦と平瓦がある。

軒丸瓦の巴紋は、先端(尻尾)が内外区圏線に接続する。外区の珠紋は全体に小ぶりである。また、外縁の高さが1cmほどあり、富田城跡や松江城の軒丸よりも高くしかも幅が狭い。左巻き巴の1点(図1-10)は、コビキAの丸瓦が接合されている。

軒平瓦は線表現の宝珠を中心飾りとするもので3回反転する唐草紋を配置する。唐草紋は連続している。やはり外縁は高く、凹面縁に面取りがある。

丸瓦は、コビキAのものが多く、W字状に垂れさがった太い吊り紐痕跡をとどめるものが圧倒的に多数を占める。

軒瓦は山崎編年第VIII期(1490年から1575年)に遡るものがあると考えますが、おおむね16世紀代には瓦葺堂塔が鰐淵寺にあったことは出土瓦からも確実視できる。

## (3) 佐太前遺跡の瓦 (図1・2)

佐太前遺跡は、佐太神社境内地に隣接する弥生時代以来の遺跡である。1985・86年と2007~10年に発掘調査がおこなわれ、多量の中近世瓦が出土した(赤澤1987、藤原・清水2010)。2回目の発掘調査の報告書には20点の中近世瓦が掲載されているが、実際にはもっと多くの瓦がある。

軒丸瓦は5点、軒平瓦は4点が出土している。

軒丸瓦は、右巻き巴紋(図1-18、図2-1~3)と左巻き巴紋(図2-4)がある。右巻きの2点(図2-1・2)は同範と思われる。巴紋の尾が長く伸びて隣の巴に接している。内外区を分ける圏線があるが、尾は圏線とは離れる。外区に小粒でややまばらな珠紋がある。珠紋数は14~16個と推測される。瓦当面にハナレ砂がある。3も右巻き三巴紋か。

4は左巻き三巴紋。既報告の瓦当部(藤原・清水2010、第105図594)に丸側部が接合した。巴紋は頭部がやや大きく、尾は長く伸びる。内外区を圏線で分け、外区には推定20個の珠紋が並ぶ。外縁は幅3.3cmあり広いが、高さは0.6cmと低い。接合された丸瓦は、凹面にコビキB(鉄線切りの痕跡)をとどめる。

軒平瓦は3点を図示した。他に「大坂式」の橘唐草紋が1点ある(藤原・清水2010、第72図451)。

図2-6は、既報告資料(第105図597)と同一個体の右端片を合せて示す。立体表現の宝珠紋を中心飾りとする4回反転均整唐草紋で、唐草紋は接続する。内区周囲に圏線があるが、範型の切り縮めによって左側には圏線がない。外縁は高さ0.8cm、脇幅は1.6cm。瓦当部は顎貼り付け手法による成形と推測され、凸面の顎段部に凹型台の圧痕がある。

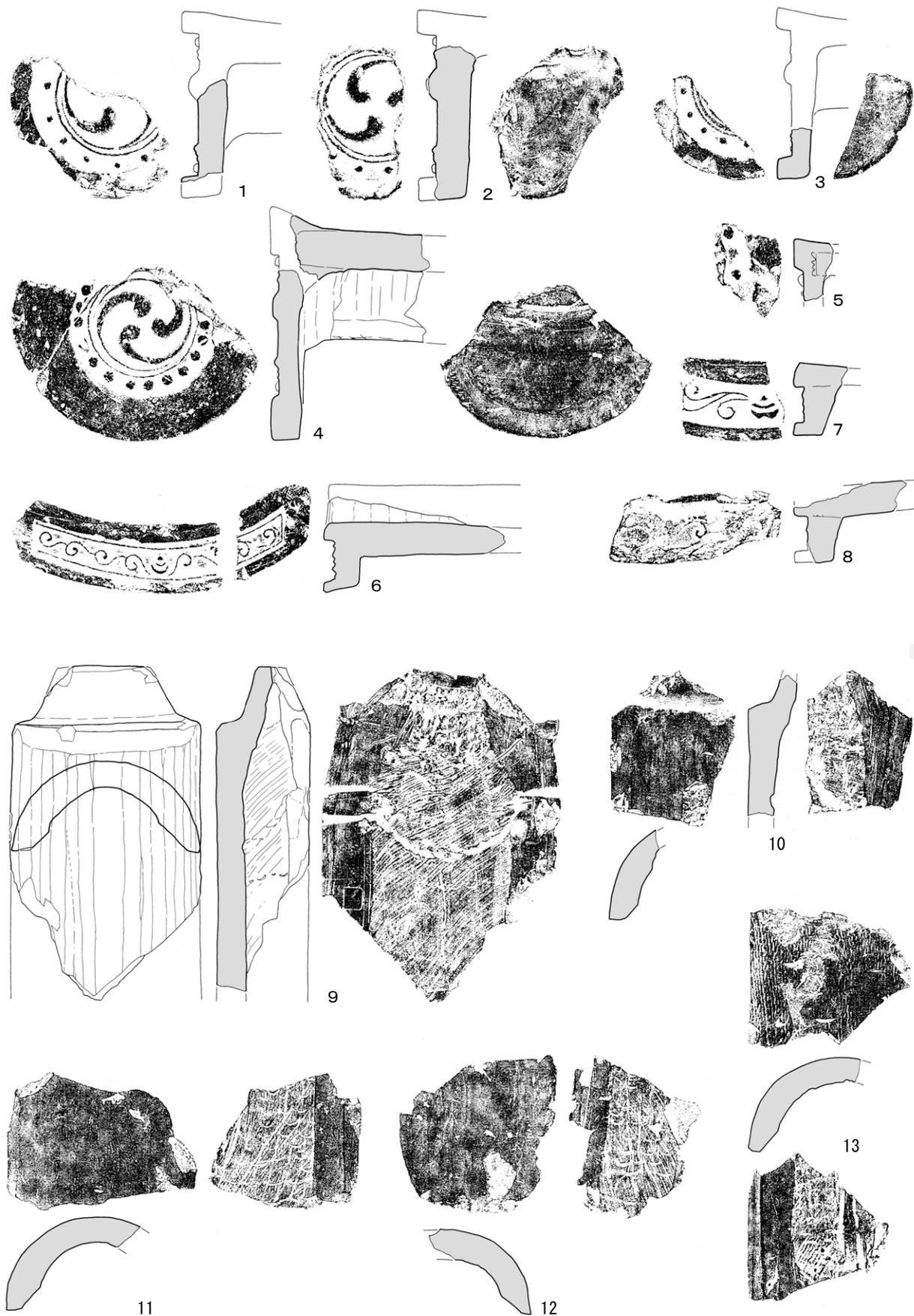


図2 佐太前遺跡の軒瓦と丸瓦 (1 : 4)

7は、幅広の宝珠紋を中心飾りとする3回反転均整唐草紋軒平瓦。中心飾りの肩のあたりから唐草紋が派生し、第2・3単位はつながる。瓦当部の成形は顎貼り付け手法。瓦当近くの凹面に凸型台の圧痕が残る。この軒平瓦は、富田城跡（安来市広瀬町）および松江城と同範で、さらに江美城跡（鳥取県日野郡江府町、伊藤・西尾2009）とも同範である（乗岡2015）。8は中心飾りが不明な均整唐草紋軒平瓦。これらの軒瓦とともに、丸平瓦も多数出土している。

丸瓦は、多くがコビキAの瓦である。図2-9・10のように太くて垂れ下がった吊り紐痕を残すものはごく少数で、大多数は図2-11~13のように細い縫い紐状の痕跡がヨコ方向に並ぶものである。「九州タイプの吊り紐痕」とよばれるもので、同種の丸瓦は、富田城跡に少数あるが、鰐淵寺では稀である。中国地方では、大内氏館跡（山口県山口市）でこの九州タイプの吊り紐痕をもつ丸瓦が多数出土する。北島大輔氏によると、これら丸瓦は16世紀前半から16世紀中ごろまでの年代という（北島2013）。

佐太前遺跡では、コビキBの丸瓦部をもった左巻き巴紋軒丸瓦（図2-4）があり、コビキBの丸瓦も一定量は存在するので、17世紀に入ったころまでは瓦葺きの建物の建設ないし修理がおこなわれたと考えられる。

これらの瓦は、中世佐太神社に付随する神宮寺の屋根に載ったものであろう。中世の佐太神社には、神宮寺7坊があったとされ『佐太神社縁起』にも、「薬堂」（薬師堂か）、「経所」、「常楽寺」がみえる。井上寛司氏によれば神宮寺の初見は、嘉元4年（1306）という（井上1997）。出土した瓦類はこの年代までは遡らないが、16世紀後半と推測することはできよう。

## 2. 松江城の瓦

出雲地域でも16世紀後半には寺院や神宮寺に瓦葺きが普及しつつあったことが、鰐淵寺や佐太前遺跡で確認できた。このような出雲地域の歴史的背景のもと、瓦葺きが導入された最初の城郭は富田城跡である。天正19年（1591）に出雲国と伯耆国西部などを版図として富田城に入った吉川広家によるものと推定され、この時の瓦当紋様は、宇喜多秀家期の岡山城2式瓦と強い共通性をもっている（乗岡2015）。鰐淵寺などの寺の瓦とは共通点が少なく、新たな造瓦組織が編成されたことを示すようだ。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いによって、吉川広家に替わって出雲国に入ったのが堀尾忠氏だった。富田城跡からはこの堀尾期の瓦が多量に出土する。この堀尾期富田城の瓦と松江城の瓦とが強い共通性をもつことは指摘されてきたが、同じ範型で作成された同範瓦がどれくらいあるのか、は不明だった。

「飯塚分類」と「乗岡分類」によりながら紋様構成と瓦範の識別を基準にして、松江城内出土資料と松江城下町遺跡（松江歴史館整備地）出土資料を主な対象とした。分類作業は、「山陰中近世瓦研究会」（2015年5月発足）の会員諸氏の努力によるものである。これによって築城期の軒瓦の一端がみえた。

### (1) 軒丸瓦（図3~7）

巴紋（三つ巴紋）と家紋があるが、後者は棟込瓦が知られるのみである<sup>(2)</sup>。

巴紋は、頭部から尾部が逆時計回りに延びる「A類」（左巻き）と、尾部が時計回りに延びる「B類」（右巻き）に大別し、圏線の有無や外区の珠紋数によって細分した。A類は珠紋の数によりA-1類からA-6類に、B類も珠紋数によってB-1類とB-2類に細分し、おのおの瓦範を識別した。

A-1類は4種（A~D）、A-2類は1種、A-3類は9種（A~I）、A-4類は4種（A~D）、A-5類とA-6類は1種ずつの瓦範を確認した。右巻き巴紋のB類は、B-1類が2種（A・B）、B-2類が4種（A~D）に細分できる。三巴紋軒丸瓦は、8型式26種（瓦範の数）に分類した。これら松江城の巴紋軒丸瓦は、すべてコビキBの丸瓦をとまなう。

家紋を飾る棟瓦は、分銅紋のC-1類Aと桔梗紋のC-2類Aである。

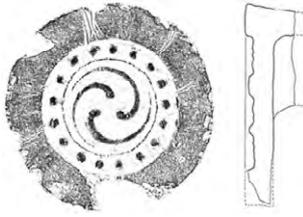
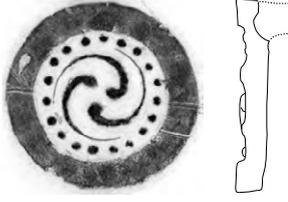
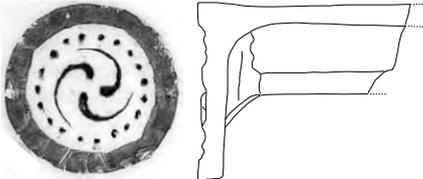
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
圏線あり 巴左巻き 珠文17個	A-1類A	 <p>M2: 太鼓櫓西SK01</p>	 <p>No.1239: 北屋敷第4遺構面</p>
	A-1類B	 <p>M38: 太鼓櫓西SK01</p>	 <p>No.2552: 南屋敷第4遺構面</p> <p>※富田城跡に同範例あり</p>
	A-1類C	 <p>M8: 太鼓櫓跡</p>	(該当なし)
	A-1類D	 <p>M6: 二之丸</p>	 <p>No.1746: 南屋敷第3遺構面</p>
圏線なし 巴左巻き 珠文19個	A-2類A	 <p>M42: 太鼓櫓西SK01</p>	 <p>No.2310: 南屋敷第4遺構面SD01</p> <p>※富田城跡に同範例あり</p>
		 <p>M49: 二之門脇</p>	



図3 松江城の軒瓦分類① (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒丸瓦分類表

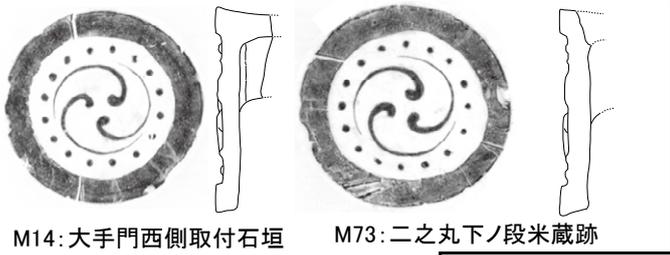
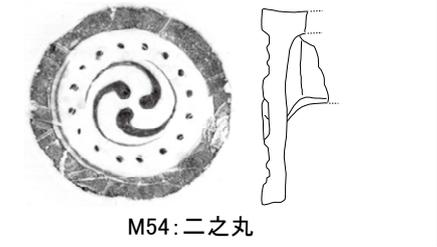
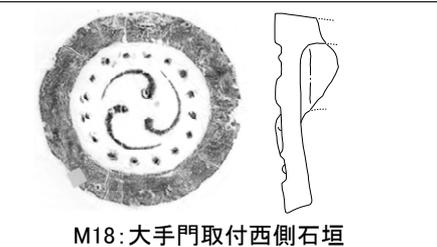
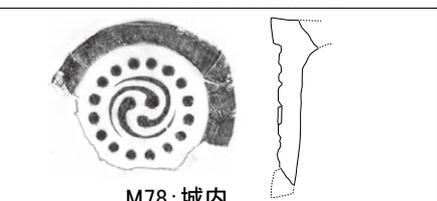
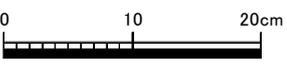
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
圏線なし 巴左巻き 珠文16個	A-3類A	 <p>M14: 大手門西側取付石垣 M73: 二之丸下ノ段米蔵跡</p>	(該当なし)
	A-3類B	 <p>M54: 二之丸</p>	(該当なし)
	A-3類C	 <p>M16: 本丸北東隅石垣</p>	(該当なし)
	A-3類D	 <p>M4: 本丸北東隅石垣</p>	 <p>No.2185、2187: 南屋敷第3-2遺構面</p>
	A-3類E	 <p>M18: 大手門取付西側石垣</p>	(該当なし)
	A-3類F	 <p>M78: 城内</p>	(該当なし)
	A-3類G	 <p>M77: 城内</p>	(該当なし) 

図4 松江城の軒瓦分類② (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒丸瓦分類表

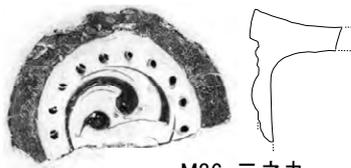
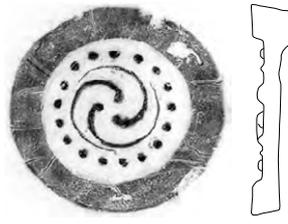
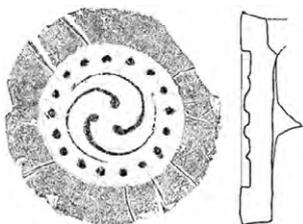
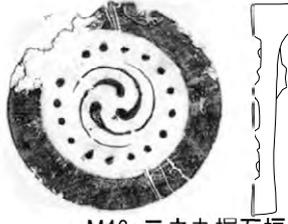
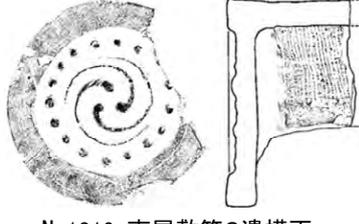
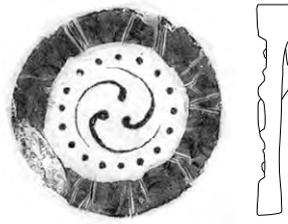
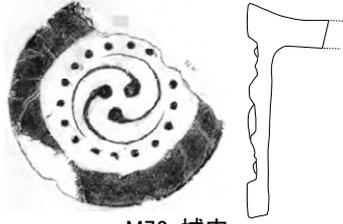
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
圏線なし 巴左巻き 珠文16個	A-3類H	 <p>M36: 二之丸</p>	 <p>M37: 二之丸</p> <p>(該当なし)</p>
	A-3類I	 <p>M66: 本丸弓檜多門跡</p>	(該当なし)
圏線なし 巴左巻き 珠文17個	A-4類A	 <p>M3: 二之丸南檜跡排水路</p>	 <p>No.1856: 南屋敷第3-1遺構面</p> <p>※富田 城跡に同 范例あり</p>
	A-4類B	 <p>M46: 二之丸堀石垣</p>	 <p>No.1819: 南屋敷第3遺構面</p>
	A-4類C	 <p>M64: 大手門西側取付石垣</p>	(該当なし)
	A-4類D	 <p>M72: 城内</p>	(該当なし)
圏線なし 巴左巻き 珠文18個	A-5類A	 <p>M71: 城内</p>	<p>(該当なし)</p> 

図5 松江城の軒瓦分類③ (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒丸瓦分類表

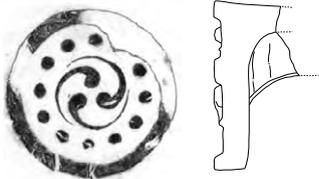
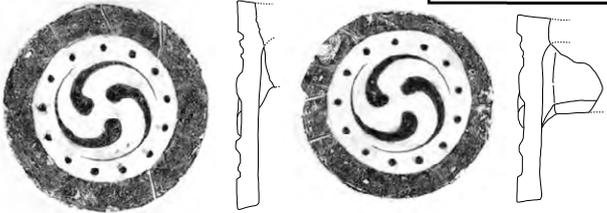
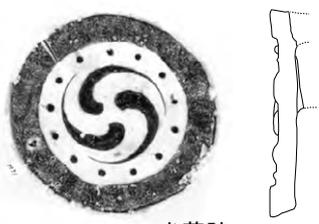
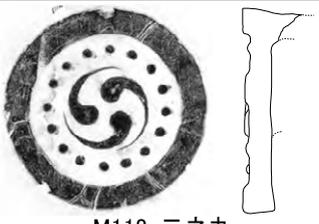
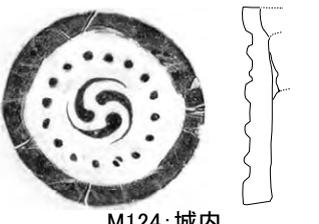
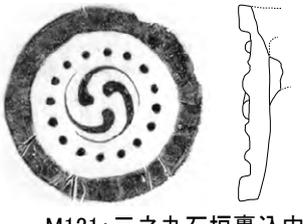
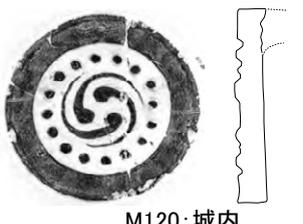
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
圏線なし 巴左巻き 珠文12個	A-6類A	 M76:城内	(該当なし)
	B-1類A	 M96:米蔵跡      M108:大手門西側取付石垣	(該当なし)
	B-1類B	 M91:米蔵跡	(該当なし)
圏線なし 巴左巻き 珠文16個	B-2類A	 M118:二之丸	(該当なし)
	B-2類B	 M124:城内	(該当なし)
	B-2類C	 M121:三之丸石垣裏込中	(該当なし)
	B-2類D	 M120:城内	(該当なし)



図6 松江城の軒瓦分類④ (1:6)

## (2) 軒平瓦 (図7～12)

軒平瓦は中心飾りによって、①宝珠紋、②下向き三葉紋、③五葉紋、④橘紋、そして⑤蓮華紋、に大別できる。これは、飯塚分類と乗岡分類を継承したものである。

宝珠紋は、A・B類があり、各々1種ずつある。宝珠紋A類は、佐太前遺跡のほか富田城跡や江美城跡と同範である(乗岡2015)。

下向き三葉紋は、松江城の軒平瓦で主体的な紋様である。2回反転の唐草紋が連続する「下向三葉A類」と、唐草紋が連続しない「下向三葉B類」とに二分する。下向三葉A類は中心飾りの支脈の有無と唐草の派生の仕方によりA-1類とA-2類に分類した。下向三葉B類は中心飾りの三葉紋の葉脈表現や唐草の巻きの強弱によって、B-1類からB-4類に細分した。

下向三葉A-1類には3種(A～C)、下向三葉A-2類には1種(A)があり、下向三葉B-1類には10種(A～J)、B-2類には2種(A・B)、B-3類には8種(A～H)、B-4類には1種(A)がある。

五葉紋は、唐草が分離するA類と接続するB類に分けることができる。五葉Aは7種(A～G)、五葉Bは4種(A～D)が確認できた。下向き三葉紋軒平瓦と違って、五葉紋軒平瓦の多くは軒棧瓦であり、右棧瓦とともに松江に特徴的な左棧瓦がある。

橘紋は、「大坂式」と総称される橘唐草紋の軒平瓦である。松江城および城下町跡から出土した瓦に「大坂瓦屋」の銘のある刻印を捺すものがあるので、大坂産とそれを模倣した地元産があると推定される。橘紋は、「大坂式」の本来の紋様をもつA類と、これが変容したB類とに大別した。中心飾り下端の珠紋が橘と連結したり、唐草紋の形状が本来の姿を失ったりしたものをB類としている。A類は5種(A～E)、B類は11種(A～K)に分けた。本瓦もあるが、右棧瓦と左棧瓦が多数である。

蓮華紋は、横花形の中心飾りをもつもので、紡錘形の左右を三日月形が囲むA類と、水滴形の三葉紋に珠紋をのせたB類に分かれる。蓮華紋A類は橘紋に似るが、唐草紋の形状がまったく異なる。蓮華紋B類は下から上に派生する唐草紋である。A類は2種(A・B)、B類は1種のみ。

## (3) 富田城跡の軒瓦

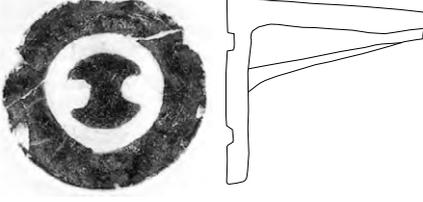
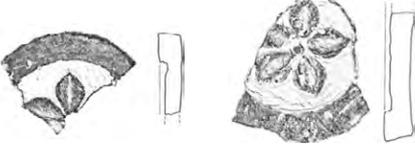
先にも述べたように、松江城の瓦と富田城跡の堀尾期の瓦とは紋様がよく似ている。両者を比較検討するために、富田城跡の軒瓦も分類しておく必要がある。

軒丸瓦には、①巴文字紋、②矢印紋、③三巴紋がある。巴文字紋は1種、矢印紋は2種(A・B)があるが、いずれも松江城に同紋の瓦はない。巴紋は、左巻き巴(巴A)のみで右巻き巴紋はない。この巴紋軒丸瓦を、圏線の有無と珠紋数によって分類した。すなわち、圏線ありは珠紋数21のA-1類と、珠紋数17のA-2類の2型式、圏線なしは珠紋数19のA-3類と珠紋数17のA-4類、そして珠紋数15のA-5類の3型式、である。A-4類のみ2種(A・B)があるが、他の型式は1種のみ。よって、5型式6種が確認できた<sup>(3)</sup>。このほか、朝鮮産の蓮華紋軒丸瓦がある。

軒平瓦には、①宝珠紋、②上向き三葉紋、③下向き三葉紋、がある。宝珠紋は、立体的で三段表現のA類、三段構成で下が弧線表現のB類、線表現のC類、宝珠紋2つの間に木槌を入れたD類の4型式4種がある<sup>(4)</sup>。宝珠A類は松江城の宝珠A類と同範。上向き三葉紋は1種のみ。

下向き三葉紋は、主脈と支脈を表すA類と主脈のみを表すB類、そして唐草紋の巻きが逆転するC類(1種のみ)がある。下向三葉A類は2種(A・B)、下向三葉B類は4種(A～D)がある<sup>(5)</sup>。このほかに朝鮮産の滴水瓦がある。

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒丸瓦分類表

分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
家紋	C-1類A	 <p>M128:太鼓櫓西SK01</p>	<p>(該当なし)</p> 
	C-2類A	(該当なし)	 <p>No.755、756:北屋敷第2遺構面</p>

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒平瓦分類表

分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
宝珠	A類A	 <p>H83:城内 H87:本丸</p>	<p>(該当なし)</p> <p>※富田城跡に同范例あり</p> 
	B類A	(該当なし)	 <p>No.482:北屋敷第1遺構面</p>
下向三葉	A-1類A	 <p>H5:城内</p>	(該当なし)
	A-1類B	 <p>H10:本丸二之門脇</p>	 <p>No.1037:北屋敷第3遺構面</p>  <p>No.2008:南屋敷第3-1遺構面</p>
	A-1類C	 <p>H16:城内</p>  <p>H35:城内</p>	
	A-2類A	 <p>H101、102:三之丸石垣</p>	 <p>No.1695:南屋敷第3遺構面</p>

図7 松江城の軒瓦分類⑤ (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒平瓦分類表

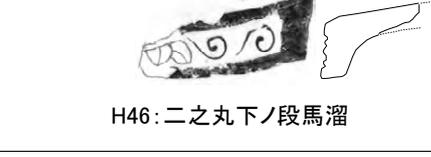
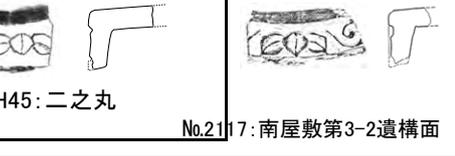
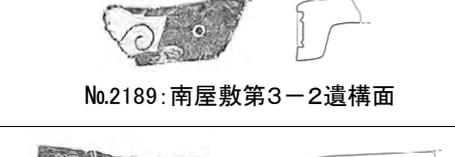
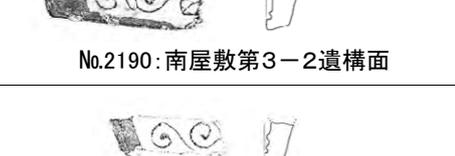
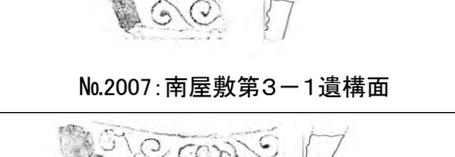
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
下向三葉	B-1類A	 H51: 二之丸中櫓跡	 No.955: 北屋敷第3遺構面
	B-1類B	 H28、34: 城内	 No.1857: 南屋敷第3-1遺構面
	B-1類C	 H46: 二之丸下ノ段馬溜	 No.2309: 南屋敷第4遺構面SD01
	B-1類D	 H49: 三之丸石垣内 H45: 二之丸	 No.2117: 南屋敷第3-2遺構面
	B-1類E	 H52: 米蔵跡	(該当なし)
	B-1類F	 H1: 米蔵跡	(該当なし) ※富田城跡に同范例あり
	B-1類G	(該当なし)	 No.2189: 南屋敷第3-2遺構面
	B-1類H	(該当なし)	 No.2190: 南屋敷第3-2遺構面
	B-1類I	(該当なし) 	 No.2007: 南屋敷第3-1遺構面
	B-1類J	 H47: 太鼓櫓西SK01 ※富田城跡に同范例あり	 No.1751: 南屋敷第3遺構面 No.1960: 南屋敷第3-1遺構面

図8 松江城の軒瓦分類⑥ (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒平瓦分類表

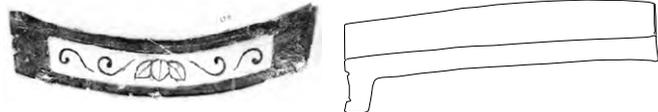
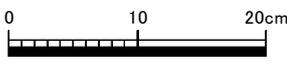
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
下向三葉	B-2類A	 H22: 米蔵跡	(該当なし)
	B-2類B	 H69: 城内	(該当なし)
下向三葉	B-3類A	 H122: 大手門取付西側石垣  H103: 城内	(該当なし)
	B-3類B	 H126: 大手門取付東側石垣	(該当なし)
	B-3類C	 H70: 城内	(該当なし)
	B-3類D	 H133: 大手門取付東側石垣	(該当なし)
	B-3類E	 H120、123: 城内	(該当なし)
	B-3類F	 H27: 城内	(該当なし)
	B-3類G	 H132: 大手門取付西側石垣	 No.1606: 南屋敷第3遺構面
	B-3類H	 H23: 城内	(該当なし) 

図9 松江城の軒瓦分類⑦ (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒平瓦分類表

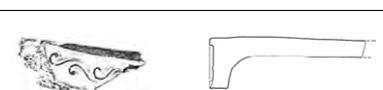
分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
下向三葉	B-4類A	(該当なし)	 <p>No.1694、1748:南屋敷第3遺構面</p>
五葉	A類A	 <p>H107:一之門前</p>	 <p>No.526:北屋敷第1遺構面</p>
	A類B	 <p>H111:城内</p>	(該当なし)
	A類C	 <p>H116:城内</p>	 <p>No.472:北屋敷第1遺構面</p>
	A類D	 <p>H119:城内</p>	(該当なし)
	A類E	 <p>H62:城内</p>	(該当なし)
	A類F	 <p>H65:城内</p>	(該当なし)
	A類G	 <p>H64:城内</p>	<p>(該当なし)</p> 
五葉	B類A	 <p>H117:城内</p>	 <p>No.476:北屋敷第1遺構面</p>
	B類B	 <p>H105:三之丸石垣</p>	 <p>No.473:北屋敷第1遺構面</p>
	B類C	 <p>H67、68:城内</p>	(該当なし)

図10 松江城の軒瓦分類⑧ (1:6)

松江城および松江城下町遺跡(松江歴史館建設地)出土軒平瓦分類表

分類名称		松江城内出土	松江城下町遺跡(歴史館建設地)出土
五葉	B類D	(該当なし)	 <p>No.471、477:北屋敷第1遺構面</p>
橘	A類A	 <p>H78:城内</p>	(該当なし)
	A類B	 <p>H99:西之門跡</p>	
	A類C	 <p>H91:大手門西側取付石垣</p>	
	A類D	 <p>H100:城内</p>	
	A類E	 <p>H95:城内</p>	
橘	B類A	 <p>H75、77:城内</p>	 <p>No.483:北屋敷第1遺構面</p>
	B類B	 <p>H96:本丸武具櫓跡</p>	(該当なし)
	B類C	 <p>H97:馬溜</p>	(該当なし)
	B類D	 <p>H82:米蔵</p>	<p>(該当なし)</p> 
	B類E	 <p>H89:二之丸太鼓櫓跡</p>	(該当なし)

図11 松江城の軒瓦分類⑨ (1:6)

	B類F	 H81:城内	(該当なし)
	B類G	 H136:米蔵跡	(該当なし)
	B類H	(該当なし)	 No.1467:南屋敷第2遺構面
	B類I	(該当なし)	 No.1468:南屋敷第2遺構面
	B類J	(該当なし)	 No.481:北屋敷第1遺構面
	B類K	(該当なし)	 No.1594:南屋敷第2遺構面
蓮華	A類A	 H90:搦手虎口門跡	(該当なし)
	A類B	 H80:城内	(該当なし)
蓮華	B類A	 H135:城内	(該当なし) 

図12 松江城の軒瓦分類⑩ (1:6)

#### (4) 松江城と富田城跡の軒瓦の関係

堀尾期富田城跡と松江城の瓦は、基本的には左巻き巴紋の軒丸瓦と下向き三葉紋の軒平瓦の組み合わせであり、その紋様が同じであることはこれまでもわかっていた。今回、2つの遺跡の瓦を詳細に観察分類した結果、両者に多数の同範瓦が存在することがわかった。これを松江城の型式で列記する。

巴A-1類B、巴A-2類A、巴A-4類A、

宝珠A類A、下向三葉B-1類F・B-1類J、

軒丸瓦は左巻きの巴Aのうち珠紋数が17以上のものに同範品があり、軒平瓦は宝珠紋と下向き三葉紋に同範品を見出しえた、ということである。

### 3. 松江城築城期の軒瓦 (図3~12)

富田城跡との同範関係が確認されたことにより、これまでも推定されていたように、珠紋数の多い左巻き巴紋軒丸瓦と下向き三葉紋軒平瓦を、松江城築城期(堀尾期)と認めることができる。つぎに、これまでの発掘調査によって時期を限定できる遺構から出土した軒瓦を検討する。

まずは、松江城二之丸太鼓櫓跡西方の方形土坑SK01である(飯塚編2001)。この土坑からは、17世紀初頭の陶器とともに軒丸瓦・棟込瓦5点と軒平瓦3点が出土した。軒丸瓦・棟込瓦は、巴A-1類A、巴A-2類Aと分銅紋の家紋C-1類である。軒平瓦は、下向三葉A-1類Bと下向三葉B-1類Jである。

つぎに、松江歴史館用地の事前調査で確認された「北屋敷」と「南屋敷」の最下層から出土した軒瓦をみてみよう。

「北屋敷」第4遺構面(北屋敷I期)は、堀尾期の堀尾采女の屋敷地である。ここからは、巴A-1類A・Bと下向三葉B-1類Cが出土した。軒平瓦の下向き三葉B-1類Cは第4遺構面以前の層位(北屋敷0期)からも出土した。

「南屋敷」第4遺構面東西溝SD01は、堀尾期の堀尾右近の屋敷地と北の屋敷地とを限る溝で、ここからは巴A-2類と下向三葉B-1類Cが出土した。また同じ遺構面の遺構外からは巴A-1類Bが出土している。

これらの遺構出土の軒瓦には富田城跡同範瓦が数多く含まれている。これに堀尾家家紋の押印をもつ軒平瓦などを含めると、確実に堀尾期と認定できる軒瓦には、軒丸瓦5型式7種、軒平瓦3型式6種がある。

軒丸瓦：巴A-1類A・B・C、巴A-2類A、巴A-6類A、家紋C-1・2類

軒平瓦：宝珠A類A、下向三葉A-1類B、下向三葉B-1類A・C・F・J

松江城天守の完成は、慶長16年(1611)とされる。上記の松江城軒瓦の諸型式は、元和元年(1615)を下限とする山崎信二氏の近世瓦編年「近世III-2期」としてよいだろう。富田城跡との同範瓦が、富田からの製品移動なのか、それとも富田からの瓦道具ごとの工人の移動と瓦生産の結果なのか、を判別することは課題の一つである。これには、富田城跡出土瓦とのなお一層の比較研究が欠かせない。

松江城全体の整備は慶長16年以降も続き、三ノ丸の整備は寛政11年(1634)に若狭小浜から移った京極忠高に引き継がれ、最終的には松平直政期まで続いたようである。元和年間以降、寛永15年(1638)の松平直政入封あたり前後までの軒瓦を確定させることも重要である。

歴史館「南屋敷」第3-2遺構面SD10は、松平期初期(南屋敷II期)の遺構とされ、ここから堀尾期の巴A-1類Aや巴A-6類A、下向三葉B-1類Dとともに、珠紋数16の巴A-3類Dが出土している。巴A-3類はこの頃に出現したとみておく。山崎編年では「近世IV期(1615-1657)」の前半に該当する。

この時期の軒平瓦として挙げられるのが、下向三葉B-1類の紋様がやや変容した感のある下向三葉B-2類や同B-3類、そして下向三葉A-1類である。これらの軒瓦型式の年代を遺跡に則して推定していく必要がある。

#### 4. おわりに

松江城と富田城跡の軒瓦を型式分類したうえで対比し、両者の間の同範瓦を確認して、それによって松江城築城期の軒瓦の一端は示すことができたと思う。乗岡実氏が指摘するように松江城では17世紀後半の瓦が少なく、元文3年(1738)から寛保3年(1743)にかけての天守大修理までの間は、瓦生産の空白期があったようである(乗岡2015)。この時の軒平瓦は、乗岡氏の指摘のように五葉A類でよいだろうが、組み合わせる軒丸瓦を特定させることができていない。松江城下町遺跡(歴史館)の資料や、城内各所の調査で出土した資料を丹念に分類し集計していくほか、すべはないであろう。本丸、二之丸、三之丸の軒瓦がどのような違いをもっていたのかもそれで見えてくるだろう。

松江城の瓦では、箱形をして鳥衾瓦と噛み合わない据え方をされている鬼瓦が異彩を放っている。富田城跡の鯨瓦や鬼瓦がどのような姿だったのか、そこから年代ごとの道具瓦を分類整理することも喫緊の課題である。

橘紋軒平瓦の大坂産と松江産との識別は可能か、松江産でも長江と本庄との違いは何か、松江藩江戸屋敷の瓦はどんなものだったか、などわからないこと知りたいことはいくらかでもある。

#### 参考文献

- 伊藤 創 2009「米子城のはじまりについて -飯山の石垣と採集瓦から-」『島根考古学会誌』第26集, 島根考古学会
- 伊藤創・西尾克己 2009「伯耆江美城とその城下町」『西国城館論集I』川瀬正利先生追悼論集, 中国・四国地区城館調査検討会
- 飯塚康之編 2001『史跡松江城跡整備事業報告書(第2分冊:調査編)』松江市文化財調査報告書第88集-2, 松江市教育委員会
- 井上寛司 1997「中世佐陀神社の構造と特質」『重要文化財佐太神社 -佐太神社の総合的研究-』鹿島町立歴史民俗資料館
- 井上寛司編 2012『出雲鱒淵寺の歴史的・総合的研究 -日本宗教の歴史的・構造的特質の解明のために-』2009(平成21)年度~2011(平成23)年度科学研究費補助金 基盤研究B(課題番号21320123)研究成果報告書
- 内田律雄 1985「菅谷地区出土の李朝系古瓦について」『史跡富田城跡 菅谷地区』第一次発掘調査概報, 広瀬町教育委員会, 15-20頁
- 鱒淵寺文書研究会編 2015『出雲鱒淵寺文書』法蔵館
- 香取秀真 1920『好古山陰めぐり』堀江清足発行
- 北島大輔 2013「中世瓦の三次元計測」『大内氏館跡』14, 山口市埋蔵文化財調査報告 第109集, 山口市教育委員会
- 宍道年弘ほか編 2015『出雲鱒淵寺埋蔵文化財発掘調査報告書』出雲市の文化財調査報告28, 出雲市教育委員会
- 大社町史編集委員会編 1997『大社町史 史料編(古代・中世)』下巻, 大社町
- 中井 均 1994「織豊系城郭の特質について -石垣・瓦・礎石建物-」『織豊城郭』創刊号, 織豊期城郭研究会
- 乗岡実 2001「瓦について」『史跡保存整備事業 史跡岡山城跡本丸下の段発掘調査報告』岡山市教育委員会
- 乗岡実 2014「近世の瓦を考える -山陰と山陽を比較して-」出雲弥生の森博物館2014年度企画展「出雲を掘る 第5話 -瓦の歴史」関連講座資料

- 乗岡実 2015「松江城の屋根瓦 ー山陰で活躍した瓦工人と城郭整備ー」『松江市歴史叢書』8, 松江市教育委員会
- 花谷 浩 2012「成相寺発見の瓦」『出雲古代史研究』第22号, 出雲古代史研究会
- 花谷 浩 2015「山陰の中近世瓦からみた鱈淵寺」『出雲鱈淵寺埋蔵文化財発掘調査報告書』出雲市の文化財調査報告28, 出雲市教育委員会
- 藤原哲・清水初美 2010『佐太前遺跡発掘調査報告書』広岡川河川改修に伴う発掘調査報告書, 松江市文化財調査報告書第135集, 松江市教育委員会・松江市教育文化振興事業団
- 舟木 聡 2003『史跡富田城跡 環境整備事業報告書Ⅱ』広瀬町教育委員会
- 毛利光俊彦・佐川正敏・花谷浩 1992『法隆寺の至宝 瓦』法隆寺昭和資財帳15, 小学館
- 山崎信二 2000『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所学報第59冊, 奈良国立文化財研究所
- 山崎信二 2008『近世瓦の研究』奈良文化財研究所学報第78冊, 奈良文化財研究所
- 和田嘉宥 2013「松江城城郭の推移について」『松江城研究』第2号, 松江市教育委員会

## 注

- (1) この文書は年未詳で、『大社町史史料編下巻』（大社町史編集委員会編1997）では天正4年（1576）におかれているが、『出雲鱈淵寺文書』（鱈淵寺文書研究会編2015）では、吉川元春没年（1585）におかれている。なお、鱈淵寺根本堂の再建は天正5年（1577, 棟札は11月29日）である。
- (2) 軒丸瓦と同範で丸瓦部が短く、玉縁部をもたない「棟込瓦」も含む。瓦当部だけの断片だと、丸瓦部の取り付け部の弧が深いか浅いかでしか判別できないため、一括して扱う。同範品で軒丸瓦と棟込瓦の両者が作成されたのか、どちらかに限定できるかは今後の課題である。
- (3) これまでの分類（舟木2003）の「1-A類」はここでいう巴A-2類Aに該当する。他の型式はこれまでの分類にない。巴A-1類AにはコビキAの丸瓦がともない、巴A-3類Aには基本的にコビキBの丸瓦がともなうが、少数コビキAの丸瓦をもつものがある。また、巴A-4類Aには、コビキA・Bの両者がある。巴A-2類A, 巴A-4類B, 巴A-5類AはコビキBの丸瓦である。
- (4) 宝珠紋A類Aは（舟木2003）の「B-1類」、宝珠C類Aは「B-2類」、宝珠D類Aは「B-3類」に対応する。
- (5) 下向三葉A類は松江城下向三葉B-3類と、下向三葉B類は松江城下向三葉B-1類と同紋だが、同范例はなく、輪郭線が複雑でより古相を示す。

## 付記

図3～図12の松江城の軒瓦分類図は、松江市飯塚康之氏作成のものであります。飯塚さん、ありがとうございました。

（はなたに ひろし 出雲市市民文化部学芸調整官）

# 松江平野北西部の平野発達史と古環境変遷史

## —法吉坡の形成と周辺地域の古植生—

渡辺正巳・瀬戸浩二・奥中亮太

### 1. はじめに

「出雲国風土記」には、松江平野北西部の現黒田・春日・法吉地区に「法吉坡」と呼ばれる沼沢地が存在したことが記されている。一方、松江城下町を描いた絵図では、初期のものから「法吉坡」ではなく「ふけ田」と記載されている。これらのことは、風土記時代の松江平野北西部一帯に淡水湖沼が広がっていたが、徐々に埋まり、江戸時代以前に水田へと変化したことを示唆するものである。現在では水田の多くが埋め立てられ、商業地へと変化しつつあるが、僅かに残る「セリ田」が「ふけ田」の面影を残している。また、同地域は市内有数の地盤沈下地帯であり、沖積層の厚さが示唆される。

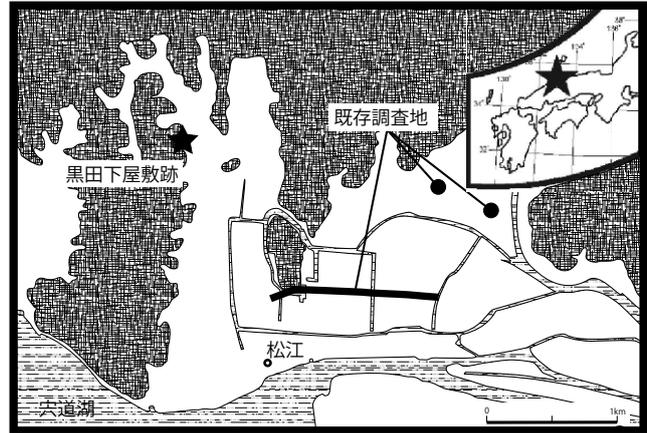


図1 試料採取地点

この地域は、松江市内では比較的古い時期（昭和40年代）から開発が行われてきた地域であるが、開発に伴う発掘調査や、調査ボーリングなどがほとんど行われてこなかった。今回、「法吉坡」想定地の北西部に位置すると考えられる「黒田下屋敷跡」において、宅地造成に伴う発掘調査が行われた。この発掘調査に際して、地層断面（調査トレンチ壁面）からの試料採取と、トレンチ底からのハンドオーガーによる試料採取を行った。本報では、これらの試料を対象として実施したCNS元素分析、花粉分析及びAMS年代測定結果について報告し、「法吉坡」の形成過程と、周辺地域での古植生変遷について、明らかにした。

### 2. 試料について

図1に示す「黒田下屋敷跡」において、地層断面（調査トレンチ壁面）からの試料採取（上部）と、トレンチ底からのハンドオーガーによる試料採取（下部）を行った。各地点の層相は、各花粉ダイアグラム、CNSダイアグラム中に、模式柱状図として示している。

### 3. 分析方法

CNS元素分析は、瀬戸ほか（2015）の方法に従った。前処理として、70℃にて12時間以上かけて乾燥後、メノウ乳鉢を用いて粉末にした後、塩酸処理を行った。測定には有機微量元素分析装置：Flash EA 1112を用いた。また、標準試料にはBBOTを使用している。

花粉分析処理は、渡辺（2010）に従った。同定・計数は、光学顕微鏡下の400～1000倍率で行い、原則的に木本花粉（化石）で200粒以上の検定、計数と、同時に出現する草本花粉（化石）と孢子（化石）の検定、計数も行った。また中村（1974）に従い、イネを含む可能性が高いイネ科（40ミクロン以上）とイネを含む可能性が低いイネ科（40ミクロン未満）に細分している。

黒田下屋敷(下部)

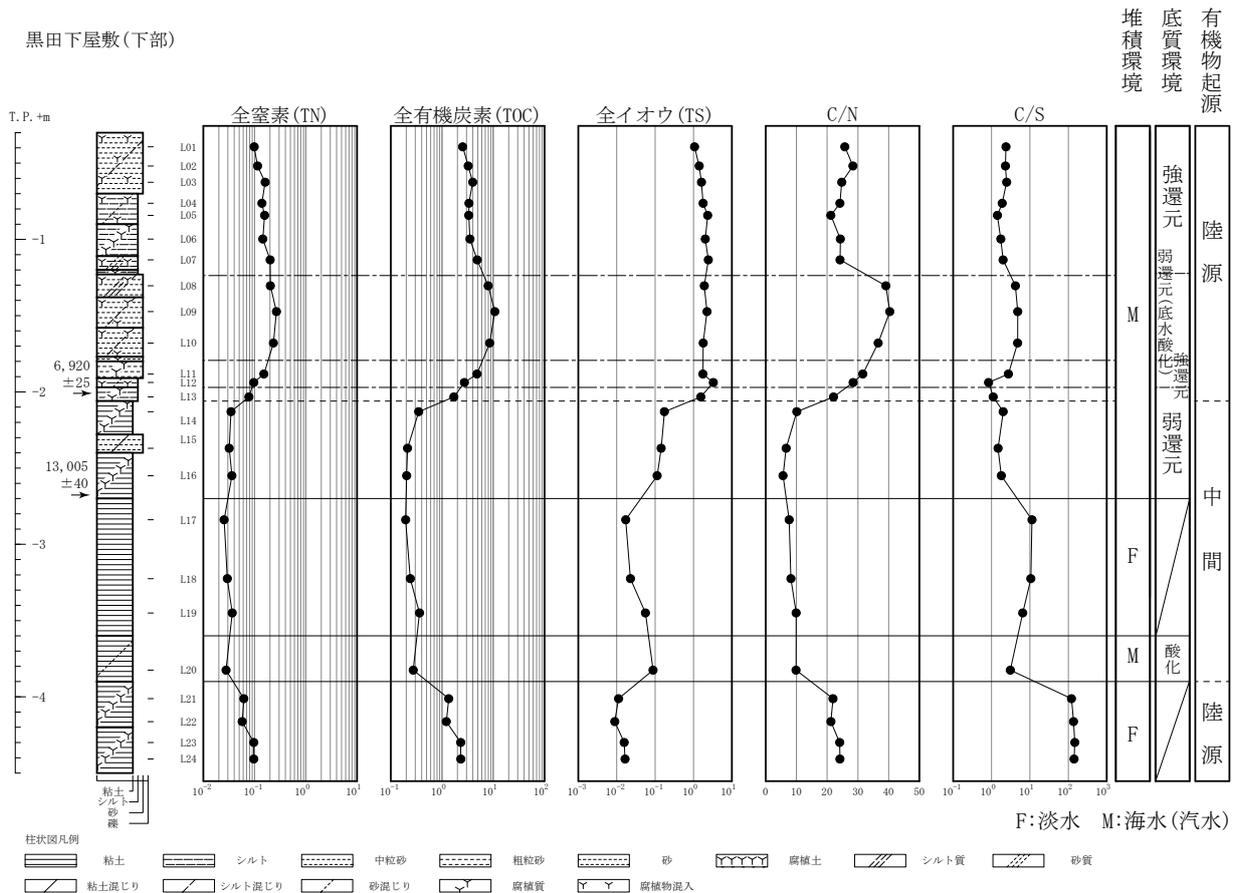


図2 黒田下屋敷(下部)のCNSダイアグラム

#### 4. CNS元素分析結果と堆積環境の変遷

CNS元素分析結果を図2、3及び表1に示す。図2、3及び表1では、測定値であるTN、TOC、TSに加え、C/N、C/Sを算出して示している。

以下では、下位から上位に向かい、分析値の特徴と三瓶(1997)に従って推定される堆積環境について述べる。

##### (1) 下部

L24~L21では、TSが0.009~0.017%と低く、TOCは1.213~2.331%と高い。このため、C/Sは120.74~147.49と高い値を示す。これらのことから本層準は、淡水環境下で堆積したものと推定できる。また、C/Nも21.21~24.16と高い値を示し、含まれる有機物の起源が、陸上高等植物に由来すると考えられる。

L20では、TSが0.089%と低いが、TOCも0.273%とやや低い。このため、C/Sは3.08とやや低い値を示す。これらのことから、本層準は、汽水環境下で堆積したものと推定できる。また、底質・低水とも酸化的な環境であったと考えられる。一方C/Nは9.88とやや低い値を示し、含まれる有機物が、陸上高等植物とプランクトン双方の影響を受けていると考えられる。

L19~L17では、TSが0.017~0.056%と低いが、TOCも0.194~0.241%とやや低い。このため、C/Sは6.48~11.29とやや高い値を示す。これらのことから、本層準は、淡水環境下で堆積したものと推定できる。また、C/Nも21.21~24.16と高い値を示し、含まれる有機物の起源が、陸上高等植物に由来すると考えられる。

L16~L14ではTSが0.114~0.175%とやや低いが、L13~L01では1%以上と高い値を示す。同様にTOCもL16~L14では0.203~0.350%とやや低い値を示し、L14~L01では1%以上と高い値を示す。それぞれ

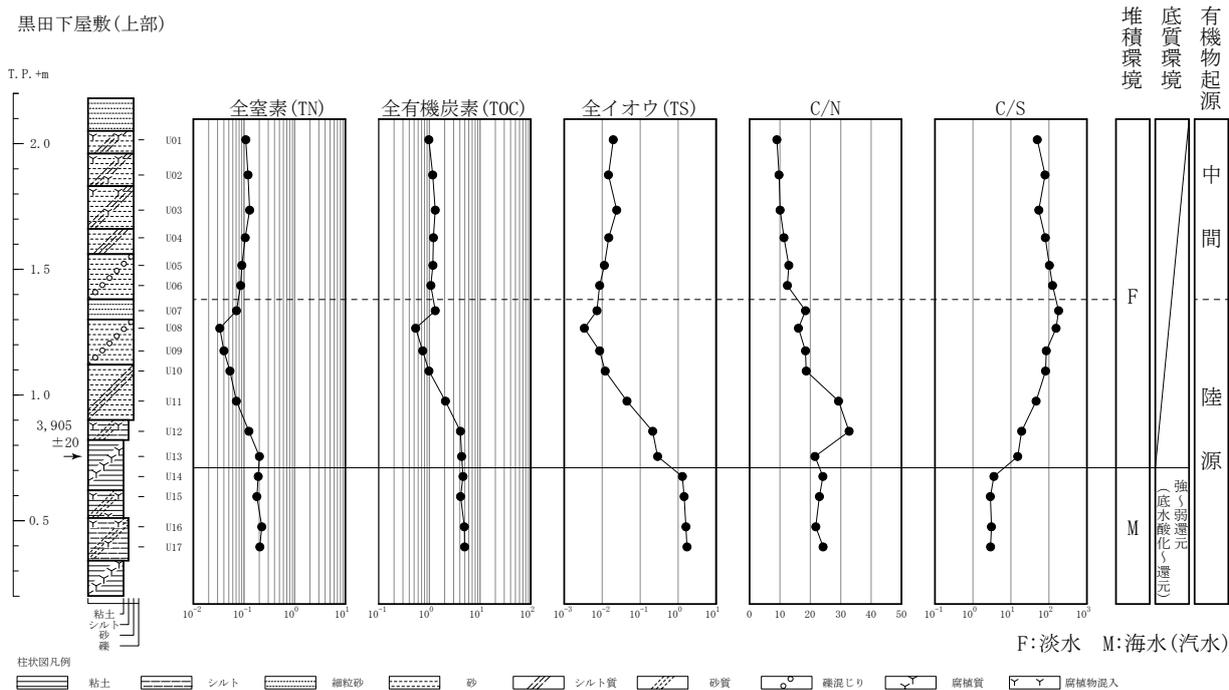


図3 黒田下屋敷（上部）のCNSダイアグラム

の範囲で測定値が大きく異なるものの、C/Sは両範囲ともに5より低い値を示している。これらのことから、L16～L01は汽水環境下で堆積したものと推定できる。

L16～L14では、前述のようにTOCが0.203～0.350%とやや低く、C/Sも1.47～2.00と低いことから、底質・低水ともやや還元的环境であったと考えられる。また、C/Nは5.67～10.12とやや低い値を示し、L16では含まれる有機物が、プランクトンの影響をやや高く受けるものの、L16～L14の間では陸上高等植物とプランクトン双方の影響を受けていると考えられる。

L13では、前述のようにTOCが1.711%と高い値を示し、C/Sは1.10と低いことから、下位のL16～L14同様に、底質・低水ともやや還元的环境であったと考えられる。また、C/Nは22.08と高い値を示し、含まれる有機物が、陸上高等植物の影響を強く受けていると考えられる。

L12、L11では、前述のようにTOCが2.741、4.807%と高い値を示し、C/Sは0.84、2.73とやや低いことから、底質は強還元的で、低水も還元的环境であったと考えられる。また、C/Nは28.46、31.59と高い値を示し、L13同様に、含まれる有機物が、陸上高等植物の影響を強く受けていると考えられる。

L10～L08では、前述のようにTOCが7.958～10.777%と高い値を示し、C/Sも4.17～4.80とやや高いことから、底質はやや還元的で、低水は酸化的环境であったと考えられる。また、C/Nは36.61～40.39と高い値を示し、L13～L11と同様に、含まれる有機物が、陸上高等植物の影響を強く受けていると考えられる。

表1 CNS元素分析結果

地点名	試料No.	TN (%)	TOC (%)	TS (%)	C/N	C/S
上部	U01	0.108	0.974	0.020	8.98	49.61
	U02	0.120	1.163	0.015	9.69	78.89
	U03	0.129	1.300	0.024	10.05	53.97
	U04	0.106	1.198	0.015	11.32	80.31
	U05	0.091	1.170	0.011	12.91	102.70
	U06	0.086	1.065	0.009	12.44	124.41
	U07	0.071	1.307	0.007	18.39	179.76
	U08	0.033	0.534	0.003	16.09	154.84
	U09	0.040	0.736	0.009	18.40	85.29
	U10	0.053	0.979	0.012	18.63	81.60
	U11	0.071	2.072	0.045	29.27	46.00
	U12	0.125	4.092	0.214	32.76	19.10
	U13	0.201	4.323	0.287	21.50	15.04
	U14	0.190	4.594	1.293	24.14	3.55
	U15	0.179	4.118	1.437	22.99	2.87
	U16	0.225	4.893	1.600	21.79	3.06
	U17	0.205	4.958	1.711	24.20	2.90
下部	L01	0.098	2.529	1.066	25.75	2.37
	L02	0.114	3.243	1.409	28.40	2.30
	L03	0.161	3.980	1.612	24.75	2.47
	L04	0.139	3.358	1.778	24.18	1.89
	L05	0.157	3.327	2.349	21.19	1.42
	L06	0.145	3.512	2.024	24.30	1.73
	L07	0.201	4.854	2.432	24.19	2.00
	L08	0.203	7.956	1.908	39.10	4.17
	L09	0.267	10.774	2.246	40.39	4.80
	L10	0.233	8.535	1.783	36.61	4.79
	L11	0.152	4.807	1.761	31.59	2.73
	L12	0.096	2.741	3.282	28.46	0.84
	L13	0.078	1.711	1.549	22.08	1.10
	L14	0.035	0.350	0.175	10.12	2.00
	L15	0.032	0.212	0.144	6.64	1.47
	L16	0.036	0.203	0.114	5.64	1.79
	L17	0.025	0.194	0.017	7.64	11.29
L18	0.029	0.241	0.023	8.20	10.56	
L19	0.037	0.364	0.056	9.91	6.48	
L20	0.028	0.273	0.089	9.88	3.08	
L21	0.062	1.349	0.011	21.91	120.74	
L22	0.057	1.213	0.009	21.21	136.72	
L23	0.096	2.314	0.016	24.07	147.49	
L24	0.096	2.331	0.017	24.16	141.16	

黒田下屋敷(下部)

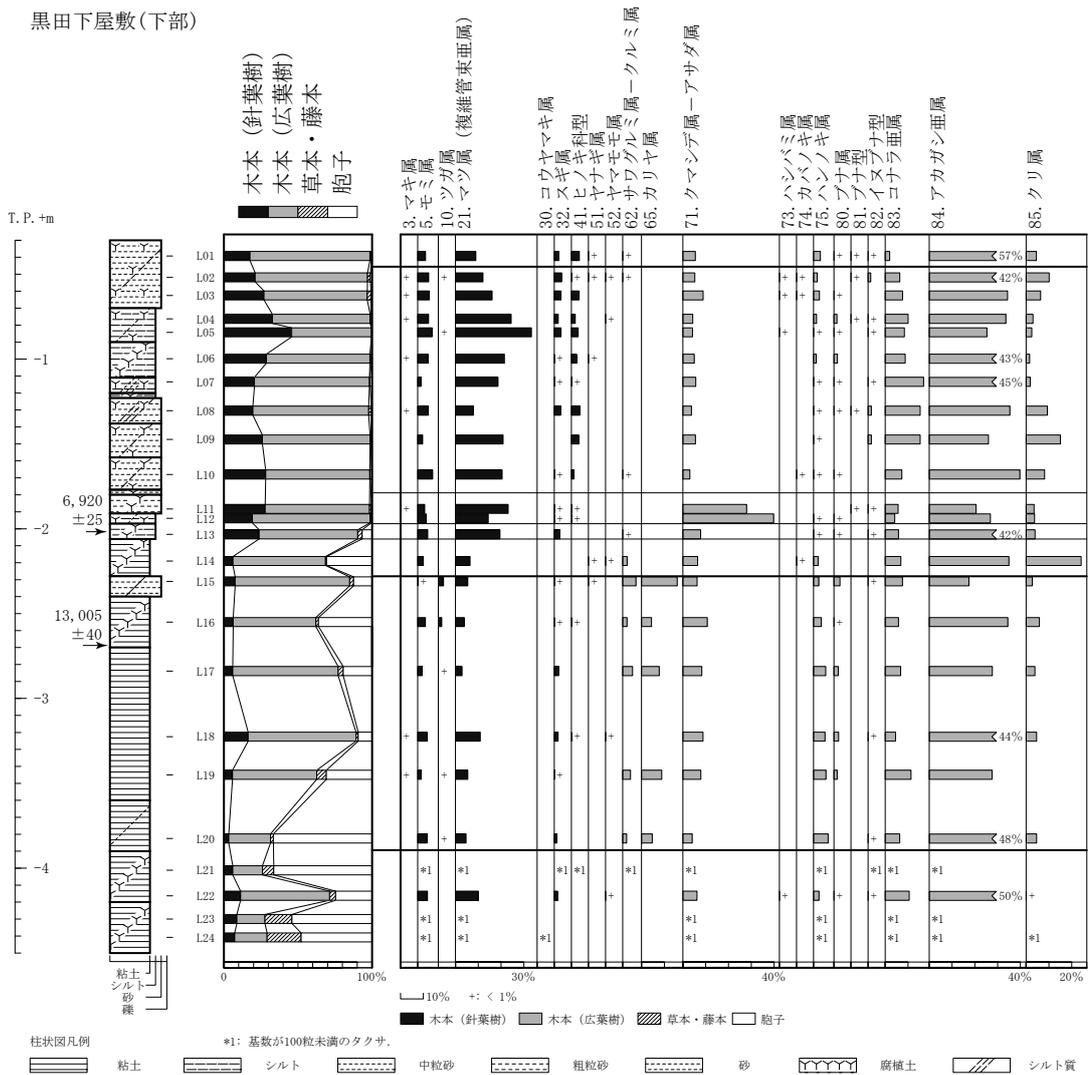


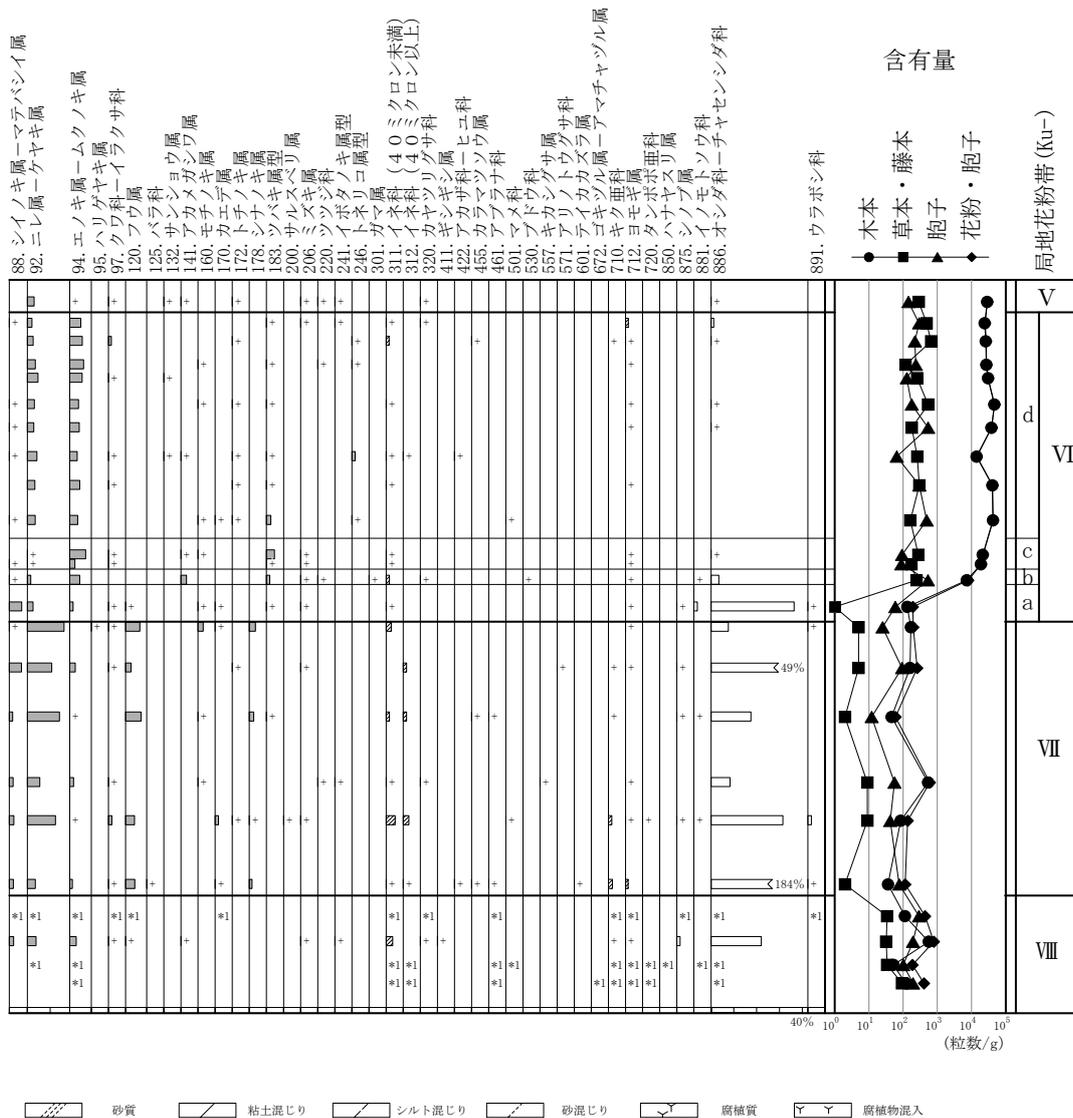
図4 黒田下屋敷(下部)

L07~L01では、前述のようにTOCが2.529~4.854%と高い値を示し、C/Sは1.42~2.47とやや低いことから、底質は強還元的で、低水も還元的な環境であったと考えられる。また、C/Nは28.46、31.59と高い値を示し、L13同様に、含まれる有機物が、陸上高等植物の影響を強く受けていると考えられる。

(2) 上部

U17~U14では、TSが1%以上の高い値を示すほか、TOCも4.118~4.958%と高い。C/Sは2.87~3.55と、5より低い値を示す。これらのことから、U17~U14は汽水環境下で堆積したものと推定できる。また、底質は還元的・低水は酸化~還元的な環境であったと考えられる。一方、C/Nは21.79~24.20と高い値を示し、含まれる有機物が、陸上高等植物の影響を強く受けていると考えられる。

U13~U01では、TSが0.011~0.287%と低いが、TOCはU13~U11で2.072~4.323%と高く、U10~U01では1%程度とやや高い値を示す。この結果C/Sは15.04~179.763.55と、5をはるかに上回る値を示す。これらのことから、U13~U01は淡水環境下で堆積したものと推定できる。またC/NはU13~U07で16.09~32.76と高い値を示し、U13~U07では含まれる有機物が、陸上高等植物の影響を強く受けていると考えられる。一方U06~U01では、C/Nが8.98~12.91とやや低い値を示し、含まれる有機物が、陸上高等植物とプランクトン双方の影響を受けていると考えられる。



の花粉ダイアグラム

5. 花粉分析結果と局地花粉帯の設定、既知の花粉帯との対比

花粉分析結果を図4、5及び表2に示す。図4、5の「花粉ダイアグラム」では、各々の木本花粉(針葉樹)、木本花粉(広葉樹)、草本花粉、一部の胞子について、計数した木本花粉を基数にした百分率を算出してスペクトルで表した。このほか、左側に分類群ごとにこれらの総数を基数とした累積百分率を算出してスペクトルで表したグラフを、右側に単位重量当たりの含有量を分類群ごとに表す折れ線グラフを、示した。

今回得られた花粉化石群集を基にKu-I~VIII帯の局地花粉帯を設定した。以下に各局地花粉帯の特徴を、下位から示す。また、松江城下町遺跡北東部(渡辺・瀬戸, 2014)、松江平野北東部(渡辺・瀬戸, 2016)、あるいは大西(1993)を渡辺(2002)、渡辺・中川(2013)が改定した中海・宍道湖地域の地域花粉帯との対比結果も示す。

(1) Ku-VIII帯 (L24-L21)

試料間の変異が大きい。L22を除く3試料では花粉・胞子化石含有量が100~400粒/g程度と比較的少なく、検出木本花粉の粒数も100粒に至らなかった。また、胞子の割合も50%以上と高い。一方、L22では花粉・胞子化石含有量が790粒/g程度と他の試料に比べ多く、検出木本花粉の粒数も200粒を超えた。また、胞子の割合も25%と低い。

黒田下屋敷(上部)

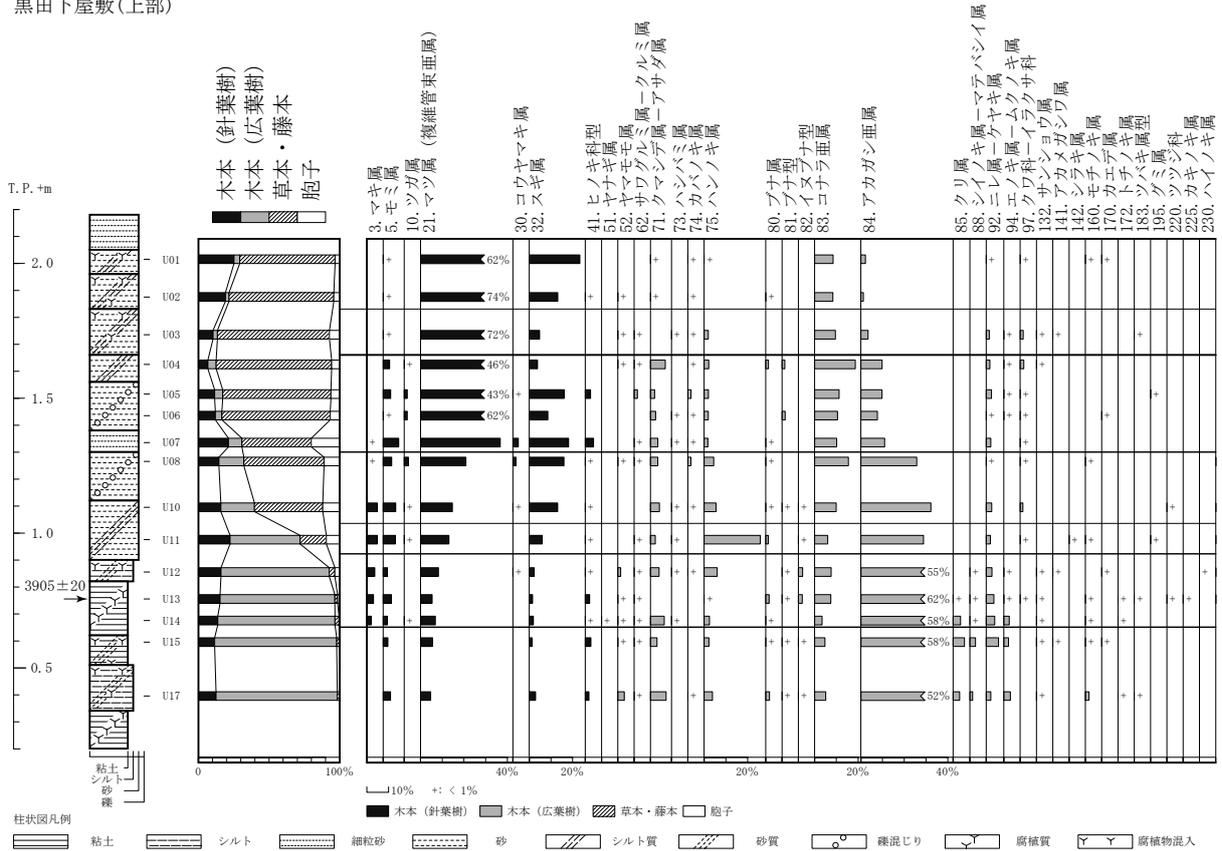


図 5 黒田下屋敷 (上部)

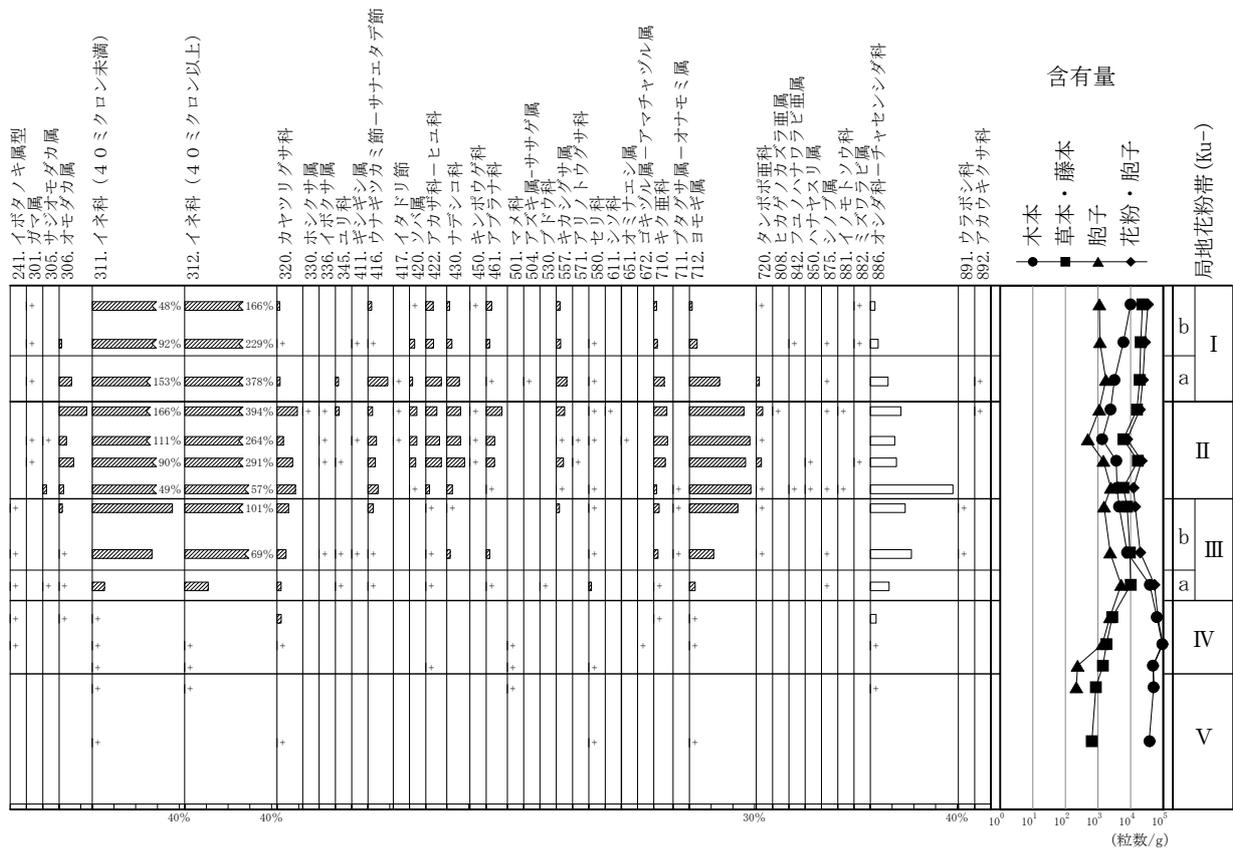
木本花粉では、L22でアカガシ亜属が50%と他の種類に比べ高率で、コナラ亜属、クマシデ属-アサダ属が10%程度で、これに次ぐ。一方、他の試料ではコナラ亜属が他の試料に比べ高率を示す傾向にあり、アカガシ亜属はこれに次ぐ。この様に木本花粉化石群集の違いが、試料により大きかった。このことは、花粉含有量、検出量が少ないことによる偏りと考え、L22でのアカガシ亜属が高率で検出される花粉化石群集が、本局地花粉帯の本質的なものと考えた。このことから、Ku-VIII帯が中海・宍道湖地域のアカガシ亜属・シイノキ属帯アカガシ亜属亜帯 (cal. 7,600-6,250 yrBP) に対比可能と考えた。ただし、宍道湖湖底の分析結果 (大西; 1977、大西ほか; 1990など) では、アカガシ亜属がこれほど高率には、なっていない。一方、西川津遺跡平成13年度調査で、同時期の堆積物を対象として実施された花粉分析結果 (渡辺, 2003) で、今回の結果に近い花粉化石群集が得られている。また、K-Ah火山灰層が検出されていないことから、試料の下限はK-Ah火山灰の降灰年代であるcal. 7,300 yrBPより新しいと考えられる。

(2) Ku-VII帯 (L20-L15)

花粉・孢子化石含有量が60~600粒/g程度と比較的少ないものの、L20を除く試料では、検出木本花粉の粒数は200粒を超えた。孢子割合もL20では67%と高いものの、その他の試料では10~40%程度である。

木本花粉ではアカガシ亜属のほか、ニレ属-ケヤキ属、カリヤ属が、他の種類に比べ高率を示す。カリヤ属のほかフウ属も化石種であり、背後の丘陵を成す中新統松江層 (鹿野ほか, 1994) から再堆積したのと考えられる。

Ku-VIII帯との違いは、ニレ属-ケヤキ属、化石種であるカリヤ属、フウ属の多産である。一方で、アカガシ亜属が高率で検出されることは、共通している。このことから、Ku-VIII帯同様に、Ku-VII帯も中海・宍道湖地域のアカガシ亜属・シイノキ属帯アカガシ亜属亜帯に対比可能と考えた。L16を採取した腐植



の花粉ダイアグラム

質粘土層下部のAMS年代測定値 $13,005 \pm 40$  yrBP (cal. 15,759-15,337 yrBP :  $2\sigma$ ) は、堆積物中の有機物を集めて測定したものであった。前述のように松江層由来の花粉化石が多く検出されることから、松江層から流れ込んだ有機物の影響を受け、実際よりかなり古い年代値となったものと考えられる。

(3) Ku-VI帯 (L14-L02)

L14では花粉・孢子化石含有量が192粒/gと少ないものの、その他の試料では数千~数万粒/gと含有量が多かった。また、全ての試料で検出木本花粉の粒数は200粒を超えた。孢子の割合はL14で31%とやや高いものの、その他の試料では数%に止まっている。

木本花粉ではアカガシ亜属が高率を示し、マツ属(複維管束亜属)、クマシデ属-アサダ属、コナラ亜属、クリ属がこれに次ぐ。また、クマシデ属-アサダ属がL12、L11で、マツ属(複維管束亜属)がL05でアカガシ亜属を上回る出現率を示し、L14ではクリ属がアカガシ亜属に迫る出現率を示している。これらのことからL14をa亜帯、L13をb亜帯、L12、L11をc亜帯、L10~L01をd亜帯とした。また、下位のKu-VIII帯で特徴的に検出された化石種のカリヤ属やフウ属は、ここではほとんど検出できなかった。

Ku-VI帯最下部のa亜帯でクリ属、下部のc亜帯でクマシデ属-アサダ属が高率を示す。このような花粉化石群集は、中海・宍道湖地域全体でも特異であり、極めて局地的な植生を示していると考えられる。一方、下部のb亜帯、中~上部のd亜帯では、下位のKu-VII帯同様アカガシ亜属が高率を示すが、マツ属(複維管束亜属)、コナラ亜属も高率になっている。一方、宍道湖湖底の分析結果(大西; 1977、大西ほか; 1990など)や、西川津遺跡での花粉分析結果(渡辺, 2003)では、アカガシ亜属亜帯の上位でマツ属(複維管束亜属)、の顕著な増加とシイノキ属の増加が認められ、シイノキ属亜帯が設定されている。今回の結果では、シイノキ属がほとんど検出されていないが、層位的にアカガシ亜属・シイノキ属帯シイノキ属亜帯(cal. 5,400-4,100 yrBP)に対比されると考えられる。L13を採取した腐植質シルト層で

表 2 黒田下屋敷の

試料番号	上層																
	U01	U02	U03	U04	U05	U06	U07	U08	U10	U11	U12	U13	U14	U15	U17	L01	
3 Podocarpus																	
5 Abies	1	0%	1	0%													
10 Tsuga																	
21 Pinus(Delavayi)	147	62%	186	74%	151	72%	7	3%	1	0%	15	5%	13	5%	11	4%	
30 Sciadopitys																	
32 Cryptomeria	55	23%	33	13%	10	5%	9	4%	3	1%	18	6%	15	4%	4	2%	
41 Cupressaceae type																	
51 Salix																	
52 Myrica																	
62 Rhynchospora-Juglans																	
65 Caryx																	
71 Cephaelis-Ostrya																	
73 Corylus	1	0%	1	0%	16	7%	4	2%	5	2%	8	3%	7	3%	13	4%	
74 Betula	1	0%	2	1%	2	1%	2	1%	1	0%	1	0%	2	1%	2	1%	
75 Alnus																	
80 Fagus																	
81 Fagus crenata type																	
82 Fagus japonica type																	
83 Quercus	20	8%	21	8%	20	10%	44	19%	23	11%	24	10%	32	16%	31	10%	
84 Cyclobalanopsis	5	2%	3	1%	7	3%	23	10%	20	10%	16	8%	26	11%	53	26%	
85 Castanea																	
88 Castanopsis-Pasania																	
92 Ulmus-Zelkova	1	0%															
94 Aphananthe-Celtis																	
95 Hemiptelea																	
97 Moraceae-Urticaceae																	
120 Liquidambar	1	0%															
125 Rosaceae																	
132 Zanthoxylum																	
141 Mallotus																	
142 Sium																	
160 Ilex	1	0%															
170 Acer	1	0%															
172 Anacardium																	
178 Tilia																	
183 Camellia type																	
195 Elaeagnus																	
200 Lagerstroemia																	
206 Cornus																	
220 Ericaceae																	
225 Diospyros																	
230 Symplocos																	
241 Ligustrum type																	
246 Fraxinus type																	
301 Tilia	2	1%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	2	1%	3	1%	1	0%	
305 Alnus																	
306 Sapindus																	
311 Gramineae(40)	113	48%	230	92%	319	153%	281	135%	228	111%	177	87%	116	56%	208	101%	
312 Gramineae(>40)	391	166%	574	229%	789	378%	827	394%	542	264%	609	291%	135	66%	208	101%	
320 Cyperaceae	3	1%	1	0%	3	1%	22	9%	6	3%	15	7%	20	10%	11	5%	
330 Poaceae																	
336 Anemone																	
345 Liliaceae																	
411 Rumex																	
416 Echinocaulon-Periscaria	4	2%	2	1%	19	9%	5	2%	8	4%	7	3%	11	5%	5	2%	
417 Ranunculus																	
420 Fagopyrum	2	1%	6	2%	3	1%	8	3%	7	3%	1	0%	1	0%	6	3%	
422 Chenopodiaceae-Amaranthaceae	8	3%	9	4%	15	7%	12	5%	13	6%	15	7%	2	1%	3	1%	
430 Caryophyllaceae	3	1%	6	2%	12	6%	15	6%	13	6%	17	8%	6	2%	2	1%	
430 Ranunculaceae																	
455 Thalictrum																	
461 Cruciferae	6	3%	4	2%	1	0%	17	7%	8	4%	8	4%	2	1%	5	2%	
501 Leguminosae																	
504 Anacard-Vigna																	
530 Vitaceae																	
537 Abutil	4	2%	5	2%	10	5%	9	4%	2	1%	7	3%	1	0%	3	1%	
571 Helianthaceae																	
580 Umbelliferae																	
601 Trachelopannum	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	2	1%	3	1%	
611 Lamiaceae																	
651 Patrinia																	
672 Actinostemma-Gymnostemma																	
710 Carduioideae	3	1%	4	2%	10	5%	14	6%	13	6%	11	5%	3	1%	5	2%	
711 Ambrosia-Xanthium																	
712 Artemisia	3	1%	9	4%	29	14%	59	25%	57	28%	67	28%	46	22%	35	11%	
720 Dicotyledoneae	1	0%															
808 Subgenus Lycopodium																	
842 Subgenus Scopolidium																	
850 Ophioglossum																	
875 Desmodium																	
881 Pteridaceae																	
882 Ceratopteris	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	
886 Aspid-Najas																	
891 Polypodiaceae																	
892 Anemone																	
898 MONOLATE-TYPE-SPORE	7	3%	7	3%	13	6%	15	6%	12	6%	14	7%	7	3%	13	6%	
899 TRILATE-TYPE-SPORE	13	6%	29	12%	89	38%	94	23%	39	19%	83	21%	24	12%	22	7%	
木本花粉総数	1386	294	251	224	209	136	235	134	205	174	209	176	242	313	206	324	
草本花粉総数	545	68%	856	74%	1,233	79%	1,527	82%	914	77%	963	77%	376	49%	364	57%	
花粉総数	28	2%	48	4%	113	7%	106	6%	74	6%	84	7%	158	20%	71	11%	
試料	897	1,155	1,555	1,858	1,183	1,256	1,5	941	788	911	326	423	212	1,239	240	204	
試料量(乾重)g	34,250	27,812	23,890	19,245	7,857	21,840	12,339	13,787	19,725	54,138	68,723	66,860	49,947	51,829	38,708	29,174	

得られたAMS年代測定値6,920±25 yrBP (cal. 7,823-7682 yrBP : 2σ)も、他の年代測定試料同様に堆積物中の有機物を集めて測定したものであった。ここでは松江層由来の花粉化石は検出されていないが、下位の年代測定結果同様に、松江層から流れ込んだ有機物の影響を受け、実際より古い年代値となったものと考えられる。

(4) Ku-V帯 (L01-U15)

Ku-V帯より上位の試料では、花粉・胞子化石含有量は数万粒/gと多く、検出木本花粉の粒数も200粒を超えている。胞子の割合は、試料により高低があり、Ku-V帯では、ほとんど検出されなかった。

木本花粉ではアカガシ亜属が50%以上の高率を示し、下位のKu-VI帯でアカガシ亜属と同程度、あるいは上回る出現率を示したマツ属(複維管束亜属)、クマシデ属-アサダ属、コナラ亜属、クリ属は低率になる。

宍道湖湖底の分析結果(大西;1977、大西ほか;1990など)では、アカガシ亜属・シイノキ属帯シイノキ属帯と上位のマキ属帯の移行部で、アカガシ亜属の増加とマツ属(複維管束亜属)の減少が認められている。遺跡調査に伴う分析では従来、アカガシ亜属・シイノキ属帯シイノキ属帯と上位のマキ属帯との境界付近での花粉化石群集が得られておらず、再考の余地はあるが、Ku-V帯はアカガシ亜属・シイノキ属帯シイノキ属帯と上位のマキ属帯の境界付近に対比できる。

(5) Ku-IV帯 (U14-U12)

前述のように、いずれの試料でも花粉・胞子化石含有量は数万粒/gと多く、検出木本花粉の粒数も200粒を超えた。また、胞子はほとんど検出されなかった。



いる（渡辺・瀬戸，2014）が、むしろマキ属の減少が顕著である。また、松江平野北東部では、IV帯がこれに対応しており（渡辺・瀬戸，2016）、スギ属の僅かな増加と認められるほか、今回同様マツ属（複維管束亜属）も増加傾向を示している。これらのことから、Ku-III帯はイネ科帯スギ属亜帯（cal. 3,000-1,930 yrBP）に対比できる。

#### (7) Ku-II帯 (U07-U04)

いずれの試料でも花粉・孢子化石含有量は数万粒/gと多く、検出木本花粉の粒数も200粒を超えた。また、孢子はL07で20%とやや高いが、その他の試料では数%と、下位のKu-IV帯に比べ、やや増加する。草本花粉の割合は増加を続け、U04で82%とピークを成す。

木本花粉では、Ku-III帯との境界でマツ属（複維管束亜属）が急増し、アカガシ亜属が急減する。また、マツ属（複維管束亜属）はL06で62%の小ピークを成している。マツ属（複維管束亜属）とともにKu-III帯で増加傾向を示したスギ属、コナラ亜属には、変化が乏しかった。ただし、L04ではスギ属がやや減少し、上位のKu-I帯に続く。このほか、モミ属、クマシデ属-アサダ属は、上位のKu-I帯では、ほとんど検出されなくなる。

草本花粉では、L07でイネ科（40ミクロン以上）が一旦減少するが、その後急増し、300%を超えるようになる。イネ科（40ミクロン未満）も増加傾向を示すが、イネ科（40ミクロン以上）ほどではない。また、Ku-III帯で増加傾向を示したヨモギ属は、25%程度で安定して出現する。このほか、栽培種であるソバ属が連続して出現するようになるほか、水田雑草のオモダカ属、イボクサ属、ウナギツカミ節-サナエタデ節、キカシグサ属など、畑地雑草のアカザ科-ヒユ科、ナデシコ科などが連続して出現する。

マツ属（複維管束亜属）がU06でピークを成すものの、スギ属、コナラ亜属、アカガシ亜属も10~20%程度の出現率を保っている。同様の特徴は、宍道湖湖底の分析結果（大西；1977、大西ほか；1990など）でイネ科帯アカガシ亜属・コナラ亜属亜帯として認められるほか、松江城下町遺跡でのII帯（渡辺・瀬戸，2014）、松江平野北東部でのIII帯b亜帯（渡辺・瀬戸，2016）がこれに対応する、これらのことから、Ku-II帯はアカガシ亜属・コナラ亜属亜帯（cal. 1,930 yrBP-中世）に対比できる。

#### (8) Ku-I帯 (U03-U01)

いずれの試料でも花粉・孢子化石含有量は数万粒/gと多く、増加傾向にある。また、検出木本花粉の粒数も200粒を超えた。また、孢子はいずれの試料でも数%の出現率であった。草本花粉の割合は、Ku-II帯上部のU04をピークに減少傾向を示し、U01では68%まで減少する。

木本花粉では、Ku-II帯上部で一旦減少したマツ属（複維管束亜属）が急増し、L02で再度ピークを成す。同様にKu-II帯上部のL04で一旦低率になったスギ属も増加傾向を示し、最上部のL01で23%まで増加する。このほか、コナラ亜属は10%程度の出現率を示すが、他の分類群はごく低率となり、アカガシ亜属も、1~3%に止まる。

草本花粉では、イネ科（40ミクロン以上）、イネ科（40ミクロン未満）の減少が著しいが、含有量で見ると、いずれも増加傾向を示している。また、Ku-III帯で増加傾向を示したヨモギ属は、25%程度で安定して出現する。このほか、Ku-II帯同様に、栽培種のソバ属が連続して出現するほか、水田雑草や畑地雑草由来と考えられる分類群が出現する。いずれも出現率は低下するが、含有量では同程度あるいは増加している。

a亜帯（U03）ではマツ属（複維管束亜属）が72%を示す。マツ属（複維管束亜属）は上位のb亜帯下部（U02）でピークを成すが、これとほぼ同じ出現率である。また、スギ属はb亜帯で増加傾向を示すようになり、コナラ亜属、アカガシ亜属も下位のKu-II帯に比べ低率になる。同様の特徴は、宍道湖湖底の分析結果（大西；1977、大西ほか；1990など）で上部でのマツ属（複維管束亜属）の急激な増加と、

最上部でのスギ属の増加として認められ、Ku-I帯a亜帯がイネ科帯マツ属亜帯（中世～近代）に、b亜帯がイネ科帯マツ属・スギ属亜帯（近代～現代）に対比できる。一方、松江城下町遺跡では、最上位のI帯でマツ属（複雑管束亜属）が最も高率を示すが、今回ほどの出現率ではなく、スギ属も低率である。これは、Ku-I帯の時期の堆積物が欠如していることによると考えられる。更に松江平野北東部（渡辺・瀬戸，2016）では、層序的にIII帯からI帯の時期が対応していると考えられるが、II帯相当層に埋土の可能性が指摘されることと、III帯b亜帯からa亜帯の間でスギ属が増加を始めていることから、イネ科帯マツ属亜帯がさほど明瞭ではない。

## 5. 古環境推定

以下では、設定した局地花粉帯ごとに、試料採取地点周辺の古植生を主とした古環境を推定する。

### (1) Ku-VIII帯期 (cal. 7,300-6,250 yrBP)

#### ① 堆積環境及び古地形

CNS元素分析結果により、淡水環境下にあったと考えられる。花粉化石群集の対比から、アカガシ亜属・シノキ属帯アカガシ亜属亜帯に対比された。K-Ah火山灰層が検出されていないことを踏まえると、cal. 7,300-6,250 yrBPの間に堆積したと考えられる。中海・宍道湖地域での海水準（湖水準）変動曲線（高安，2004）によれば、この期間の初期は宍道湖の湖水準上昇期に相当し、その後、停滞あるいは下降が推定されている。また、この時期の宍道湖は汽水域であった（山田・高安，2006）ことから、すでに「末次砂州」が発達しており、宍道湖から隔離された淡水湖沼の「古法吉坡（幾つかの時期に淡水湖沼が現れたようであるが、一括して呼ぶ。）」が広がっていたと考えられる。「末次砂州」が発達するためには、この時期までの湖水準の上昇期にも、最高潮位期以降に推定されているように、細かな上昇、下降が繰り返し起こっていたことが想像される。

#### ② 試料採取地点周囲の森林植生

この地域の集水域は、三方を囲む湖北山地（小畑：1974，1980）に限られ、以前から分析が行われてきた松江城下町遺跡北東部や松江平野北東部に比べ狭い。また、西側に丘陵が迫っていることから、得られた花粉化石群集は、局地的な植生を反映したものである可能性も指摘できる。

得られた木本花粉化石群集から、調査地西側の丘陵から湖北山地にかけては、カシ類を主体とし、モミ、コウヤマキ、スギ、ヒノキなどの針葉樹を混雑する照葉樹林が広がり、所々にアカマツやコナラ類、シデ類を要素とする遷移林が分布していたと考えられる。

#### ③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生

木本であるが、ハンノキ属が連続して数%の出現率で検出されることから、湖岸の湿地にはハンノキ類が小規模な湿地林を成していた可能性がある。また、検出された草本花粉化石群集から、湿地内には、ヨシなどのイネ科草本やスゲ類、ホタルイ類などのカヤツリグサ科草本が茂っていたと考えられる。周囲の微高地にはアブラナ類やヨモギ類、ゴキズルが茂っていた可能性もある。

### (2) Ku-VII帯期 (cal. 7,300-6,250 yrBP)

#### ① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比とK-Ah火山灰層との関連から、Ku-VIII帯同様に、cal. 7,300-6,250 yrBPの間に堆積したと考えられる。前述のように、この期間の初期は宍道湖の湖水準上昇期に相当し、その後、停滞あるいは下降が推定されている。CNS元素分析結果により、下部と上部は海水環境下、中部は淡水環境下で堆積したと考えられる。堆積物の厚さと標高から、上部の海水環境が、宍道湖最高潮位期に宍道湖の影響を受けた内湾域（「法吉潟（内）」：砂州の状況により潟、あるいは潟内となったと予想されるが、

判断ができなかった。また、幾つかの時期で現れたようであるが、一括して呼ぶ。)で、下部の「法吉潟(内)」と中部の「古法吉坡」は、湖水準上昇期の湖水準の細かな上昇、下降によって出現したものと考えた。また、湖水準に上下動が認められるものの、最高潮位期に近づくにつれ徐々に安定し、小規模ながら沖積平野も発達し、ニレ科木本が生育できる自然堤防も発達するようになったと考えられる。

### ② 試料採取地点周囲の森林植生

この時期を通して、アカガシ亜属花粉が増減を繰り返しながらも比較的高率で

検出される。また、モミ属やスギ属、ヒノキ属花粉も低率で安定して検出できることから、調査地西側の丘陵から湖北山地にかけては、カシ類を主体とし、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹を混淆する照葉樹林が広がり、所々にアカマツやコナラ類、シデ類を要素とする遷移林が分布していたと考えられる。また、マキ属が断続的に検出され、気温の上昇とともに照葉樹林内でマキ類が散見されるようになったと考えられる。河畔林要素であるニレ属-ケヤキ属花粉も数~10%程度の出現率を示すことから、上流部には小規模ながら自然堤防が形成され、ニレ科を主体とする自然堤防林が見られるようになったと考えられる。一方で、調査地西側の丘陵や、広く湖北山地を形成する松江層由来の花粉が多く検出され、花粉・孢子化石含有量が少ない。このことから、気温上昇に伴う多雨化により、上流あるいは西側の丘陵で斜面崩壊が続き、周囲の丘陵では森林を成す樹木そのものが乏しくなった可能性も指摘できる。

### ③ 試料採取地点周囲の湿地~草地植生

低率ながら検出される草本花粉化石群集から、水域は開放的で、周囲の湿地内には、ヨシなどのイネ科草本ほのか、淡水の時期にはスゲ類、ホタルイ類などのカヤツリグサ科草本が茂っていたと考えられる。周囲の微高地にはアブラナ類やヨモギ類が茂っていた可能性もある。

## (3) Ku-VI帯期 (cal. 6,250-4,600 yrBP)

### ① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比から、アカガシ亜属・シイノキ属帯シイノキ属亜帯に対比され、cal. 6,250-4,600 yrBPの間に堆積したと考えられる。CNS元素分析結果から全体が海水環境下で堆積したと考えられ、やや粗粒であるが、およそ3mの層厚を持つ海成層の下~中部に対応する。このことからKu-VI帯期は、Ku-VII帯期後半から続く宍道湖最高潮位期に含まれ、調査地には宍道湖から続く内湾域の「法吉潟(内)」が存在していたと考えた。

### ② 試料採取地点周囲の森林植生

Ku-VII帯期同様に、この時期を通して、アカガシ亜属が増減を繰り返しながらも、比較的高率で検出される。また、温帯針葉樹も低率で安定して検出できることから、調査地西側の丘陵から湖北山地にかけては、カシ類を主体とし、マキ類、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹を混淆する照葉樹林が広がっていたと考えられる。一方、下部のa~c亜帯では、花粉化石の優占種が激しく入れ替わる。恐らく調査地西側の丘陵上の植生を表していると考えられ、a亜帯期にクリ林が局所的に分布し、b亜帯期ではクリ林

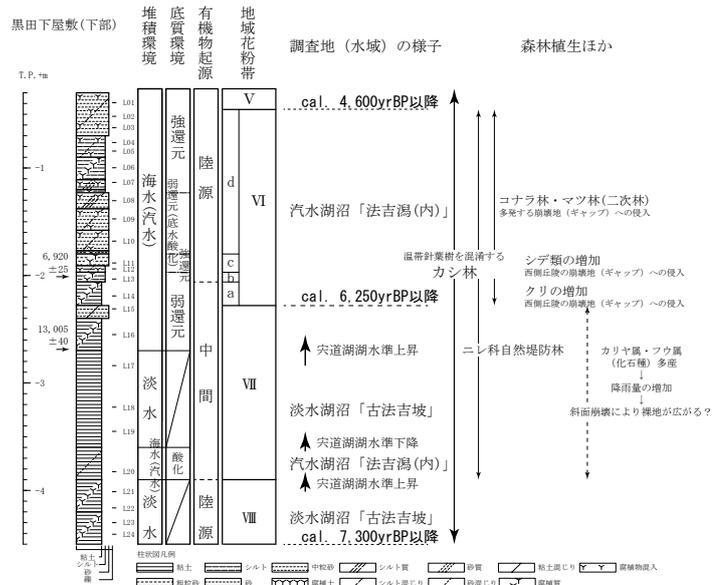


図6 黒田下屋敷分析結果まとめ(下部)

が極相林であるカシ林に遷移し、新たにマツ林も分布するようになった。c帯期ではカシ林の一部が消滅し、シデ類を主とする林が形成したと考えられる。このように、めまぐるしい植生の変化は、層相変化が激しいことなどから、Ku-VII帯期同様に、多雨化に伴う斜面崩壊に起因した可能性が、指摘できる。d帯期に入ってもマツ属（複維管束亜属）やコナラ亜属、クリ属など陽樹が多く検出され、これらを主とする林が一定の面積を占めていたことが分かる。粗粒堆積物であるにもかかわらず、Ku-VII帯より花粉・孢子化石含有量が多いことから、湖北山地一帯で比較的連続的に発生した斜面崩壊により出来たギャップに、二次林が素早く進入したものと考えられる。また、一定量の検出があるニレ属-ケヤキ属、エノキ属-ムクノキ属などのニレ科の樹木は、斜面崩壊に伴って形成される沖積平野上に自然堤防林などとして分布していたと考えられる。

### ③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生

草本花粉の検出量が少なく、開放的な水域が広がっていたと考えられる。水辺にはヨシなどのイネ科草本が茂り、周囲の微高地にはヨモギ類が茂っていた可能性がある。

## (4) Ku-V帯期 (cal. 4,600 yrBP 頃)

### ① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比から、アカガシ亜属・シイノキ属帯シイノキ属亜帯とマキ属亜帯の境界付近に対比され、cal. 4,600 yr. BP 頃に堆積したと考えられる。CNS元素分析結果から全体が海水環境下で堆積したと考えられ、およそ3mの層厚を持つ海成層の上部に対応する。このことからKu-V帯期は、Ku-VII帯期後半から続く宍道湖最高潮位期に含まれ、調査地には宍道湖から続く内湾域の「法吉潟（内）」が存在していたと考えた。

### ② 試料採取地点周囲の森林植生

アカガシ亜属が50%を超える高率で検出され、温帯針葉樹も安定して検出された。このことから、調査地西側の丘陵から湖北山地にかけては、引き続きカシ類を主体とし、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹を混生する照葉樹林が広がっていたと考えられる。また、Ku-VI帯で特徴的に検出されていたマツ属（複維管束亜属）、コナラ亜属が低率になることから、斜面崩壊が減少した可能性が指摘できる。したがって、土壤の安定したこの時期に、極相林である照葉樹林が拡大したと考えられる。

### ③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生

草本花粉の検出量はKu-VI帯同様に少なく、開放的な水域が広がっていたと考えられる。水辺にはヨシなどのイネ科草本が茂り、周囲の微高地にはヨモギ類が茂っていた可能性がある。

## (5) Ku-IV帯期 (cal. 4,600-3,000 yrBP)

### ① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比から、アカガシ亜属・シイノキ属帯マキ属亜帯に対比され、cal. 4,600-3,000 yrBPの間に堆積したと考えられる。CNS元素分析結果から下部が海水環境下、中～上部が淡水環境下で堆積したと考えられる。鳥取県の東郷湖において、4,000年前の急激な海面下降が報告されている (Kato *et al.*, 2003) ことから、同様の現象が宍道湖でも起こり、湖水準の降下に伴い「末次砂州」が急速に発達し、「法吉潟（内）」が宍道湖から切り離され「法吉坡」が形成されたと考えられる。「法吉坡」形成時期の目安として、やや古い値の可能性もあるが、3,905±20 yrBP (cal. 4,420-4,257 yrBP : 2σ) が上げられる。

### ② 試料採取地点周囲の森林植生

Ku-V帯から続いてアカガシ亜属が50%を超える高率で検出され、温帯針葉樹が安定して検出され、微増傾向を示す。このことから、調査地西側の丘陵から湖北山地にかけては、引き続きカシ類を主体とし、

モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹を混淆する照葉樹林が広がっていたと考えられる。また、温帯針葉樹種の増加から気温が若干低下した可能性が指摘され、宍道湖の湖水準低下の誘因と考えることができる。

③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生  
草本花粉の検出量はKu-V帯同様に少なく、開放的な水域が広がっていたと考えられる。水辺にはヨシなどのイネ科草本が茂り、周囲の微高地にはヨモギ類が茂っていた可能性がある。

(6) Ku-III帯期 (cal. 3,000-1,930 yrBP)

① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比から、イネ科帯スギ属亜帯に対比され、cal. 3,000-1,930 yrBPの間に堆積したと考えられる。CNS元素分析結果から全体が淡水環境下で堆積したと考えられる。ただし、下位のa亜帯で湿地林要素のハンノキ属が高率を示すこと、草本花粉がKu-III帯の間で急増することから、「法吉坡」周辺で湿地が急速に広がったものと考えられる。

② 試料採取地点周囲の森林植生

Ku-IV帯に比べアカガシ亜属が減少し、マツ属（複雑管束亜属）、スギ属、コナラ亜属が増加する。また、草本花粉の増加が著しい。調査地西側の丘陵から湖北山地にかけて、連綿と続いてきたカシ類を主体とし、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹を混淆する照葉樹林が縮小したと考えられる。一方で、マツ属（複雑管束亜属）やコナラ亜属などの陽樹を主体とする林が拡大したと考えられる。Ku-V帯ではこれらの樹木が崩壊地へ侵入したと考えたが、拡大傾向にある沖積平野上に分布域を広げた可能性も指摘できる。一方スギは、谷筋など伏流水の豊富な場所に広がったと考えられる。

③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生

前述のように草本花粉が急増する。特にイネ科の増加が顕著なほか、カヤツリグサ科、オモダカ属、イボクサ属、セリ科などの湿性植物も認められる。また、a亜帯では湿性木本のハンノキ属が高率で検出され、調査地近辺の湿原内にハンノキ林が分布していたことが分かる。「法吉坡」内にはヨシなどのイネ科やオモダカ類、セリ類などの抽水植物のほか、イボクサ類などの抽水植物が生育し、周辺の湿地まで、分布を広げていたと考えられる。また、イネ科（40ミクロン以上）も高率で検出され、近辺で稲作が始まっていた可能性も示唆される。

(7) Ku-II帯期 (cal. 1,930 yrBP～中世)

① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比から、イネ科帯アカガシ亜属・コナラ亜属亜帯に対比され、cal. 1,930 yrBP～中世の間に堆積したと考えられる。CNS元素分析結果から全体が淡水環境下で堆積したと考えられる。草本花粉の割合が高く、特に最上部ではイネ科（40ミクロン以上）が394%と極めて高い出現率を示すほか、栽培種のソバ属、水田雑草や畑作雑草を含む分類群が多産することから、調査地点では「法吉坡」は埋まっており、調査地近辺には水田が広がっていたと考えられる。

② 試料採取地点周囲の森林植生

前述のように水田耕作が行われ、人間活動が行われていることから、高率で検出されるマツ属（複雑

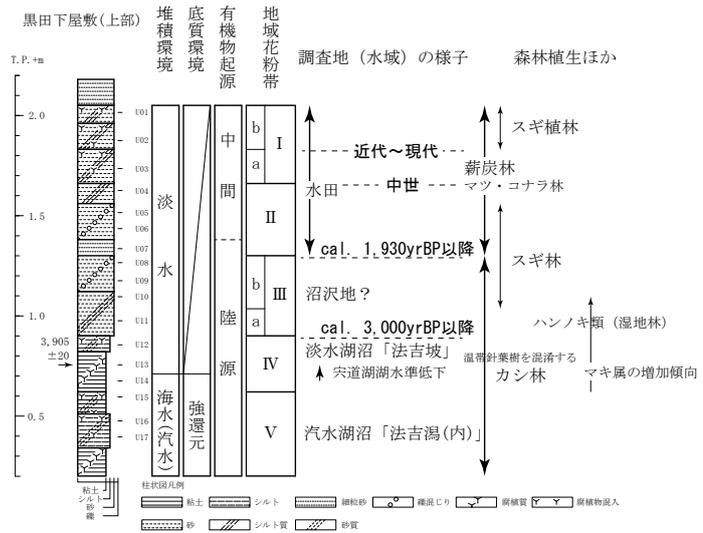


図7 黒田下屋敷分析結果まとめ (上部)

管束亜属)、コナラ亜属は、人間の管理下に置かれた薪炭林としてのアカマツ林、あるいはコナラ林であったと考えられる。一方、出現率を低下させたアカガシ亜属は、主として湖北山地高所に分布したのと考えられる。スギは、谷筋など伏流水の豊富な場所に分布していたと考えられるが、開墾と有用材としての伐採により、分布域を急速に減らしたのと考えられる。

から

### ③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生

前述のように調査地は埋まり、水田へと変化していたと考えられる。水田にはオモダカ類、イボクサ類、サナエタデ類、キカシグサ類などの水田雑草が入り込んでいたと考えられる。また、ソバの花粉が検出され、畦や裏作で栽培されていたと考えられる。また、アカザ科-ヒユ科、ナデシコ科などには食用にされていた種もあり、休耕田や畦で栽培された可能性が指摘できる。

## (8) Ku-I 帯期 (中世～現代)

### ① 堆積環境及び古地形

花粉化石群集の対比から、Ku-I 帯a亜帯がイネ科帯マツ属亜帯に、b亜帯がイネ科帯マツ属・スギ属亜帯 (近代～現代) に対比され、a亜帯が中世～近世、b亜帯が近世～現代の間に堆積したと考えられる。CNS元素分析結果から全体が淡水環境下で堆積したと考えられる。草本花粉の割合が高く、特にイネ科 (40ミクロン以上) が166～378%と高い出現率を示すほか、栽培種のソバ属、水田雑草や畑作雑草を含む分類群が多産することから、Ku-II 帯期同様に調査地近辺には水田が広がっていたと考えられる。

### ② 試料採取地点周囲の森林植生

Ku-II 帯期同様に、高率で検出されるマツ属 (複維管束亜属)、コナラ亜属は、人間の管理下に置かれた薪炭林としてのアカマツ林、あるいはコナラ林であったと考えられる。僅かに検出されるアカガシ亜属は、主として湖北山地高所に分布したほか、丘陵部では薪炭林に内に混着して残存していたり、萌芽林として薪炭林に組み込まれていた可能性も指摘できる。またb亜帯で増加するスギ属は、太平洋戦争後に推奨されたスギ植林に由来すると考えられる。

### ③ 試料採取地点周囲の湿地～草地植生

Ku-II 帯期同様に調査地近辺には水田が広がっており、オモダカ類、イボクサ類、サナエタデ類、キカシグサ類などの水田雑草が入り込んでいたと考えられる。また、ソバの花粉が検出され、畦や裏作で栽培されていたと考えられる。また、アカザ科-ヒユ科、ナデシコ科などには食用にされていた種もあり、休耕田や畦で栽培された可能性がある。

## 6. まとめ

「法吉坡」推定地北西部に位置する黒田下屋敷跡における発掘調査に際して、調査トレンチ断面から直接、及びトレンチ底からハンドオーガーを用いてCNS元素分析、花粉分析及びAMS年代測定を実施するための試料を採取した。諸分析の結果、およそ7,300年前から現代に至る調査地近辺の堆積環境変遷と、周辺地域の古植生変遷が明らかになった (図6、7)。また堆積環境の推定から、およそ7,300年前の「古法吉坡」の存在が明らかになり、宍道湖と隔てる「末次砂州」がすでに形作られていたことが分かった。更に、宍道湖最高潮位期での「法吉潟 (内)」、およそ4,300年前に「末次砂州」の発達と湖水準下降に伴い形成された「法吉坡」の存在が明らかになった。一方、「法吉坡」から水田に変化した時期を明らかにすることは、できなかった。

## 7. 謝辞

本研究全般にわたり、多くの有形、無形の御援助を、松江市史料編纂室から頂いた。試料採取に当たって、公益財団法人松江市スポーツ文化財団 江川幸子氏に便宜を図っていただいた。分析作業、図表作成に関しては、島根大学汽水域研究センター、文化財調査コンサルタント株式会社の諸氏に、御協力いただいている。本研究をまとめるに当たり、これらの方々に深く感謝の意を示し、お礼申し上げます。

## 8. 引用文献

- 大西郁夫・干場英樹・中谷紀子（1990）宍道湖湖底下完新統の花粉群．島根大学地質学研究報告，9，117-127.
- 大西郁夫（1993）中海・宍道湖周辺地域における過去2000年間の花粉分帯と植物変化．地質学論集，39，33-39.
- 小畑 浩（1974）5万分の1都道府県土地分類基本調査 地形分類図：松江．経済企画庁・島根県．
- 小畑 浩（1980）5万分の1都道府県土地分類基本調査 地形分類図：境港・美保関．経済企画庁・島根県．
- Kato, M., Fukusawa, H. and Yasuda, Y. (2003) Varved lacustrine sediments of Lake Tougou-ike, Western Japan, with reference to Holocene sea-level changes in Japan Quaternary International, 105, 33-37.
- 鹿野和彦・山内靖喜・高安克己・松浦浩久・豊 遙秋（1994）5万分の1地質図幅：松江，地質調査所．
- 三瓶良和（1997）C・N・Sによる堆積環境評価．海跡湖堆積物からみた汽水域の環境変化-その地域性と一般性-平成8年度報告・資料集 文部省科学研究費補助金[基盤研究A(1)] 課題番号07309009 研究代表者 島根大学・高安克己，247-252.
- 瀬戸浩二・渡辺正巳・山田和芳・高安克己（2015）松江平野北部の平野発達史と古環境変遷史．松江市歴史叢書，8（松江市史研究，6），99-15，松江市，島根県．
- 高安克己（2004）地質コア分析結果と周辺の環境変遷に関する考察．出雲大社境内遺跡，359-378．大社町教育委員会，島根県．
- 中村 純（1974）イネ科花粉について，特にイネを中心として．第四紀研究，13，187-197.
- 山田和芳・高安克己（2006）出雲平野-宍道湖地域における完新世の古環境変動-ボーリングコア解析による検討-．第四紀研究，45（5），391-405.
- 渡辺正巳（2002）山陰地域中央部における縄文時代の花粉組成変遷-Cyclobalanopsis-Castanopsis 帯の再設定と気候変化，野尻湖花粉層序との比較-．野尻湖ナウマンゾウ博物館研究報告．10，17-28.
- 渡辺正巳（2003）平成13年度西川津遺跡発掘調査に係る自然科学分析．西川津遺跡IX-朝酌川広域河川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書．14，81-89，島根県土木部．島根県教育委員会．
- 渡辺正巳（2010）花粉分析法．考古調査ハンドブック2 必携考古資料の自然科学調査法，174-177．ニュー・サイエンス社．
- 渡辺正巳・瀬戸浩二（2013）松江平野の古環境(2)-県道城山北公園線（大手前通り）発掘調査に関連して(2)-．松江城研究，2，35-44，松江市教育委員会．
- 渡辺正巳・瀬戸浩二（2014）松江平野の古環境(3)-県道城山北公園線（大手前通り）発掘調査に関連して(3)-．松江市歴史叢書，7（松江市史研究，5），87-93，松江市，島根県．
- 渡辺正巳・瀬戸浩二・山田和芳・高安克己（2016）松江平野北部の平野発達史と古環境変遷史(2)-花粉分析から推定される古植生-．松江市歴史叢書（松江市史研究），9(7)，71-82，松江市，島根県．
- 渡辺正巳・中川 寧（2013）山陰の木製品の樹種と植生について．木製品から見た古代の暮らし，37-48，島根県古代文化センター，島根県．

（わたなべ まさみ 島根大学汽水域研究センター・文化財調査コンサルタント株式会社）

（せと こうじ 島根大学汽水域研究センター准教授）

（おくなか りょうた 文化財調査コンサルタント株式会社）

## 〈史料紹介〉「出雲名物番付」

鳥谷智文

松江市史編纂課で調査された「中倉家文書」のなかに2枚の「見立番付」が発見された。1枚は、弘化2年（1845）作成のもので、もう1枚は、安政5年（1858）作成のものである。2枚とも、縦37センチ、横26センチの大きさに墨書きであった。

松江藩については、「雲陽国益鑑」という「見立番付」がよく知られているが<sup>(1)</sup>、今回発見された2枚の見立番付は、「雲陽国益鑑」とは相違する観点から書き記されたものである。この「見立番付」については、安政2年の見立番付の中央上段に「出雲名物」と記されており、仮に「出雲名物番付」と称しておく。

弘化2年、安政5年の「出雲名物番付」では、勸進元が、「人参」・「木綿」・「鉄」・「蠟」・「牛馬」、東大関が「十六島海苔」、西大関が「松江鱸」となっている。「雲陽国益鑑」では、勸進元が「尾道御廻米」、東大関が「木綿」、西大関が「鉄山鉦」<sup>(2)</sup>となっており序列の記載が全く違う。「雲陽国益鑑」は国益となることを基準として番付を定めているが、今回発見された「出雲名物番付」は、最も国益となる「米」が記載されていない。項目をみても、先述した「十六島海苔」、「松江鱸」など、まさに地域の特産物を記載しているように思われる。

例えば、頭取には「御立山焼」、「野白紙」、「布志名焼」、「島根畳表」、「秋鹿畳表」など手工業製品があげられている。地域別にみると、山間部では東前頭一枚目に「吉田香茸」が入り、海浜部では西関脇に「日御碕和布」が記載されている。

興味深いのは、弘化2年の「出雲名物番付」には、もともと書かれていた特産物を消して、新たに紙を貼って安政5年段階の番付に合わせていったようにみとれるところがある。例えば、行事の項目のなかに、安政5年の番付には「来海石」が記載されているが、弘化2年の番付には「松江白魚」がもともと書かれており、その上に新たに紙が貼られ、「来海石」と記載されている。「松江白魚」は安政5年の番付では東小結に記載されているが、弘化2年の番付の東小結は、もともと「大根島牡（カ）丹」が記載されており、その上に新たに紙が貼られ、「松江白魚」と記載されている。

このようにみても、弘化2年段階の番付と安政5年段階の番付とでは若干格付けが相違していることがわかる。

このような相違がどのような基準でおこっているのかについては、今後の課題である。また、それぞれの特産物についての詳細な分析についても課題として残る。しかし、江戸時代の人々が「雲陽国益鑑」とは別の観点、すなわち地域の特産物を中心に番付を作成し、利用していたことは注目に値することではないかと思われる。

### 注

(1) 乾隆明・下房俊一2010「決定版 見立番付を楽しむ—遊び心と本音が生んだ江戸時代のランキング情報誌—」『松江市ふるさと文庫12』松江市教育委員会、松江市史編集委員会2011『松江市史』史料編5「近世I」松江市など。

(2) 「出雲名物番付」では「鉄」と記されている製品がこれに相当すると考えられる。

(史料の翻刻について)

- ・漢字の字体は、原則として常用漢字を使用した。
- ・史料中の抹消部分は——を重ねて示した。
- ・判読難の文字は□□とした。

(とや ともふみ 松江工業高等専門学校人文科学科教授)



「出雲名物番付」(弘化2年)



「出雲名物番付」(安政5年)





# 松江市史編纂日誌

松江市史編纂における主な活動状況【平成27年10月1日～平成28年9月30日】

平成27年度

期 日	内 容	備 考
10月5～8日	松江城石材調査	先山委員
10月13日	松江城部会建築G会	〔議題〕 1. 松江城部会の経過報告 2. 編纂スケジュールの確認 3. 執筆内容、執筆状況等の確認調整
10月17日	松江市史講座（89講）	「松江藩松平家の女性たち」 講師 石田 俊 委員（近世史部会）
10月21日	民俗小部会	『松江市史』別編2「民俗」発刊
10月27～30日	松江藩家老三谷家文書の整理	
11月3日	別編「松江城」査読検討会	〔議題〕 1. 第二次締切分までの原稿査読 2. 年表の検討
11月4日	平成27年度編纂委員会	〔議題〕 1. 事業報告について 2. 松江市史編集状況について 3. 事業計画について 4. 松江市史編纂基本計画の実施状況と今後の課題
11月8～10日	近現代史料調査	鬼嶋委員
11月12日	近現代史料調査	野津家史料調査
11月13日	近現代史料調査	桑原家史料調査（八雲町）
11月14日	松江市史講座（90講）	「尼子氏の滅亡と「御一家再興」戦争」 講師 中野 賢治 委員（中世史部会）
11月16～17日	近世・近現代史料調査	中倉家史料調査（環境センター会議室）
11月29～30日	近世史料調査	岸本委員
12月8日	近現代史料調査	山陰合同銀行史料調査
12月12日	松江市史講座（91講）	「明治維新後の松江市域—『島根県歴史（府県史料島根県）』に見る近代初頭の松江市域の変容」 講師 竹永 三男 委員（近現代史部会）
12月19日	近現代史部会	〔議題〕 (1) 史料編Ⅰについて 1. 竹永部会長作業状況の報告 2. 編纂室作業状況の報告 (2) 史料編Ⅱについて 1. 現在の状況・課題 (3) 通史編について 1. 現在の状況 2. サンプル原稿の検討
12月19・20日	近世史部会	〔議題〕 1. 史料編「近世Ⅳ」について 2. 通史編「近世Ⅰ・Ⅱ」について (スケジュール確認、執筆内容確認、執筆要領、執筆者への依頼について)
12月21日	松江城文献史料検討会	〔議題〕 1. 掲載史料の現在の状況について 2. 掲載史料の翻刻編集の今後の進め方について 3. 年表について 4. その他
12月23日	別編「松江城」査読検討会	〔議題〕 1. 査読についての検討 2. 凡例（案）について 3. その他について

期 日	内 容	備 考
12月24～25日	近世・近現代史料調査	中倉家史料調査（環境センター会議室）
1月9日	松江市史講座（92講）	「地図から読み解く近世の松江市域」 講師 上杉 和央 委員（絵図・地図部会）
1月11日	別編「松江城」査読検討会	〔議題〕 1. 査読についての検討 2. 凡例（案）について 3. その他について
1月15日	自然環境部会	〔議題〕 1. 各分野の新項目表について 2. 見本をもとにした本の構成検討 3. サンプル原稿について 4. DVDに入れる内容の検討
2月20日	松江市史講座（93講）	「堀尾氏の城郭普請」 講師 山上 雅弘 委員（松江城部会）
2月21日	松江城部会	〔議題〕 1. 別編「松江城」の編集項目・全体スケジュールの確認 2. 各G会からの報告 3. 原稿提出について 4. 施設（建物）呼称について 5. 口絵等写真について 6. 執筆に伴う追加調査について 7. 今後の編纂スケジュールについて 8. その他
2月22日	近世史小部会	通史編「近世Ⅰ」藩政改革担当打合せ （小林委員・岸本委員・伊藤委員・東谷委員）
3月3日	松江市史部会長会	〔議題〕 1. 各部会からの報告 2. 来年度予算（内示）と出版計画・組織機構・部会担当者等について 3. 松江市史編纂体制について 4. 松江市史編集委員会の議題と日程について 5. 今後の予定とその他報告
3月3日	別編「松江城」査読検討会	〔議題〕 1. 査読についての検討 2. 凡例（案）について 3. その他について
3月5日	近現代史部会	〔議題〕 1. 進捗状況について（史料編Ⅰ、史料編Ⅱ、通史編） 2. 平成28年度の部会について
3月8日	「歴史遺産としての松江城」検討会	1. 「史跡松江城保存活用計画」の説明 2. 松江市公文書の状況説明 3. 松江市史別編「松江城」第7章の章立ての変更について
3月12日	松江市史講座（94講）	「松江の芸能—神楽と盆踊り—」 講師 永井 猛 委員（民俗部会）
3月14・15日	近世史部会	〔議題〕通史編「近世Ⅰ・Ⅱ」について 1. スケジュールについて 2. 通史編執筆要領 3. 執筆内容確認 4. 執筆者への依頼について 5. 平成28年度編集委員会への通史編「近世Ⅰ」の内容報告 6. 平成28年度部会の開催予定について 7. その他
3月22～23日	近世・近現代史料調査	中倉家史料調査（環境センター会議室）
3月23日	「松江市歴史叢書9」（松江市史研究7号）発刊	
3月24日	松江市公文書にかかる協議	総務課との協議
3月25日	『松江市史』発刊（第10弾）	通史編2「中世」

期 日	内 容	備 考
3月28日	松江城文献史料検討会	〔議題〕 1. 掲載史料の現在の状況について 2. 追加史料について 3. その他
3月28～30日	近現代史料調査	能川委員
3月29日	『松江市史』発刊（第11弾）	史料編8「近世IV」

#### 平成28年度

期 日	内 容	備 考
4月1日	史料編纂室、課に昇格	従来の史料編纂室と松江城国宝化推進室を新設の史料編纂課に移管したもので、松江市として、今後さらに歴史史料の調査研究や松江城をはじめとした歴史的資産の保存・活用を進めるために、まちづくり文化財課から一つの「課」として独立した。
4月9日	松江市史講座（95講）	「松江市の海岸地形—日本海側地域を代表する鬼の洗濯板—」 講師 小暮 哲也 委員（自然環境部会）
4月19日	近現代史料調査	野津家史料調査
5月6日	別編「松江城」査読検討会	
5月26・27日	近世・近現代史料調査	中倉家史料調査（環境センター会議室）
5月14日	松江市史講座（96講）	シンポジウム「新しい松江の中世史像」 講師 井上 寛司 委員・長谷川 博史 委員・原 慶三 委員（中世史部会）
5月21日	平成28年度松江市史編集委員会	〔議題〕 ①編纂体制、出版計画 ②平成27年度事業報告、平成28年度事業計画 ③各部会の報告（事業報告、事業計画、調査・執筆・編集状況） ④『松江市』通史編について ⑤松江市史編纂基本計画の実施状況と今後の課題 その他（松江市史研究執筆応募状況ほか）
5月21日	自然環境部会打ち合わせ	〔議題〕 ①原稿版組サンプルについて ②DVD掲載データについて ③今後の編纂スケジュールについて
5月21日	原始・古代史部会	
5月21日	中世史部会	〔議題〕 通史2「中世」刊行後の活動について
5月21日	近現代史部会	〔議題〕 ①編集委員会協議・確認事項を承けて ②スケジュールの確認・及び進捗状況 ③通史編の編集方針、編集計画の検討——編集委員会の報告・討論をふまえて
5月22日	近世史部会	〔議題〕 ①執筆原稿の検討 ②執筆要領について協議・決定 ③その他
6月7・8日	近世・近現代史料調査	中倉家史料調査（環境センター会議室）
6月7日	松江城小部会	
6月11日	松江市史講座（97講）	「松江藩政と家老」 講師 三宅 正浩 委員（近世史部会）
6月16日	別編「松江城」査読検討会	
6月21日	松江城文献史料検討会	
6月25・26日	松江城部会城郭史グループ会	

期 日	内 容	備 考
6月29日	別編「松江城」査読検討会	
6月30日・7月1日	近世・近現代史料調査	中倉家史料調査・野津家史料調査（環境センター会議室）
7月1日	松江城小部会	
7月3日	自然環境部会DVD打ち合わせ	〔議題〕DVD掲載内容についての検討 ①松江市内の地質柱状図集 ②中海・宍道湖の湖底ボーリング資料および古環境解析用ボーリング資料 ③中海・宍道湖の水質経年変化 ④気象関連のデータ
7月7日	松江市公文書協議（総務課より）	
7月8日	建物調査（武家屋敷調査）	
7月9日	考古部会	
7月14日	堀尾共同研究	
7月15日	建物調査（清原家）	
7月22日	建物調査（小泉八雲旧居）	
7月23日	松江市史講座（98講）	「堀尾氏の出雲・隠岐支配」 講師 佐々木 倫朗 委員（近世史部会）
7月24日	松江城小部会	第9章打ち合わせ
7月25日	正保年間松江城下町絵図調査	川村博忠先生、和田嘉宥先生、大矢幸雄先生
7月28・29日	近世・近現代史料調査	野津家史料調査（環境センター会議室）
8月1日	自然環境部会	〔議題〕 ①各章（分野）の原稿提出状況および議題 ②原稿版組サンプルについて ③DVD掲載内容について ④今後の編纂スケジュールについて ⑤その他（来年度 松江市史講座について）
8月1日	近現代史小部会	
8月2日	部会長会	
8月7日	松江城小部会	第9章打ち合わせ
8月19日	近現代史部会・執筆者会議	
8月20日	松江市史講座（99講）	「近世城郭と城下の空間設計を考える―松江城と姫路城の事例から―」 講師 堀田 浩之 委員（松江城部会）
8月21日	松江城部会	
9月3日・4日	近世史部会・巡検	
9月10日	考古部会小部会	
9月17日	松江市史講座（100講）	「戦後復興期における松江城観光振興―「松江国際文化観光都市建設法」成立を中心に―」講師 工藤 泰子 委員（近現代史部会）

# 松江市史付帯出版物

松江市ふるさと文庫（既刊）

平成29年3月現在

No.	タイトル	著者	発行年月
1	お殿様の御成り -近世松江藩主と本陣-	小林准士	平成18年2月
2	大根島のおいたちと洞窟生物	澤田順弘、新部一太郎、星川和夫	平成19年3月
3	松江藩の財政危機を救え -二つの藩政改革とその後の松江藩-	乾 隆明	平成20年2月
4	堀尾吉晴と忠氏 -松江開府を成しとげた武将たち-	佐々木倫朗	平成20年3月
5	城下町松江の誕生と町のしくみ -近世大名堀尾氏の描いた都市デザイン-	松尾 寿	平成20年11月
6	堀尾吉晴-松江城への道 -浜松、富田、松江城普請の軌跡-	山根正明	平成21年1月
7	松江市の指定文化財 -未来へ伝える松江の文化遺産250-	「松江市の指定文化財」編集委員会	平成22年3月
8	京極忠高の出雲国・松江	西島太郎	平成22年2月
9	松江城下に生きる -新屋太助の日記を読み解く-	松原祥子	平成22年3月
10	松江市史への序章 -松江の歴史像を探る-	井上寛司他18名	平成22年3月
11	松江藩校の変遷と役割	梶谷光弘	平成22年6月
12	決定版 見立番付を楽しむ	乾隆明、下房俊一	平成22年10月
13	雲陽秘事記と松江藩の人々	田中則雄	平成23年3月
14	松江掃苔録 -松江藩を支えた家と人-	青山侑市	平成24年3月
15	中世水運と松江 -城下町形成の前史を探る-	長谷川博史	平成25年1月
16	松江城再発見 -天守、城、そして城下町-	西 和夫	平成26年8月
17	松江の碑 -碑が語る松江の歴史-	安部 登	平成27年7月
18	古墳時代史からみる古代出雲成立の起源	池淵俊一	平成29年1月
19	石垣と瓦から読み解く松江城	乗岡 実	平成29年3月

松江市歴史叢書（既刊）

平成29年3月現在

No.	テーマ	タイトル	著者	発行年月
1	京都・妙心寺派春光院（堀尾氏菩提寺）—堀尾氏関連の文献・石造物調査—	春光院に所在する来待石製石塔群について	岡崎雄二郎、西尾克己、稲田信、樋口英行、佐々木倫朗、松原祥子	平成19年12月
		春光院所蔵の堀尾氏関連文献史料について	佐々木倫朗、和田美幸、松原祥子、狩野真由、福井将介、樋口英行	
2	松江市史研究1号	新『松江市史』編纂の意義	井上寛司	平成22年3月
		第一次桂太郎内閣下の府県廃合計画と福岡世徳・松江市長の上京活動	竹永三男	
		島根県における鉄道敷設運動の出発	沼本 龍	
		堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察	福井将介	
		松江藩主の居所と行動 —京極・松平期—	西島太郎	
		松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について —松江神社、圓流寺、鰐淵寺等に所在する石造物—	岡崎雄二郎、西尾克己、稲田信、椿真治、木下誠、松尾充晶、高屋茂男	
		將軍家を祀った東照宮と圓流寺	山根克彦	
堀尾氏関係史料目録	福井将介			
3	松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）	興雲閣の魅力	堀 勇良	平成22年3月
		建築史からみた興雲閣の位置づけ	足立正智	
		興雲閣の沿革	新庄正典	
		興雲閣貴顕室壁紙について	安部己図枝	
		興雲閣貴顕室壁紙の下張りについて	沼本 龍	
		資料 興雲閣の一部解体調査報告	松江市教育委員会文化財課	
4	松江市史研究2号	応仁・文明の乱と尼子氏 —文書の声を聴く—	原 慶三	平成23年3月
		島根県民俗学関連雑誌等目次総覧	山崎 亮	
		松江市史編纂日誌	史料編纂室	
		附 松江市史編纂基本計画	松江市史編纂検討委員会	
		宗教施設と宗教者身分からみた近世出雲の特徴 —松江市域を中心に—	小林准士	

5	松江市史研究3号	絵図と測量図に見る大橋川の歴史	徳岡隆夫、高安克己、大矢幸雄	平成24年3月
		2000年代に島根半島沿岸域の定置網で漁獲された魚介類の季節変動および年変動	勢村 均	
		松江市沿岸海域の魚類	越川敏樹	
		島根県の弥生時代鉄器集成	池淵俊一	
		出雲の子持壺集成	池淵俊一	
		出雲国司補任表（稿）大宝元年～保元元年	大日方克己	
		島根県立図書館所蔵「桃家資料」―解題と目録―	宇野田尚哉	
		寛永期に2度作成された中国筋国絵図 一寛永10、15年出雲国絵図の比較―	川村博忠	
		松江市史編纂日誌	史料編纂室	
松平直政論 一西国における政治的位置―	三宅正浩			
6	松江市史研究4号	政府に報告された市内発見の古墳 - 『埋蔵物録』にみる松江の近代考古学-	渡辺貞幸	平成25年3月
		松江市域の横穴墓 - 意字型横穴墓を中心として-	西尾克己、稲田 信	
		「松江城及城下古図」の特徴とその表現内容	渡辺理絵、大矢幸雄	
		明治初年出雲地域における郡別産物の特徴	鳥谷智文	
		日本新八景の選定をめぐる諸運動と松江市	長尾 隼	
		松江市史編纂日誌	史料編纂室	
7	松江市史研究5号	松江藩財政に関する覚書	伊藤昭弘	平成26年3月
		白潟町屋の商人と町人地の変容 - 「松江白潟町絵図」の分析を中心として-	大矢幸雄、渡辺理絵	
		明治期における伝染病の大流行と民間信仰	喜多村理子	
		松江市所在の五輪塔・宝篋印塔一覧表（稿）	松江石造物研究会	
		松江城の石垣の構造と年代	乗岡 実	
		三ノ丸の特色とその推移について	和田嘉宥	
		松江平野の古環境(3) - 県道城山北公園線（大手前通り）発掘調査に関連して(3)-	渡辺正己、瀬戸浩二	
		松江市史編纂日誌	史料編纂室	
		尼子氏による出雲国成敗権の掌握	川岡 勉	
『土工記』にみる河川の維持管理と松江藩の藩政改革	東谷 智			
8	松江市史研究6号	19世紀中頃における松江・北堀町新橋の住人と空間構成	大矢幸雄、渡辺理絵	平成27年3月
		史跡松江城の発掘調査(1) - 外曲輪(二之丸下ノ段) -	岡崎雄二郎	
		大崎下屋敷の拡張・整備と建築に関する考察	和田嘉宥・安高尚毅	
		松江城の屋根瓦 一山陰で活躍した瓦工と城郭整備―	乗岡 実	
		遺跡から見た出雲府中	西尾克己・廣江耕二	
		松江平野北部の平野発達史と古環境変遷史	瀬戸浩二、渡辺正己、山田和芳、高安克己	
		松江の中世石塔訪問	狭川真一	
		松江市史編纂日誌	史料編纂室	
9	松江市史研究7号	堀尾氏の出雲支配における支城について(3)-亀嵩城と三沢城-	中井均	平成28年3月
		文献史料から見た松江城築城物語	佐々木倫朗・福井将介	
		松江城および周辺遺跡出土瓦の胎土分析について	白石 純	
		松江市域の絵図目録（中間報告）	大矢幸雄	
		松江城下町遺跡における陶磁器の様相と編年について - 17世紀代の資料を中心に-	小山泰生	
		史跡松江城の発掘調査（2） - 北惣門橋、御廊下橋跡-	岡崎雄二郎	
		松江平野北部の平野発達史と古環境変遷史（2） - 花粉分析から推定される古植生 -	渡辺正己	
		松江城城郭呼称について	松江城部会	
		松江城古写真天守考	稲田 信・福井将介	
		〈史料紹介〉「高城権八家過去帳」に見る高城権八家の系譜	稲田信、内田文恵、小山祥子	
		松江市史編纂日誌	史料編纂室	

10	松江市史研究8号	初期松江城天守の形態に関する試論 - 絵図、文献史料、天守に残された痕跡を通して -	和田嘉宥・稲田信	平成29年3月
		「正保城絵図」と「出雲国松江城絵図」に関する考察	和田嘉宥・稲田信	
		出雲における中近世の瓦と松江城築城期の瓦	花谷 浩	
		松江平野北部の平野発達史と古環境変遷史 - 法吉坡の形成と周辺の古植生 -	渡辺正巳・瀬戸浩二・奥中亮太	
		〈史料紹介〉「出雲名物番付」	鳥谷智文	
		松江市史編纂日誌	史料編纂課	
		松江藩七里飛脚と本陣の機能	大津 瞳	
		「堀尾古記」の翻刻と検討	佐々木倫朗・小山祥子	

### 松江城研究（既刊）

平成29年3月現在

No.	テーマ	タイトル	著者	発行年月
1	松江城研究報告会 「松江城研究の最前線-わかったこととこれからと-」	基調報告「松江城研究の最前線」	山根正明	平成24年3月
		分野別報告「松江城の縄張りについて」	山上雅弘	
		分野別報告「松江城天守と城郭施設について」	和田嘉宥	
		分野別報告「松江城下町遺跡の遺構と町割り」	松尾信裕	
		堀尾氏の出雲支配における支城について(1) -三刀屋尾崎城-	中井 均	
		松江平野の古環境(1) -県道城山北公園線発掘調査に関連して(1)- 【史料翻刻・解題】『(竹内右兵衛書つけ)』	渡辺正巳、瀬戸浩二 和田嘉宥	
2	再発見の祈禱札	松江城天守創建に関わる祈禱札について	稲田 信、内田文恵、居石由樹子	平成25年3月
		松江城祈禱札の樹種同定及びウイグルマッチングによる年代測定	渡辺正巳	
		「奉転読大般若経六百部武運長久処」祈禱札付着の紙片について	安部己園枝	
		松江城下町絵図と城下町の建設	水田義一	
		松江城下町遺跡の土質試験	河原莊一郎	
		松江平野の古環境(2) -県道城山北公園線(大手前通り)発掘調査に関連して(2)-	渡辺正巳、瀬戸浩二	
		「武家屋敷」創建時の姿を探る	足立正智	
		松江城城郭施設の推移について	和田嘉宥	
		堀尾氏の出雲支配における支城について(2) -赤名瀬戸山城-	中井 均	
		満願寺城跡の発掘調査について	岡崎雄二郎	
		尼子家復興戦における佐陀江と満願寺城	山根正明	
		松江城の空間構成をめぐる研究視点の提言	堀田浩之	
		【史料翻刻・考察】『御城内惣間敷』	和田嘉宥	

### 松江市歴史史料集（既刊）

平成29年3月現在

No.	タイトル	校正・編集	発行年月
1-1	湯之助文書（上）	松本美和子、勝部 衛	平成19年2月
1-2	湯之助文書（下）	松本美和子、勝部 衛	平成20年3月
2-1	大保恵日記	内田文恵	平成28年4月
3	新番組列士録	北村久美子	平成28年10月

# 松江市史編纂体制図

平成29年3月1日時点

区分	役割	委員名
編纂委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市史編纂全般に関わる基本的事項の協議</li> <li>市史編纂の成果を市民に還元していく事項の協議</li> </ul> ※住民、行政、専門家が一体となり市史を作り上げるため、地元有識者、専門研究者で構成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎藤岡大拙</li> <li>◎(同上)</li> <li>田坂郁夫</li> </ul>
編集委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な史料(資料)の調査・整理及び総括</li> </ul> ※市史全体の編集を中心となつて行うため、各分野の専門研究者で構成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>勝部昭</li> <li>大日方克己</li> <li>佐藤信</li> <li>西尾克己</li> </ul>
部会会議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>編纂事業の具体的な内容の企画・立案</li> </ul> ※各部会の部会長で構成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>勝部昭</li> </ul>
専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要史料(資料)の調査・整理</li> </ul> ※市史各巻の編集を中心となつて行うため、担当専門分野の専門研究者で構成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【自然環境】</li> <li>◎田坂郁夫</li> <li>《地形・地質G》</li> <li>◎澤田順弘</li> <li>高安克己</li> <li>小髷哲也</li> <li>《気候・気象G》</li> <li>◎田坂郁夫</li> <li>平石充</li> <li>《生物G》</li> <li>◎佐藤仁志</li> </ul>
執筆者(通史編、別編)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会で議論した内容に基づく執筆</li> <li>※市史各巻の執筆を行うため、部会の専門委員と部分執筆を行う執筆者で構成する。</li> <li>編集委員・専門委員以外の執筆者→(松江市職員、スポーツ財団職員は未掲載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河原庄一郎</li> <li>入月俊明</li> <li>三瓶良和</li> <li>瀬戸浩二</li> <li>田中秀典</li> <li>気象台関係者</li> <li>森茂晃</li> <li>岩田貴之</li> <li>林成多</li> <li>淀江賢一郎</li> <li>野津貴章</li> </ul>
事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市史編纂事業の事務的統括</li> <li>編集委員等専門研究者の支援</li> <li>市史、付帯出版物等の編集作業・出版</li> <li>(市民の代弁者としてのチャレンジ機能も)</li> <li>4.文化運動の推進(講座やシンポジウムなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引野道生</li> <li>安部三因枝</li> <li>川島英美子</li> <li>大矢幸雄</li> <li>大矢幸雄</li> <li>大矢幸雄</li> <li>大矢幸雄</li> </ul>

- (22) 木屋本陣文書、目録項目「雲州御用」番号350、天保十四年九月「雲州御用留」の表紙裏に、草津宿からみて前後の七里のある宿までの刻限が記入されている。
- (23) 景山清家文書35、文化十四年「雲州御用留」中、文化十五年五月「津山江書上候事」
- (24) 景山清家文書56、年月日未詳「覚」(『久世町史 資料編第二卷(家わけ資料)』久世町教育委員会、二〇〇五年)
- (25) 特に新庄宿吟味役人の名は遠く離れた草津宿本陣においてもよくみられた。例えば木屋本陣文書、雲州御用84、年不詳八月八日「田中七左衛門書状」の宛名「新庄詰 坂本磯右衛門行」や、雲州55、天保十二年八月「請銀元立増額願書」の宛名「新庄詰 藤田彦左衛門」がある。
- (26) 景山清家文書41「雲州様御用留」、嘉永七年(一八五四)正月写「乍恐奉願一札之事」
- (27) 『久世町史 通史編』久世町教育委員会、八七〇頁、一九七五年。ちなみに、草津宿田中家では年間銀九百目で請け負っていた(木屋本陣文書、雲州御用50、天保十一年十月「乍恐以書附奉願上候」)。
- (28) 木屋本陣文書、雲州御用83、嘉永五年十一月「御請証文之事」
- (29) 木屋本陣文書、雲州御用282、天保四年二月二十三日「樂長次郎 原惣左衛門連署書状」
- (30) 木屋本陣文書、雲州御用280、天保四年三月「乍恐奉願口上書」
- (31) 木屋本陣文書、雲州御用281、天保四年四月「御請証文之事」
- (32) 木屋本陣文書、雲州御用283、天保四年五月十八日付「田中七左衛門書状 大野丹助宛 樂長次郎 原惣左衛門宛」。なお、大野丹助がどのような人物かは不明である。
- (33) 全六巻、島根県立図書館郷土資料編集、二〇〇四年より二〇〇六年
- (34) 小頭の地位関係は、中原健次『松江藩格式と職制』(今井書店、一九九七年)より推測した。
- (35) 前掲(34)中原著書、一七九頁。松江藩の格式は御目見格にあたる士とそれ以下の徒に大別され、百人者は徒の中でも最下の「取立者」にあたり、同列には中間、手廻、台所下男と称する者がおり、藩内での格式はかなり下位であったことがわかる。
- (36) 景山清家文書39、嘉永二年「雲州御用留」中、嘉永二年十月「乍恐御願奉申上候事」
- (37) 景山清家文書39、嘉永二年「雲州御用留」中、年月日未詳「右御届ニ相成候御状之写」
- (38) 景山清家文書39、嘉永二年「雲州御用留」中、嘉永六年八月「御届奉申上候事」
- (39) 木屋本陣文書、雲州御用84、年不詳八月八日「田中七左衛門書状」
- (40) 木屋本陣文書、宿泊通行90、年未詳五月「雲州役所達書」
- (41) 木屋本陣文書、社会106、年未詳三月三日「覚」
- (42) (11)論文、三十一頁より引用
- (43) 景山清家文書39「雲州様御用留」嘉永二年四月六日写「御請申一札之事」
- (44) 景山清家文書41「雲州様御用留」、文久二年(一八六二)閏八月写「乍恐奉願上候一札之事」
- (45) 池尻家文書、天保二年「御用留」、島根県立図書館所蔵
- (46) 池尻家文書、天保六年「御用留」、島根県立図書館所蔵
- (47) 百人者を管轄する御小入方は中原氏(34文献)によると、藩内の郡中へ数人ずつ割り付け村から選出させ、藩に対して年勤勤めを課すことで御小入の人員を保っていた。池尻家の史料より、百人者も御小入と同様な手法が取られていたといえる。
- (48) 景山清家文書41「雲州様御用留」、安政四年正月廿九日付触写(『久世町史 資料編第二卷(家わけ資料)』久世町教育委員会、二〇〇五年)

(おおつ) ひとみ 島根大学法文学部社会文化学科歴史と考古コース

二〇一四年度卒業生)

の連絡関係を包括的に考えなければならぬだろう。

また、第一章第二節で扱った内容を掘り下げ、七里を介した書状の分析にまで踏み込む必要があった。藩の制度である七里を通してどのような書状が送られていたのかという点、つまり藩営の七里制度を利用している者とはどのような身分・役職の者なのかを明らかにすることで、近世の運輸・通信システムの土台である七里の機能をより鮮明にすることができたのではないか。この点については、史料収集とその分析が至らなかつたため、今後考察すべき課題としたい。

#### 注

- (1) 巻島隆「最上紅花取引における飛脚問屋」「京屋」「島屋」の利用・決済と情報」『郵便史研究』三〇号、二〇一〇年
- (2) 堀井美里「政治情報にみる飛脚の意義——幕末期加賀藩を事例として——」『加賀藩研究』加賀藩研究ネットワーク会誌』三三号、二〇一三年
- (3) 藤村潤一郎は「東海道尾州七里飛脚について」『日本歴史』四七五号、一九八七年)で尾張藩の七里は文政五年(一八二二)に停止され宿継を利用することとなるが、嘉永四年(一八五二)に復活する。しかし安政四年(一八五七)に再度停止されるなど制度の変遷を明らかにしている。また「紀州七里飛脚について」『創価大学人文論集』二二号、一九九〇年)において同じく御三家である紀伊藩を対象に、七里を設置した宿や七里詰人の検討、町飛脚と大名飛脚の併用を行っていたことを述べている。さらに町飛脚についても「飛脚問屋について」『日本歴史』二三八号、一九六八年)を端緒として、「甲州における飛脚問屋」『史料館研究紀要』四号、一九七〇年)、「江戸六組飛脚問屋仲間について」『史料館研究紀要』五号、一九七二年)、「信州上田原町問屋日記にみえる定飛脚について」『史料館研究紀要』一三三号、一九八一年)等、近世の飛脚問屋の実態を研究している。
- (4) 「近世後期における雲州七里」『郵便史研究』三〇号、二〇一〇年)。
- (5) 一部『久世町史 資料編第二巻(家わけ資料)』(久世町教育委員会、二〇〇五年)で紹介されており、現在真庭市教育委員会所蔵。今回使用した史料のうち

ち景山清家文書39「雲州様御用留」嘉永二年は筆者の解読した内容であるが、その他は断りの無い限り『久世町史 資料編』に記載されたものを引用した。

- (6) 草津宿街道交流館所蔵写真版
- (7) 草津市史編纂委員会編『草津市史』第二巻 近世編、三四七頁、一九八四年
- (8) 藪内吉彦『日本郵便創業の歴史』(明石書店、二〇一三年)第三章第一節三四頁、(同著『日本郵便創業史 飛脚から郵便へ』雄山閣出版、一九七五年の増補改訂版)
- (9) 藤村潤一郎「東海道尾州七里飛脚について」『日本歴史』四七五号、一九八七年
- (10) 藤村「紀州七里飛脚について」『創価大学人文論集』二二号、一九九〇年
- (11) 藤村「近世後期における雲州七里について」『郵便史研究』三〇号、二〇一〇年、四三頁
- (12) 前掲論文 四三頁
- (13) 前掲論文 十八、十九頁
- (14) (9)、(10)の論文より作成した。
- (15) 藤村「東海道尾州七里飛脚について」『日本歴史』四七五号、三頁、一九八七年
- (16) 島根県立図書館蔵
- (17) 藤村論文(二〇一〇年)の表を引用して作成した。
- (18) 景山清家文書39「雲州様御用留」、嘉永二年四月三日触書写
- (19) 景山清家文書41「雲州様御用留」、年月日未詳「覚」『久世町史 資料編第二巻(家わけ資料)』久世町教育委員会、二〇〇五年)より作成した。
- (20) 松江市奥谷町に所在する田原神社の境内裏に、「天保十二年辛丑九月吉日」と銘のある石灯籠が二基ある。「道中安全」と側面に銘があり、寄進者は「道中吟味 百人組 講中」とあることから、松江藩の百人者で道中の往来に関係した職に就いていた者達が寄進したと考えられる。灯籠下部には天保十二年当時の百人者とみられる人物名が五九名分記されており、今回はこの灯籠にある名前を手がかりとした。
- (21) 松江歴史館所蔵「三谷家文書」23・1・1、安政五年二月二十一日〜十二月晦日「安政五戊午年 御用頭書長善」に記載された江戸・松江間の書状発着日を元に日数を割り出した。

していた以下の書状を七里宛てに作成し、宿泊地に該当しない地点の七里詰役人でも藩主旅行時の情報を把握できるように対処したと考えられる。

(4)

猶々此廻状御宿割一諸ニ致廻達候間、本陣へ猶又御戻し被遣、無遅滞様御頼申候、已上

(5)

以廻状令啓達候、然者来四月廿五日より五月四日迄之内佐渡守様広瀬へ御発駕東海道通り被成御旅行候ニ付、此度御泊宿附駅々本陣へ以廻状相廻し候間、差合有無相記無遅滞広瀬へ相達候様御世話被遣度頼入候、此段可得御意如斯御座候、以上

松平佐渡守内

松平出羽守様

御七里中

野津右衛門太  
玉村村主

(4)の文言は七里詰役人に対する注意書きとみえ、七里詰役人が確認した後は、本陣へ差し戻すよう促している。(5)では本陣に触れた内容と同じく広瀬藩主の江戸出立予定日が記されている。広瀬藩役人は七里詰役人に対して、宿泊予定の本陣へ宿割と廻状を廻達させる必要から、宿泊予約に支障が無いかどうかを本陣へ確認し、広瀬まで廻達するよう求めた。松江藩の参勤交代に関わる留め書きでは七里宛ての達書は見当たらなかったため、広瀬藩が出した七里宛ての達書は松江藩の七里を借りているという事情によるものと考えられる。

以上、本章では、本陣の主機能である大名の宿泊と関連して七里飛脚が利用される事例をみた。藩主の参勤交代に関する廻状を分析し、藩が本陣へ伝

え、本陣を介して大庄屋へと情報が伝播していたことがわかった。また、松江藩の七里飛脚は支藩である広瀬藩も利用していたこと、その際、広瀬藩役人も七里飛脚の構造を認識しており、本陣宛ての書状と七里宛ての書状を作成することで、円滑な継ぎ立てを依頼していたことが分かった。

おわりに

本稿を通して明らかにしたことをまとめ、今後の課題を述べたい。

第一章では松江藩の七里飛脚制度全体を考察し、以下の構造を明らかにした。すなわち松江藩では江戸・国元間の一定の地点に七里役所を置き、そこでは規定時間内に荷を継送ることができるよう時間調整を行なう詰役人が配置されていた。このような条件によって、荷物が確実に概ね正確な日数で届けられたと考えられる。第二章では、七里役所を請け負った本陣の史料を分析し、個々の本陣が担った飛脚請場所の実態を考察した。これにより、同じ請所でも請負の継続方法や継ぎ立て方法に違いのあることが分かった。また、松江藩では飛脚に百姓身分の者たちが取り立てられていたことが分かり、飛脚制度が武士のみでなく、参勤交代の道中にある本陣、藩内の百姓層によって支えられていたことが判明した。また、これまで大名の宿泊施設として、交通上の役割を中心に研究されてきた本陣は、運輸や通信を担う存在でもあったことを指摘でき、本陣を単なる宿泊所ではない、複合的な施設として捉える必要が分かった。

今後の課題としては、飛脚を請け負った本陣以外の飛脚に関する史料を収集することができず、各宿に松江藩より派遣される詰役人の実態に深く踏み込むことができなかったことが挙げられる。藩の七里飛脚制度全体を把握するためには、詰役人の実態を分析しつつ、江戸―国元の管轄役所と各七里と

表7 広瀬藩の飛脚利用状況 岡山県真庭市教育委員会所蔵、『景山清家文書』中の39「雲州様御用留」及び『久世町史 資料編第2巻(家わけ資料)』(久世町教育委員会、2005年)中、41「雲州様御用留」より作成

方向	年号	日付	発信地	差出	宛名と本文より	内容	内容の形式	状態
帰国	嘉永4年(1851)	6月1日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 細野官市	[各宿]→広瀬野津右衛門太 木村久右衛門 鈴木甚五兵衛かたへ	佐渡守殿8月2日～10日江戸発の予定 宿割も触れる	触 宿割付	廻状
		6月1日	江戸	松平佐渡守内 細野官市 小堀覚右衛門	松平出羽守様 御七里中	佐渡守様8月2日～10日江戸発東海道通りでご旅行の予定 御泊宿付駅本陣より廻状を以て相廻し候	達	七里廻状
		7月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外 常の通り	大庄屋宛	松平佐渡守様8月1日～10日江戸発、22日～29日久世通行 今回久世の宿泊はなし	届	
		8月1日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 細野官市	[各宿]→雲州広瀬野津右衛門太 木村久右衛門 鈴木甚五兵衛かたへ	佐渡守殿8月4日江戸発、休泊は前触れの通り	触	廻状
		8月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋宛	雲州広瀬松平佐渡守様8月4日江戸発、8月23日久世泊となる 御請け印形仕り差し出し候	届	
出府	嘉永5年(1852)	閏2月5日	広瀬	松平佐渡守内 鈴木甚五兵衛 木村久右衛門 細野官市 野津右衛門太	[各宿]	佐渡守殿ご旅行につき3月20日～28日広瀬発予定	触 宿割付	廻状
		閏2月5日	広瀬	松平佐渡守内 野津右衛門太 細野官市 木村久右衛門 鈴木甚五兵衛	[七里]	佐渡守様3月20日～28日広瀬発につき泊宿所駅々本陣へ廻状相達し候	触	[七里 廻状]
		閏2月	久世	景山又八郎	大庄屋宛	松平佐渡守様3月20日～28日広瀬発、23日～4月1日久世泊の予定 御請け印形仕り候	届	
		3月24日	広瀬	雲州広瀬 相見紋右衛門 谷糸祐平	駅々七里 御飛脚中	佐渡守様3月27日広瀬発の議定仰せ出される、宿々遅滞なきよう 御願い申し候	達	七里廻状
帰国	嘉永6年(1853)	2月21日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 木村久右衛門	景山又八郎殿 [各宿]→ 広瀬野津右衛門太細野官市鈴木甚五兵衛	佐渡守殿4月20日～晦日江戸発予定	触	廻状
		?	久世	雲州様御本陣 久世村原方 景山又八郎 庄屋 又兵衛	近藤忠左衛門殿	松平佐渡守様4月20日～晦日江戸発	届	
		4月26日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 木村久右衛門	景山又八郎殿 [各宿]→ 広瀬野津右衛門太細野官市鈴木甚五兵衛	佐渡守殿4月25日江戸発	触 宿割付	廻状
		4月26日	江戸	雲州広瀬 古山口三郎 永井主馬	駅々七里 御飛脚中	佐渡様4月25日江戸発の議定仰せ出される	達	七里廻状
出府	嘉永7年(1854)	3月2日	広瀬	松平佐渡守内 鈴木甚五兵衛 細野官市 野津右衛門太	各々七里中へ頼越候之状 →江戸市々谷月桂寺此方為右衛門木村久左衛 門小堀覚右衛門かたへ	3月7日広瀬発、3月9日広瀬様久世泊の知らせ	触	七里廻状
		3月	久世	景山又八郎		佐渡守様御蘭札并御宿割10日に到来、3月12日に久世泊の旨確認	届	
		3月11日	広瀬	雲州広瀬 柿沼純兵衛	根雨～中山道～武州板橋駅まで所々御本陣中 →江戸市々谷月桂寺前此方屋敷ニ而木村久右 衛門小堀覚右衛門方へ	日野川出水のため3月13日久世泊へ変更	触	廻状
帰国	安政2年(1855)	2月23日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 野津右衛門太	[各宿]→広瀬細野官市、鈴木甚五兵衛方へ	佐渡守殿4月26日～5月5日江戸発、 休泊に関して支障の有無 追整で、地震による被害で支障ある宿は廻状へ付紙をすること	触 宿割付	廻状
		2月23日	江戸	松平佐渡守内 野津右衛門太 小堀覚右衛門	松平出羽守様 御七里中	佐渡守様4月26日～5月5日江戸発 東海道通りで旅行 休泊に関して支障の有無	達	七里廻状
		4月22日	[江戸]	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 野津右衛門太	[各宿]→広瀬細野官市、鈴木甚五兵衛方へ	佐渡守殿4月28日江戸発、 休泊を記すので最終確認とする 差支えがある場合は、前日の宿泊地にあたる宿へ来ること	触 宿割付	廻状
		4月22日	[江戸]	天野衛守 永井主馬	駅々七里御飛脚中→広瀬安井七郎左衛門	佐渡様4月28日江戸発予定 宿々差支えないように	達	七里廻状
出府	安政3年	11月12日	広瀬	松平佐渡守内 鈴木甚五兵衛 細野官市	御七里中	佐渡守様3月1日～3月10日広瀬発予定 東海道通りで旅行	達	七里廻状
		2月4日	広瀬	〃	御七里中	佐渡様秋まで旅行延引	達	七里廻状
帰国	安政4年(1857)	正月29日	[江戸]	松平佐渡守内 玉村村主 野津右衛門太	[各宿]→広瀬細野官市 鈴木甚五兵衛方へ	佐渡守殿4月25日～5月4日江戸発予定、休泊地のしらせ 支障の有無を廻状に記すように	触 宿割付	廻状
		同	[江戸]	松平佐渡守内 野津右衛門太 玉村村主	松平出羽守様 御七里中→広瀬へ	泊宿附駅々本陣へ廻状を以て相廻し候間、差し合いの有無相記し 遅滞なく広瀬へ相達し候様	達	七里廻状
		3月	久世	久世御本陣 景山又八郎 正吉郎 景山又八郎 守助 美見徳左衛門	福島信治郎殿	佐渡守様4月25日～5月4日江戸発、5月14日～5月22日久世泊 御請け印形仕り候	届	
		5月6日	江戸	松平佐渡守内 玉村村主 鈴木甚五兵衛 野津右衛門太	[各宿]→雲州広瀬細野官市	佐渡守殿5月10日江戸発、5月28日久世泊	触	廻状
		〃	江戸	中川喜三郎、穴戸宗四郎	駅々七里御飛脚中	〃、例年の通り宿々御差支えこれ無き様	達	七里廻状
		閏5月	久世	久世御本陣 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿	佐渡守様閏5月28日久世泊が延引、閏5月13日発の6月朔日久世泊 関札を渡してもらった	届	

すると知らせている。休泊する本陣へ向けて支障の有無と宿割の確認を依頼し、廻状形式で送り返すようにしている。その同日付で同じ人物から松江藩の七里に宛てて、廻状が出されている。出立日が四月二十八日と決定すると、四月二十二日も同様に休泊予定の本陣宛てと七里宛との二通を差し出していることがわかる。藩側は休泊する予定の本陣宛に宿割と先触を、また該当本陣へ廻達するようにとの旨の指示書を七里宛てに作成し、二通同時に送付していた。広瀬藩主の道中宿泊に関する先触がどのような構造であったのかを見るために、左の安政四年（一八五七）正月廿九日付の留め書き<sup>48</sup>を掲げる。

(1)

外二松平出羽守殿御七里罷在候宿々ニ而者、右御七里江別紙廻状之通入一覽候上、猶又同様順達、伯州米子駅迄無滞頼存候、追啓宿々泊宿先触、何月何日何駅より着、何月何日何駅より着、何月何日何駅へ送り出し候段も附紙いたし可給候、已上

(2)

以廻状申達候、然者佐渡守殿四月廿五日より五月四日迄之内江戸表出立、在所江被相越候、仍之道中泊宿左ニ相記候通、其頃合相計相違無之様手合可給候、若差支之義も有之候ハ、其趣廻状ニ相記可被差越候、猶追而宿割之者罷越可及對話候、此廻状宿々無滞滞順達有之、留より広瀬細野官市鈴木甚五兵衛方へ継遣可給候、已上

松平佐渡守内  
玉村村主  
正月廿九日

野津右衛門太

(3)

戸塚	小田原	三島	由井
内田七郎左衛門	清水彦十郎	世古六太夫	岩辺郷右衛門
岡部	掛川	舞坂	赤坂
内野九兵衛	沢野弥惣左衛門	宮崎伝左衛門	赤坂彦十郎
宮	桑名	関	石部
森田八郎右衛門	大塚与六郎	伊藤平兵衛	三大寺小右衛
門			
伏見	西宮	大蔵谷	姫路
福井与左衛門	村松義左衛門	広瀬治兵衛	国府寺治郎左
衛門			
三ヶ月	勝間田	久世	新庄
宇多五郎兵衛	木村瀬左衛門	景山又八郎	佐藤猶右衛門
溝口	米子		
篠原伊左衛門			

猶々廻状無滞滞御順達頼存候

右は宿泊する本陣宛ての書状部分である。前書(1)の段階で、七里のいる宿では七里詰役人に対し、別紙の七里廻状を確認させて、次の宿へ廻達するように広瀬藩役人は指示した。そして(2)の箇所、宿泊する本陣に向けて藩主出立の予定日を知らせ、また末尾(3)において泊まる予定の宿と本陣を記した。この時に宿泊地になっている七里役所は、桑名・伏見・西宮・勝間田・久世・新庄・溝口で、それ以外の七割近くの七里役所が宿泊せず素通りしてしまうこととなる。これに対して、触書の写しには左に掲げる部分が続けて書き留められており、広瀬藩は触書中(1)で「別紙廻状」と

表6-2 10代藩主定安の参勤交代時の飛脚利用状況

主体	方向	年号	日付	発信地	差出	宛名と本文より	内容	内容の形式	状態	
10代定安	帰国	享和7年(1814)	正月	久世	久世邸 町年寄 太郎右衛門 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿(大庄屋)	出羽守様2月4日津山泊当駅小休の旨	届		
			3月5日	江戸	江戸役所	神奈川～安来迄々々中	御国へ奥御納戸急御用武ツ判格で順達 藤川佐次右衛門殿神奈川より安来まで見送り老人御状箱御仕出し成さるべく候 当人は廻状を所持していないが、江戸御役所順達御法の通り御せ付けがあるの、御承知なさる様に	触	七里廻状	
	帰国	安政2年(1855)	9月12日	[江戸]	雲州 早田彦兵衛	[各宿]		出羽守殿来年の夏帰国、4月23日～27日江戸発 休泊に関して各宿へ支障の有無をきく	触 宿割付	廻状
			10月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外堂之通	大庄屋		雲州様4月23日～4月27日江戸発、休泊について御請印形仕り候 御先触写しを添えてお届け申し上げます	届	
			[1、2月]	久世	久世邸御本陣 景山又八郎	[大庄屋]		雲州様4月23日～27日江戸発、5月14日～18日久世泊の予定が地震のため 差し延べて、5月15日～19日泊に変更	届	
			[1、2月]	久世	久世邸御本陣町年寄庄屋守助他御侍 受兼 景山又八郎 同町年寄庄屋守助他御受持 正吉郎	[大庄屋]		雲州様4月23日～25日江戸発、5月15日～17日久世泊と確定 御受印形仕候	届	
			2月26日	[江戸]	雲州 米田祖助	[各宿]		出羽守殿夏帰国4月23日～25日江戸発、中山道経由での休泊 休泊に関して支障の有無 各名之下に印形致し、此の飛脚の者へ御渡し給うべく候 猶委細飛脚の者へ申し含め候、松平出羽守殿御七里のある宿は、別紙廻 状の通り一覽に入れた上で同様に順達すること	触 宿割付	[七里 廻状 付]
			3月24日	[松江]	雲州 高橋紋右衛門	[久世/各宿]		出羽守殿夏帰国、道中入用の輻輳配置させるので御受け取り置きし、 通行中米田祖助へ渡すこと	触	廻状
			4月21日	[松江]	雲州 大塚久太夫	[久世/各宿]		道中入用の品左の通り配置するので御受け取り置くこと 通行中米田祖助へ渡すこと	触	廻状
			4月17日	[江戸]	雲州 米田祖助	[久世/各宿]		出羽守殿帰国、4月23日江戸発 開札を持たせ差し出し候間、駅附の通り夫々へ御受け取り置き給うべく 候	触	廻状
			4月17日	[江戸]	雲州 板垣平助 木村市兵衛 小林左平太	武州板橋駅より伯州溝口駅迄 所々泊休御本陣中		出羽守殿帰国、旅籠代右之通相究候	触	
			5月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎様		雲州様先月23日江戸発、5月15日久世泊に関して 10日に開札到来したこと	届	
	出府	安政3年(1856)	9月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿		雲州様3月10日～12日国元発、3月12日～14日久世泊 御請印形仕り候	届	
			9月朔日	松江	雲州 大塚久太夫	[各宿]		出羽守殿参府3月10日、11日、12日を予定、休泊に関しての支障を確認	触 宿割付	廻状
	帰国	安政4年(1857)	[3月]	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿		3月10日雲州様松江発、3月12日久世泊について 3月6日に開札到来したことをしらせる	届	
			[3月]	久世	"	"		雲州様4月23日～25日江戸発予定、5月13日～15日に久世泊予定 これに関する御受印形	届	
			5月19日以前	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿		雲州様4月23日～4月25日江戸発、5月13日～5月15日久世泊が延引 4月28日～5月1日発、5月19日～5月21日泊に変更に関して 受印形仕候	届	
			4月28日	江戸	雲州 米田祖助	景山又八郎殿 [各宿]		出羽殿夏帰国、4月23日～25日江戸発、休泊は去秋の通りだったが 延引して4月28日、29日、5月1日に変更、支障の有無の確認	触	廻状
			4月28日	[江戸]	雲州道中懸 板垣平助、江角多四郎	景山又八郎様 [各宿]		出羽殿4月28日江戸発が登城のため延引、近日また知らせる旨	触	
			[5月22日 以前]	[江戸]	"	"		少将様4月28日江戸発が5月16日発に変更 開5月6日、7日、8日の内に久世泊	触	
			5月22日	久世	久世邸御本陣 景山又八郎	雲州様 御役衆中様		御太守様帰国、開5月6日～8日に久世泊に関する御請書	請書	
			5月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿		雲州様4月28日～5月朔日江戸発、5月19日～21日久世泊が延引 5月16日江戸発、6月6日～8日久世泊に変更 御請書差し出し候に付き御届け申し上げます	届	
			5月21日	[江戸]	雲州道中懸 板垣平助 江角多四郎	景山又八郎様		少将殿5月19日原宿まで旅行、富士川満水のため休泊日変更 開5月8日久世泊	触	
			開5月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 外堂之通	福島信治郎殿		雲州様5月6日久世泊の予定が、富士川満水のため 8日久世泊に変更の旨を別紙写しの通り達せられる	届	
	前藩主 奔喪	出国	安政5年(1858)	2月	久世	久世邸御本陣 景山又八郎 町年寄 兩人 庄屋 守助 中庄屋	?	雲州瑞光翁様3月24日～26日国発、3月26日～28日久世泊 御受印形仕り候 御通行一切御省略に付御馳走など御断りの向き	届	
				2月5日?	松江	雲州 小田佐一兵衛	[各宿]		瑞光翁殿3月24日～26日国発、宿割に関して知らせ	触 宿割付
2月5日				松江	雲州 小田佐一兵衛	宿々 御本陣中 問屋場役人中		瑞光翁殿3月24日国発、旅行は格外に方端省略のものである 右の趣駅々詰合の御役人中まで、宿々において各より厚く御断りの趣御 申し通し給うべく候	触	
山口 軍兵衛	出府		2月	久世	久世邸御本陣 景山又八郎 町年寄 兩人 庄屋 守助 中庄屋	大庄屋		4月5日雲州御出立山口軍兵衛殿御家内召連江戸へむかう 8日久世泊の先触が来た、御受印形仕り候 内々の承りて、御姫様出府の趣とのこと	届	
			2月5日	松江	雲州 小田佐一兵衛	[各宿]		雲州山口軍兵衛 右家内召連4月5日雲州立、宿割の知らせ	触 宿割付	廻状

表6 松江藩の飛脚利用状況 岡山県真庭市教育委員会所蔵、『景山清家文書』中の39「雲州様御用留」及び『久世町史 資料編第2巻（家わけ資料）』（久世町教育委員会、2005年）中、41「雲州様御用留」より作成

表6-1 9代齊貴の参勤交代時の飛脚利用状況

主体	方向	年号	日付	発信地	差出	宛名と本文より	内容	内容の形式	状態
9代齊貴	帰国	嘉永2年(1849)	4月11日	江戸	和多田奥八	〔各宿〕	少将殿帰国4月20日～29日江戸発のつもりが故障のため 閏4月16日～25日に延引	触	廻状
			4月	久世	久世御本陣 景山又八郎 町年寄 高五郎 □五郎 庄屋 又兵衛 中庄屋 日本村 美見徳左衛門	〔大庄屋〕	雲州様4月20日～29日江戸発、閏4月10日～19日久世泊が故障あり、 閏4月16日～25日江戸発、5月11日～25日久世泊に変更 御請印形差し出す、先触れの写しを添える	届	
			閏4月18日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国4月20日江戸発、開札持たせ差し出し候間、駅付の 通りそれぞれへ御受け取り置き給うべく候	触	廻状
			閏4月	江戸	高橋広七 原田夫平太 細田柳次	武州品川駅より伯州溝口駅 まで 所々 泊休御本陣中	少将殿帰国につき道中泊休の旅籠代あい究め候	触	
			閏4月15日	〔江戸〕	岡茂助 野津藤助	景山又八郎殿	少将殿帰国参府の節、道中宿々において杖払いの者を2人ずつ 差し出すよう昨年より廻文にて掛け合ってきた。しかし今回は 諸事取縮めるため、杖払いの者は不要との旨	触	廻状
			5月	久世	御本陣 村役人	近藤忠左衛門殿（大庄屋）	杖払いは不要の件を届ける	届	
			5月1日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国4月23日江戸発の予定が、大井川満水につき28日 島田駅止宿、29日雨、今日袋井駅に着く 1日ずつ延引のため開札の日付を直していただくように	触	廻状
			5月19日	勝間田	高橋広七 井山唯四郎 原田夫平太 細田柳次	景山又八郎様	少将殿帰国につき弟の駒次郎殿も同伴して通行の筈だったが が、駒次郎殿は勝間田駅へ滞留することになったので用意さ れていた下宿は無用とのこと	触	
			5月19日	勝間田	雲州 坂本慎右衛門	坪井駅 新家弥蔵様 久世駅 景山又八郎様	少将殿帰国につき弟の駒次郎殿も同伴のところ故障があり駒 次郎殿のみ勝間田に滞留、20日出発するので休泊変更の旨	触	廻状
	帰国	嘉永3年(1850) 嘉永4年(1851)	9月5日	江戸	雲州 朝比奈猪兵衛	景山又八郎殿	少将殿帰国につき5月1日～10日江戸発	触 宿割付	廻状
			9月	久世	名面例之通	大庄屋宛	雲州様来年の5月1日～10日江戸発、21日～晦日久世泊の予定 御請け印形仕り候	届	
			4月16日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国5月1日～10日江戸発の予定が延引 5月16日～25日江戸発、6月7日～16日久世泊へ変更	触 宿割付	廻状
			5月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋所	雲州様5月1日～10日江戸発が延引、 5月16日～25日江戸発、6月7日～16日久世泊へ変更の旨 御請け印形仕	届	
			5月6日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国につき5月16日～25日江戸発がまた延引	触	
			5月	久世	景山又八郎	〔大庄屋〕	雲州様5月16日～25日江戸発、6月7日～16日久世泊の予定が延 引になった旨のお届け	届	
帰国	嘉永5	11月27日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国につき12月14日～23日江戸発	触 宿割付	廻状	
		12月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋	雲州様12月14日～23日江戸発、来年正月9日～18日久世泊の予 定 御請け印形仕り候	届		
		12月2日	江戸	和多田奥八	〔各宿〕	少将殿帰国につき12月14日江戸発、開札差し出すので駅付の ものへ受け取り置くようにとの旨	触	廻状	
		正月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋	雲州様12月14日江戸発正月9日久世泊 開札到来仕り候	届		

その旨を届け出ており、その後の藩主出立日が延びたという知らせについても、大庄屋へ届を出している。休泊の知らせが届いた時や本陣として休泊を請け負うことが確定した場合、久世宿本陣はそのつど大庄屋へ届を出していたことが分かる。

このように、飛脚の発達によって参勤交代による藩主出立の細かな情報が本陣に与えられ、またその本陣を通じて当該地の支配に関わる立場の大庄屋にも共有されるという、情報の広まりを捉えることができた。

## 第二節 広瀬藩主九代直諒旅行時の利用実態

景山家は七里請所であったので、廻状が到来すればすぐにその内容を把握できたわけであるが、七里役所のない宿でかつ休泊する予定の本陣がどのように廻状を受け取っていたのか、また他の七里役所はどのように情報を得ていたのか、その仕組みを本節でみていきたい。

前節で検討した松江藩主の事例と同様に、松江藩支藩の広瀬藩主九代直諒<sup>なおき</sup>御旅行時に関連した触・達・届を一覧にしたものが表7である。広瀬藩の場合は松江藩と異なり、帰国時と出府時ともに久世を休泊地にしてきたため、一年ごとに往復する様子がよくわかる。

安政二年（一八五五）の帰国道中を事例にとると、江戸より二月二十三日付の先触で、佐渡守殿（広瀬藩主直諒）が四月二十六日から五月五日までの間に江戸を出立

楯縫郡西々郷村の出自の者で、三十年ほど作州に駆け落ちしていたが、去年の七月に右に述べたように飛脚で送っていた状箱を打ち捨てて金目の物を奪ったという。新五郎が行ったような窃盗はしばしばあったのではないか。そのため、第一章第一節で掲げた史料にある通り、松江藩は「たしかなる者」を雇うよう指示する必要があったと考えられる。それでは、百人者はどのように取り立てられたのか。次の史料を見ると、村の百姓から取り立てていたことが分かる。

### 覚

百人者老人

右此度御入用之由ニ付其の郡へ老割府 候条、例之通歳丈ケ男振等相選、来月朔日朝六ツ半時自分かたへ罷越、差紙取之御小人方へ□出候様可申付候、以上

七月廿二日 井上善右衛門

下郡理右衛門殿

与頭藤兵衛殿

与頭儀平次殿

右之通百人者御割賦被仰付此度ハ東長江村順番与相見へ候得共当又御見合罷来歳管成男振等御小人相選別人ニ不相成もの御日限無間違可出候様御申付 生所宗門宗門前条□之旨□付御取置罷成候、以上

七月□□日 下郡理右衛門

与頭藤兵衛殿

与頭儀平次殿

追啓先達而百人もの老人御割賦被仰付東長江村ハ差□候処其節ハ御不用ニ相成候ニ付此度又東長江村順番ニ相当候 □文之通御身御申被上候

当又御老量御割賦罷成候、以上<sup>46)</sup>

このように松江藩は藩内の村から男性を選出させ、百人者として雇っていた。東長江村は今回「順番」に当たっており、近隣の村々から輪番で百人者を選出していたようである。百人者とはこのように藩内の村から召し出された者たちを内包した身分であり、実際書状等の継ぎ立てに当たった者にもこのような農民層の者が存在したといえよう<sup>47)</sup>。

## 第三章 藩主の参勤交代にみる七里飛脚の利用実態

### 第一節 松江藩主九代斉貴、十代定安の利用実態

本章では、本陣の主機能である大名の宿泊時を例として、七里飛脚の利用実態を考察したい。分析対象とするのは久世宿の景山家に伝わった文書のうち「雲州様御用留」と題した帳簿三冊のうち二冊である。嘉永二年（一八四九）から嘉永六年（一八五三）までのものと、嘉永七年（一八五四）から文久二年（一八六二）までのものを分析対象とするが、これら御用留には主に松江藩主と広瀬藩主が道中休泊する際の触・達・届が含まれており、参勤交代に関わる藩側の布達と本陣の動向をみる事ができるものである。

さて、表6は松江藩藩主の参勤交代時における飛脚の利用状況を示したものである。これにより、嘉永四年（一八五一）の九代斉貴帰国道中を見てみると、まず参勤交代の日程の半年前にあたる前年九月五日に、藩側から休泊する予定の本陣に予約をとることが分かる。宿泊予定となった本陣に宛てて予定日が空いているかどうかの確認をとり、支障がなければそのまま確定となる。その連絡に際しては、先触と休泊する本陣を記した宿割を送っており、細かい用件がある場合は「なお委細飛脚の者へ申し含め候」と飛脚に伝言することが慣例であった。また、九月五日の先触を受けて九月に大庄屋へ

草津 何月十六日戌中刻參着則伏見へ遣し申候以上

新庄  
坂本磯右衛門様<sup>43</sup>

伏見<sup>42</sup>

立原八十左衛門様<sup>43</sup>

このように、状箱に添える送り状だけ見ると、七里役所のみを中継して状箱の継ぎ立てがされているようなのであるが、先述したように、実際には七里詰間にある宿の間屋を頼り、宿継で継ぎ立てしていたのである。

これに対して、東海道から離れた久世宿本陣ではどのように継ぎ立てしていたのだろうか。第一章第一節で取り上げた、四ヶ所の本陣宛てに出された触書を受けて、景山家が提出した請書を見てみよう。

嘉永二年四月六日写「御請申一札之事」

御請申一札之事

今般御状箱継送りの義、是迄与者格別慥成者ニ為持御継送り仕、并ニ途中ニ而替荷等不仕、尚又西者新庄御詰役様江慥ニ御渡し申上御受取書取帰、追而勝間田御詰役様御越之節御渡し可申上候、東者勝間田御詰役様江慥ニ御渡し申上御受取書取帰、追而新庄御詰役様御越之節御渡し可申上候、若又新庄勝間田江持送り罷越候節、御詰役様御口主中ニ候ハ、御出会申候処迄才料仕罷越可申、途中ニ而も御出会不申候節者、西者溝口東者佐用迄口才料仕御詰役様江慥ニ御渡し申上御受取書取帰可申候、御継送り方之義今般別而厳重被仰付候上者、已来急度相心得格別慥成ものヲ以持送聊口略無之様種々入念御継送り可申上候、為其御請一札差上申候処、仍而如件

久世駅御本陣

嘉永二酉年四月六日

景山又八郎

この請書では、状箱等を運ぶ飛脚が途中交代しない旨が誓約されている。また、出雲街道においても、草津宿周辺と同様に状箱の継送りに関しては前後の宿で受取書を交わす仕組みであったことがうかがえる。さらに、継送り方の点に関連する史料としては、文久二年（一八六二）に久世宿本陣景山又八郎から新庄駅雲州役所宛てに出された「状箱持人賃銀割増願」に左の記述がみえる。

但（中略）御状箱之儀ハ宿継人足ニ而ハ山分之宿々故手間取、刻切ニ相

成候ニ付、通し人足ニ仕候間、当駅割増之通被下置度奉願上候<sup>44</sup>

久世宿は山間地の宿であるため宿継では手間取ることがあり、既定の時間内に送ることができない（刻切れになる）ので、通し人足で運送していることが述べられており、草津宿とは反対に次の七里役所まで一人の飛脚で運んでいたことが分かる。この理由としては、久世宿は山間地であるという地形の問題とともに、草津宿の方は東海道上の宿場として隣接宿の継立機構が整備されており、宿継の方が便利であったなどの事情が考えられる。このように、本陣請負であっても飛脚の運送形態には内実の異なる部分が存在し、それぞれ周囲の環境に応じた選択をしていたことが明らかとなったと言える。さて、本章の最後に、飛脚業務に当たった者達がどのような身分の者であったのかということについて検討したい。

出雲国秋鹿郡の郡村役人を勤めた池尻家の文書には、新五郎と名乗る者が久世から新庄へ継ぎ送る飛脚の人足を勤めていた道中で、状箱を捨てたとして打ち首になったという記事がある<sup>45</sup>。この新五郎と名乗る男、松江藩内の

宿の場合、本陣宿を勤めうる複数の家が存在し、松江藩の本陣宿や七里請所も変更可能であったため、期間を区切った請負形態にした可能性はある。実際、田中家の史料には、飛脚継立に関する難渋願いを出したことを理由にして、松江藩から七里請所と本陣職を解任されるかもしれないと危惧し、新庄詰の吟味役人に送った書状が存在する<sup>(9)</sup>。ここから、たとえ採算が合わなくても本陣宿を続けるために、七里請所を一揃いで引き受けていた可能性がうかがえよう。

## 第二節 本陣が請け負う場合の継立の実態

本節では、宿の本陣が七里飛脚を請け負った場合の継ぎ立ての実態について考察する。

次に掲げるのは、草津の東隣の七里である土山駅から、草津・土山間に所在する水口・石部宿の間屋宛ての達書である。

毎度御面倒二者候得共、此老通急便有次第、草津駅役所迄御添送り被下度頼入候、以上

土山駅

雲州役所(判)

申五月□□日辰刻出

水口宿

石部宿

御問屋中<sup>(40)</sup>

このように、松江藩関係の急便(二ツ判、三ツ判)がある場合には草津駅役所まで問屋による宿継で送るように依頼していることが分かる。また、実

際に草津宿の隣接宿にあたる石部宿の間屋から来た送り状が次の史料である。

覚

一油紙包御状箱老荷

送り状

油紙包老荷

右之通慥ニ奉受辰刻水口宿へ御継立仕候、以上

三月三日 石部(問屋 印)

巳上刻

草津宿

雲州様

御役所<sup>(41)</sup>

右に見える「油紙包」は書状の包みのことで、油を染ませることで防水効果を持つものである。江戸方面に送る書状を、石部宿から水口宿へ送ったことを証明するために、石部宿の手前に当る草津宿へ送り状の覚え書を渡しているのであるが、先に見た通り、松江藩の状箱を宿継で運送していたことが分かる。

しかし、各七里詰役人は送り状と御用留帳の記載上では、何刻に受け取って次点の七里詰へ送ったかという点を記入しており、左のような形式であった。

「江戸御状箱」

石薬師 何月十五日寅上刻に参着則土山へ遣し申候以上

土山 何月十六日午上刻に参着則草津へ遣し申候以上

表5 草津宿本陣田中七左衛門家の七里役所請負の継続状況

和暦	西暦	宛名	備考	『列士録』にみえる宛名人物の肩書き
宝暦5年	1755	落合伴六		2代目落合伴六 寛延3年御小人奉行10ヶ年仰付
宝暦10年	1760	小田熊右衛門		2代目小田熊右衛門 宝暦10年格式役組外御小人奉行仰付
明和3年	1776	篠原弥兵衛		5代目篠原弥兵衛 明和2年御小人奉行仰付
明和7年	1770	楠田兵右衛門		〔楠田兵馬が明和4年に御小人奉行仰付〕
安永9年	1780	近藤庄蔵		2代目近藤庄蔵 安永6年御小人奉行仰付
寛政2年	1790	松田太郎左衛門		
寛政7年	1795	比企伝右衛門		3代目比企伝右衛門 寛政7年御小人奉行仰付
寛政12年	1800	松山安左衛門		
文化2年	1805	今村佐右衛門		5代目今村佐右衛門 文化2年御小人奉行10ヶ年仰付
文化7年	1810	今村佐右衛門		同
文政2年	1819	星野助右衛門	(願)	6代目星野助右衛門 文政元年御小人奉行仰付
文政11年	1828	御勘定所		
天保4年	1833	楽長次郎 原惣左衛門		
天保7年	1836	楽長次郎 原惣左衛門		
天保12年	1841	井上五郎市 楽長次郎		小頭 (木屋本陣文書より)
弘化4年	1847	楽長次郎 井上五郎市		同
嘉永5年	1852	河野栄蔵 原田定市		
安政4年	1857	永岡平作 原田啓左衛門	(願)	
文久2年	1862	永岡平作 原田覚右衛門		
元治元年	1864	永岡平作 原田覚右衛門	(願)	

以上、草津宿田中家における七里役所請負の実態をみてきたが、次に同じく御飛脚受場所をとめた久世宿本陣の景山家のそれについて、本陣職交代に関する書留に基づき考察する。

乍恐御願奉申上候事

私義近来老衰仕、御本陣并七里役所受其外諸御用向相勤兼候二付、忝高五郎義今般又八郎与改名為致、諸事相讓度奉存候間、乍恐是迄之通り被仰付被為下置之奉願上候、依之書付奉差上候、以上

久世御本陣

景山又八郎

嘉永二酉年十月<sup>36)</sup>

右は、景山家当主の又八郎が老衰で御用向きを勤めることが困難になったため、「御本陣向并継飛脚受所」の二つを息子である高五郎へ譲ることを願いだした文書である。その後、楽長次郎・原惣左衛門連署で、詳細を重役中へ上申したところ、願いの通り聞き届けられたと回答があった<sup>37)</sup>。さらにその四年後の嘉永六年(一八五三)八月五日には、養父の又八郎が亡くなったため松江藩へ届けを出し、高五郎が本陣職と七里請所を受け継いでいる<sup>38)</sup>。これら久世宿景山家の本陣職交代に関わる文書を見ると、同家の場合、本陣職と飛脚請所が家督相続にともに継承されていたことが分かる。実際、景山家の史料には、草津宿田中家のような請負証文は見当たらない。

以上、草津宿田中家と久世宿景山家の両本陣における七里役所請負の形態について検討してきたが、久世宿の景山家においては本陣職と七里請所が家督相続時に継承される一揃いの役職と捉えられていたのに対し、草津宿の田中家では、七里の請負には年限が設けられていたという違いのあることが分かった。こうした違いがなぜ生じるのかは不明であるが、交通の繁華な草津

御請証文之事

当駅御継飛脚御請所、昨亥九月迄二而御年限二相成候二付、尚又亥九月方来ル辰八月中五ヶ年之間御請所被 仰付候様奉願候処、願之通被仰付難有仕合奉存候、依之御請証文奉差上候処仍而如件

草津宿御本陣

田中七左衛門

嘉永五年

子十一月

河野栄蔵殿

井上五郎市殿

(抹消線は原文書にて)

原田定市殿

嘉永四年（一八五二）九月から五年間、請所を再び命じられた際の請け書であるが、この史料により、御飛脚請場所には請負期間が設けられており、田中家の場合、五ヶ年を単位として更新を望み、それが認められていたことが分かる。この点について、天保四年（一八三三）四月に提出された御請証文を事例に見ていくと、まず天保四年二月二十三日に、松江藩の楽長次郎と原惣左衛門から草津宿本陣に宛てて書状が出されていることが確認できる<sup>83)</sup>。これは飛脚の継続願いを送付するように促した内容で、前回は文政九年（一八二六）から天保元年（一八三〇）までの五年間との約束であったが、すでに期限が切れているにもかかわらず、願いがまだ提出されていないとのこと<sup>84)</sup>で、「先例の通り」願書を作成し、速達便で送るよう要請したものである。その後、同年三月に、本陣から松江藩の勘定所に宛てて「飛脚請所」継続の願書が出された<sup>85)</sup>。この際、右の史料で指摘があった通り、前年に遡って

天保二年（一八三二）から十五年間、すなわち弘化四年（一八四七）まで請所の継続を願っており、辻褄を合わせている。なお、この願書では請所の継続と合わせて、人馬賃金の割り増しに伴う状箱賃金の割り増し願いも行っている<sup>86)</sup>ので、直接、勘定所宛てとしたのだろう。そして同年四月に請証文を提出したが<sup>87)</sup>、願いでは十五年間を希望していたにもかかわらず、天保七年（一八三六）までの五年間の請負となっている。ここから、この際の飛脚請所の期間は藩の意向に従ったものであることが分かる。また後日、同年五月十八日付で、請負の継続を認められたことに対し、松江藩の大野丹助と楽・原宛に二通の礼状を出している<sup>88)</sup>。

このように、草津宿の田中家の場合、期間を区切りながら請負を更新していたことが分かった訳であるが、田中家にはこれら請負証文が宝暦五年（一七五五）から元治元年（一八六四）までの約百年間分、願書のみ残る年も含めると、二十件の証文が存在する。それらを一覧にしたのが表5である。これによると、草津宿田中家は実際に五年、もしくは十年の期限で七里役所を請け負っていたことが分かる。

また、『松江藩列士録』<sup>89)</sup>を参照して、証文の宛名に見える松江藩の役人を調べた結果、近世中期においては御小人奉行が七里役所を管轄していたことが分かった。しかし、文政十一年（一八二八）の勘定所宛ての証文を機に、天保四年（一八三三）以降は御小人奉行を補佐する立場である、御小頭の所管へと変化したようである<sup>90)</sup>。御小人奉行は、御小人として藩に仕え雑務を勤める者を指揮する役割であるが、その御小人の中に、諸役所の使人や城・堀の掃除、出火の際の消火活動等を担当する者とともに、七里飛脚を勤めた百人者がいた<sup>91)</sup>。したがって、百人者を管轄する御小人奉行や配下の御小頭が、飛脚請場所である本陣とのやりとりを担当したのである。

も吟味に及んでいることから、吟味役人が広範囲の七里話を管轄していたことも窺える<sup>85)</sup>。

ところで、新庄宿の七里役所宛てとなった書状の中には、草津宿・久世宿ともに状箱賃銭の割り増し願いが多く残されている。左に久世宿の景山家に残る文書を掲げる。

乍恐奉願一札之事

作州勝山美甘新庄三駅共困窮ニ付、御公儀様江奉願五ヶ年以前酉年より去丑年迄五ヶ年之間人馬賃銭三割増被仰付、右ニ付而御状箱持人は迄御定之賃銀ニ而者難渋仕候旨願出候ニ付、右年限中者三割増御了簡奉願候処御聞届被下置候、然ル所去丑年迄ニ而年限明ニ相成候ニ付、又々乍恐御公儀様へ奉願候処、願之通当寅より来ル午年迄引続五ヶ年三割増被仰付候ニ付、御状箱持人賃銀是迄之通御了簡被下置候様奉願上候、尤当宿共至而人稀之所柄ニ而御法之賃銀ニ而者難渋仕候段相違無御座候間、願之通来ル午年迄引続三割増御了簡被下置候様奉願上候、已上

新庄駅御本陣

嘉永七寅年正月

佐藤六左衛門

久世駅御本陣

景山又八郎

雲州様

新庄駅

御 役 所<sup>86)</sup>

(史料中の傍線は筆者による)

七里の御飛脚受場所を引き受けるにあたり、久世宿の景山家は状箱の継ぎ送り費用を、年間銀一貫目で請け負っていたが<sup>87)</sup>、勝山・美甘・新庄の三駅

が幕府から人馬賃銭の三割増しの継続を認められたことを承け、飛脚である状箱持ち人に対しても賃銀の三割増しの継続を求めたのが右の願書である。

このように松江藩の状箱継ぎ立てに関わる費用の手当ては、幕府の定めた人馬賃銭に対する割り増しと連動していた。幕府は正徳元年(一七一一)、この年の御定賃銭を元賃銭として、物価に応じて一定期間割増銭を加算し、通行者と宿駅の負担を調整していたが、右の久世宿の史料をみると、人馬賃銭の割り増しを更新するたびに、本陣から松江藩へ状箱賃銭の割増しを要求していたことが分かる。

さて、この願書であるが、最終的には松江藩の勘定所へ届けられたと考えられるが、宛名は新庄駅の雲州役所(＝七里役所)になっている。おそらく、新庄と久世の間にある勝山・美甘も含めて、この辺りの宿を取りまとめている吟味役人を通して願う手続きが取られたのだろう。この点からも、吟味役人が他宿の七里の世話役をしていたことが判明するのである。

## 第二章 七里役所としての本陣の機能

### 第一節 本陣における七里役所請負の形態

本章では、前章でその存在を指摘した七里の御飛脚受場所をつとめた本陣について考察する。すでに述べたように、久世・御着・西宮・草津の計四つの宿が御飛脚受場所に該当するが、本稿ではそのうち久世宿と草津宿の二つの宿に光を当て、本陣がどのように七里飛脚を請け負っていたのかについて述べたい。特に本節では、久世宿景山家と草津宿田中家による七里役所請負に関する史料を示し、両者の請負形態に見られる相違点と共通点を探っていく。

右は、草津宿田中家にのこる「御請証文之事」である。

## 第二節 松江藩七里役所の構成・道中吟味役人の職務

七里飛脚には緊急度に応じ荷物の送達所要日数の目安に差が設けられ、具体的には速い方から順に三ツ判・二ツ判・一ツ判の三種類があった。松江藩の場合、江戸・松江間で三ツ判は九日間、二ツ判は一三日間を目安に届けることになっていた<sup>23)</sup>。これに合わせて、個々の七里詰間でも判ごとに継ぎ立て時間の目安が定められており、継ぎ立てを定刻通りに済ますよう配慮することが七里詰役人には求められた。例えば、草津宿から伏見宿の間は、三ツ判は三刻（約六時間）以内、二ツ判は四刻（約八時間）、一ツ判は一夜留め（夜間は継送りしない）で継ぎ送ることとされた<sup>23)</sup>。また、久世宿から新庄宿の間は、三ツ判は三刻、二ツ判は五刻（約十時間）、一ツ判は一夜留めと決められていた<sup>23)</sup>。

さて、前節で述べたように、七里が置かれた宿のうち吟味役人詰所には吟味役人と称する者がいたが、彼らはどのような職務を帯びていたのだろうか。以下、七里詰役人、吟味役人に宛てられた内容の達書や願書から職務内容を考察していく。

### 覚

- 一 御飛脚賃銀三判之分ハ、此已後尅荷ニ付、銀尅勿ツ、相増可遣候
- 一 式つ判之分者、此已後成丈状箱尅切ニ仕出し可申候
- 一 式つ判貫目、近来六貫九百匁迄候、尅持ニメ仕出し候所、已来ハ尅荷六貫目之定法ニ可致候
- 一 此已後一ヶ月一つ判御飛脚尅式度程ツ、仕出し可申候、依之三つ判式つ判者成丈ケ相減候様可致候
- 一 但一判尅荷之貫目、六貫九百目ニ相定メ候

右之通此度令儀定候間、道中飛脚継所へ前文之通不洩様可被申渡候、勿

論右之通了簡銀等相渡、目方も相減し別而取扱嚴重ニいたし候間、道中ニても猶又念入、御飛脚決而無遅滞様可継送旨、七里之者御本陣へ急度可被申付候

九月廿日

此度御飛脚之儀相改候ニ付而、道中吟味役人共へ可申置覚

一 此已後御飛脚御用物余分有之節、一判ニて差遣候而ハ日合延過候而有之分ハ御荷物ニメ及運送、其内ニも格別急成ル品者才料付式つ判格御荷物ニメ夜通し及運送、其節ハ道中吟味役人之内差遣、途中ニて御飛脚ニ出会次第送状等相改、刻付天氣相等之儀迄も及吟味、御飛脚無遅滞様取扱候儀可令心配候

一 道中へ差出置候御飛脚之者、間ニハ勤方不埒之儀も有之哉ニ相聞候、以来ハ吟味役人とも罷通候節能々相糺可申遣候、其趣ニより急度可申付候

右之趣兼而道中吟味役より被申付置、猶又御荷物仕出し候節能々可被申付候

九月廿日<sup>24)</sup>

右の史料は、年次未詳であるが、七里飛脚の運送方法改革時に出された文書であることが分かる。これによると、一ツ判飛脚を一ヶ月に一、二度は発送することで、二ツ判、三ツ判をできるだけ減らし、なおかつ、一ツ判飛脚は一荷当たり六貫九〇〇匁、二ツ判飛脚は同じく六貫目と定め直している。経費がかかる二ツ判、三ツ判飛脚を減らすとともに、それらの迅速で確実な運送を図ったものと言えよう。注目すべきは、そのような運送がなされるよう、吟味役人が送り状を檢查したり、飛脚夫の監視をしたりすることが求められていることである。また、自身の七里詰から離れた宿にいる飛脚の様子

表3 「雲州御用留」にみえる松江藩各役人

木屋本陣文書 雲州御用 350 「雲州御用留」 天保14年 9月							
御油	土山詰	伏見詰	桑名詰	新庄詰	小頭	御国御奉行	大坂御留守居
田中覽左衛門	野津丈左衛門	坂本磯右衛門	青木良左衛門	藤田彦左衛門	井上五郎市	河合觀之助	米村伴兵衛
木屋本陣文書 雲州御用 351 「雲州御用留」 天保15年 9月							
御油詰	土山詰	伏見詰	桑名詰	新庄詰	小頭	御国御奉行	大坂御留守居
小村猪左衛門	野津丈左衛門	谷五郎右衛門	福島式右衛門	藤田彦左衛門	井上五郎市	河合觀之助	米村伴兵衛
木屋本陣文書 雲州御用 352 「雲州御用留」 慶応3年 9月							
御小頭	御国奉行	新庄詰吟味役	土山詰	桑名詰吟味役	伏見詰	京都同	大坂御留守居
瀬崎順七	永岡平作	山田彦兵衛	目次益右衛門	上田彦左衛門	伊原仁右衛門	本田平右衛門	津川常口門

表4 行方不明者の知らせ廻達に見える七里

七里	駅	宛名	百人者
■	安来	目代彦左衛門	○ 本陣
■	溝口	梶添国右衛門	
■	新庄	坂本磯右衛門	
■	久世	景山又八郎	
■	勝間田	藤川牧右衛門	
■	佐用	井上友右衛門	
■	鶯崎	坂本伝左衛門	
■	御着	井内甚右衛門	
■	大久保	下田六右衛門	
■	西宮	松村儀左衛門	
■	大坂	林清七	○ 不明 本陣
■	伏見	赤口嘉右衛門	
■	草津	佐田久八	
■	土山	藤井賢右衛門	
■	石薬師	田中七左衛門	
■	桑名	三嶋文右衛門	
■	池鯉鮒	若槻寿左衛門	
■	御油	小村槌左衛門	
■	新居	曾田仙右衛門	
■	見付	南瀬房右衛門	
■	金谷	原利右衛門	○ ○ ○ ○
■	丸子	松尾良左衛門	
■	蒲原	三島樫右衛門	
■	沼津	三崎村右衛門	
■	箱根	長瀬武左衛門	
■	大磯	与倉軍左衛門	
■	神奈川	古津武左衛門	
■		河本大右衛門	
■		藤原五左衛門	
■		■は飛脚居所	

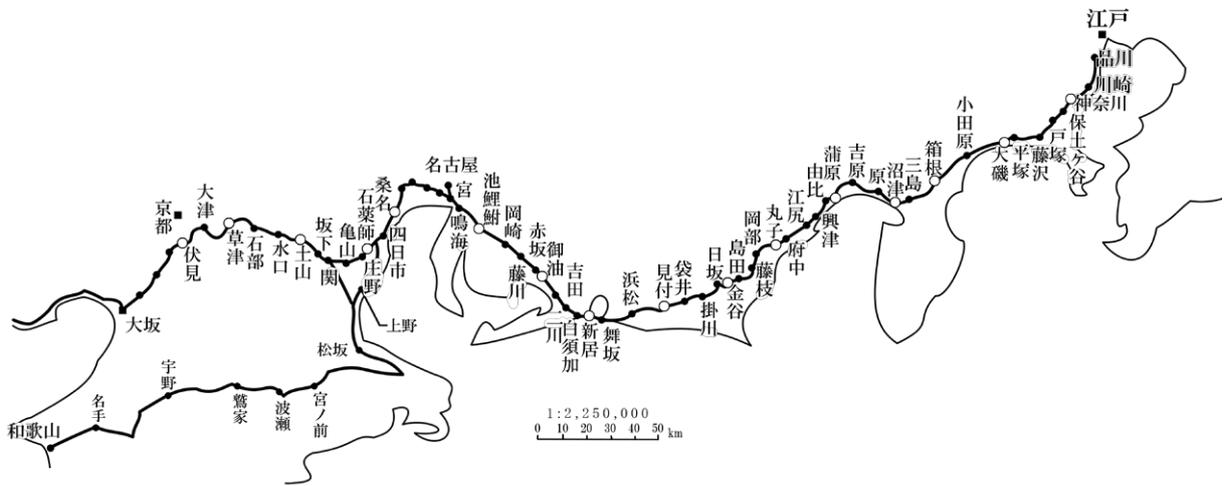


図1 江戸—伏見間の七里

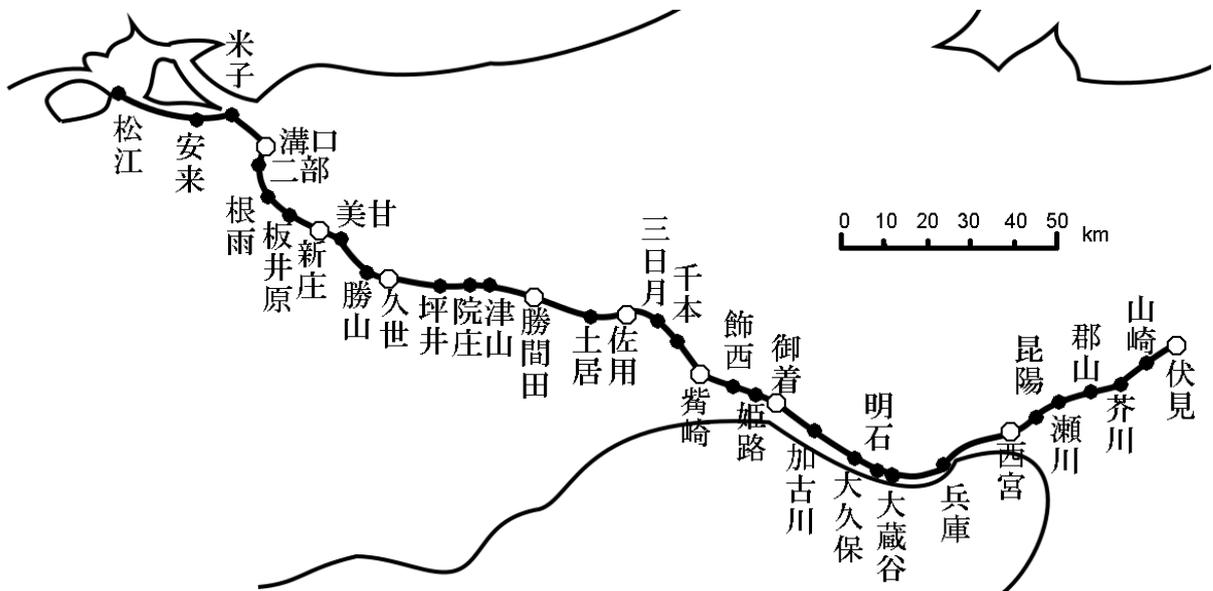


図2 伏見—松江間の七里

表2 藤村論文(2010年)より引用した七里設置宿と本陣の表

街道	駅	七里	文政期の本陣	街道	駅	七里	文政期の本陣	
出雲街道	松江御城		西津田村(御立場) └御茶屋(御番人)	東海道	桑名	吟味	大塚与六郎	
	出雲郷		御茶屋(御番人)		佐屋路 (脇往還)	佐夜		岩間権右衛門
	安来		御茶屋(在藩士)			神守		猪飼元左衛門
	溝口	■	篠原伊左衛門			万場		溝口友九郎
	二部		足羽伊右衛門			岩塚		武藤宗左衛門
	根雨		梅林弥三郎			宮		森田八郎右衛門
	板井原		吉岡忠右衛門			鳴海		西尾伊右衛門
	新庄	吟味	佐藤六左衛門			池鯉鮒	■	永田清兵衛
	美甘		横山平右衛門			岡崎		中根甚太郎
	勝山		金田市郎右衛門			藤川		森川久左衛門
	久世	受所	景山又八郎			赤坂		赤坂彦十郎
	坪井		福本小左衛門			御油	■	鈴木半左衛門
	院庄		院庄村御茶屋 (御茶屋番)			吉田		中西与右衛門
	津山		玉置広四郎			二川		馬場彦十郎
	勝間田	■	木村平左衛門			白須賀		大村庄左衛門
	土居	■	妹尾六左衛門			新居	■	匹田八郎兵衛
	佐用	■	岡田与一右衛門			舞坂		宮崎伝左衛門
	三日月		宇多五郎兵衛			浜松		杉浦惣兵衛
千本		内海茂右衛門		見附	■	神谷三郎右衛門		
鷲崎	■	松原五郎右衛門		袋井		田代八郎左衛門		
西国街道	飾西		中山助太夫		掛川		沢野弥三右衛門	
	姫路		三木与三五郎		日坂		片岡金左衛門	
	御着	受所	天川久兵衛		金谷	吟味	柏屋八郎左衛門	
	加古川		中谷与三左衛門		嶋田		大久保新右衛門	
	大久保		安藤助太夫		藤枝		青嶋次右衛門	
	明石		広瀬次兵衛		岡部		内野九兵衛	
	大蔵谷		広瀬次兵衛		丸子	■	横田三左衛門	
	兵庫		鷹見右近右衛門		府中		望月次右衛門	
	西宮	受所	松村儀左衛門		江尻		寺尾与右衛門	
	昆陽		川場吉右衛門		奥津		手塚十右衛門	
	瀬川		山脇新兵衛		由比		岩部郷右衛門	
	郡山		梶善左衛門		蒲原	■	平岡久兵衛	
東海道	芥川		平井吉兵衛		吉原		長谷川八郎兵衛	
	山崎		柴垣志摩		原		渡部平左衛門	
	伏見	■	木津屋与左衛門		沼津	■	清水助左衛門	
	大津		大塚嘉右衛門		三島		世古六太夫	
	草津	受所	田中七左衛門		箱根	■	柏屋佐吾右衛門	
	石部		小嶋金左衛門		小田原		清水彦十郎	
	水口		鵜飼伝左衛門		大磯	■	石井又兵衛	
	土山	■	土山平次郎		平塚		加藤七郎兵衛	
	坂下		大竹屋伝左衛門		藤沢		蒔田源右衛門	
	関		伊藤平兵衛		戸塚		沢部九郎右衛門	
龜山		樋口源太郎		程ヶ谷		荻部清兵衛		
庄野		沢野平左衛門		神奈川	■	鈴木源太左衛門		
石薬師	■	岡田市左衛門		河崎		田中兵庫		
四日市		清水太兵衛		品川		鶴岡市郎右衛門		
				上御館		上御館(赤坂藩邸)		

■：飛脚居所

に影響が出ない継ぎ方を選択した結果、箱根及びその前後に七里が集中して設置されたためである<sup>15)</sup>。

さて、藤村氏によると、文政六年（一八二三）から天保元年（一八三〇）

までに作成されたと考えられる「安永大成道中記提要」<sup>16)</sup>に、各駅に置かれた松江藩の七里飛脚についての記述がある。すでに述べたように、松江藩の七里には、①御飛脚者居所、②吟味役人詰所、③御飛脚受場所の三種があり、それぞれ該当する宿と本陣を掲げたのが表2である<sup>17)</sup>。御飛脚者居所の宿は十七ヶ所、吟味役人詰所の宿は三ヶ所、御飛脚受場所の宿は四ヶ所となっている。なお、図1・図2では該当する七里役所を地図で示している。

このうち、後述する③御飛脚受場所をつとめた草津宿田中家の史料の「雲州御用留」には、表3に掲げた京坂の留守居役、御小人奉行（御国御奉行）、御小頭と、新庄・桑名・伏見・土山・御油の各宿の七里詰役人の名が記されている。御小人奉行と御小頭は、七里飛脚を管轄していた松江藩御小頭方の役職である。また、京坂御留守居役が記載されているのは、国元と連絡を取り合う際に七里を利用する同役が、草津宿本陣と恒常的な関係を持っていたためであろう。さらに、伏見・土山はいずれも草津宿を挟んで両隣にある七里役所であるので、日常的な連絡を取り合う関係として名前が挙げられたと考えられる。そのことは、次に掲げる、嘉永二年（一八四九）四月三日に、御小頭から四か所の御飛脚受場所の七里役所へ宛てて出された触書からもうかがえる。

此度御飛脚継送方之義駅々詰之者付添被仰付、右二付而者各方引受持夫二者慥成もの等御申付、勿論途中代り合等不致定之刻割不差様積々御心配可有之、尤各方江者都度二て前後之詰方受取書可遣候条、追而詰之者罷越候節改次第二可被相戻候、且各名之下江御承知之印形可被成遣候、

以上

西四月三日

久世 景山又八郎殿

御着 井内甚右衛門殿

西ノ宮 松村義左衛門殿

草津 田中七左衛門殿<sup>18)</sup>

金津忠六  
御小頭  
樂長次郎

宛所の久世・御着・西宮・草津のうち、景山、松村、田中の各家は各宿で本陣をつとめていたことが確認できる家である。したがって、この触書からは、これら四か所の宿駅では、本陣が飛脚夫を雇うかたちで請け負って七里飛脚を担当していたこと、そのため荷物の継ぎ送りに際しては、前後の宿（草津では土山と伏見に当たる）に詰める七里が受取書を渡していたことが分かる。

また、表4は景山家の御用留中にある行方不明者を知らせる廻達に出てくる宛名を一覧にしたものである。これをみると、表3に出てくる新庄・桑名は吟味役人の詰所であったことが確認できる<sup>19)</sup>。さらに、七里詰には百人者という身分の者であることが分かる者が五人ほど確認できる<sup>20)</sup>。

以上に述べたことから、松江藩の七里飛脚には、各宿に設置された七里詰に、藩から派遣された詰役人が滞在する場合と、本陣が請け負う場合（御飛脚受場所）の二種類が存在しており、詰役人にも、吟味役人と称する者が詰める宿（吟味役人詰所）と、飛脚夫をつとめた百人者のみが存在した宿（御飛脚者居所）が存在したことが分かる。



## 松江藩七里飛脚と本陣の機能

大津 瞳

はつめい

本稿は、日本近世において運輸・通信業務を担った飛脚のうち、大名飛脚である松江藩の七里飛脚を取り上げ、その制度的特質を明らかにするものである。

近年、飛脚については、三都間のネットワークを繋ぐ江戸三度飛脚が奥州に進出する様相を分析した巻島隆氏の研究<sup>(1)</sup>、幕末の加賀藩御用飛脚を対象に、御用飛脚が藩の情報収集源として機能していたことを明らかにした堀井美里氏の研究<sup>(2)</sup>など、町人身分の飛脚による経済活動・情報収集活動に注目した研究が活発である。一方、大名飛脚に関しては、藤村潤一郎氏による一連の基礎的な研究<sup>(3)</sup>の中で、尾張藩・紀伊藩・松江藩の事例が取り上げられているという状況にある。

このように本稿で取り上げる松江藩の七里飛脚については、すでに藤村氏の研究があり<sup>(4)</sup>、尾張藩や紀伊藩と同様に、七里飛脚が街道上の宿に設置されていたこと、それらに①御飛脚者居所、②吟味役人詰所、③御飛脚受場所という三種があったことなどが明らかにされているが、それ以上の考察には及んでいない。そこで本稿では、これら三種の飛脚の差異に注目し、それぞれどのような特徴を有していたのかについて考察していくことにしたい。

なお、本稿で取扱う史料は、松江藩主の参勤交代時に本陣を勤めた家に残された御用留、書状等で、具体的には美作国大庭郡久世宿本陣であった景山清家文書<sup>(5)</sup>、近江国栗太郡草津宿本陣の田中七左衛門家の文書（木屋本陣文

書<sup>(6)</sup>である。

このうち、景山家は宝暦年間（一八世紀半ば）より美作国大庭郡久世宿の本陣を務めた家で、史料には松江藩主の参勤交代時や本陣職に関する御用留、書状がある。出雲街道の中間地に位置し、街道を利用する松江藩の専用本陣であったが、時には津山藩主や幕府の巡見使も利用していた。

また、草津宿の田中家は、同宿に二軒あった本陣のうち田中七左衛門本陣（副業に材木業を営んでいたことから史料上では木屋本陣の通称がある）を指す。もう一方の名称は田中九蔵本陣である。以下、論文に出てくる「田中家」は、断りが無い限り田中七左衛門本陣の方を示す。草津宿は東海道・中山道の分岐点に当たるため、様々な人々が利用していた。天保七年に七左衛門本陣が記した「御得意様万書貫帳」には、西国の諸大名二四八家が記載されている<sup>(7)</sup>。他にも、日光例幣使や朝鮮通信使、文久元年（一八六一）の皇女和宮下向の際に宿泊所を供していた。草津宿は享和二年（一八〇二）に草津川決壊による大洪水に見舞われたため、それ以前の史料がほとんど残されていない。しかし同家には、元禄五年（一六九二）から明治七年（一八七四）に至るまでの百八十冊余りの「大福帳」に、木屋本陣に休泊した大名や公家などの記録が残されており、当時の詳細な休泊状況が分かる。その他に、「雲州様御用」として七里役所を請け負った際の史料群が一括して箱に納められている。「木屋本陣文書」のうち本稿では、この七里役所に関する史料を主に分析対象として扱った。

六・九年・寛永五年にも忠晴の上洛や江戸下向に随行している。また、仕置役にも元和七年に就任し、以下元和八年・寛永元・三・六年にも務めている。但馬方成の活動の状況を考えれば、方成は、堀尾氏の出雲・隠岐入国時に忠氏・吉晴と共に入国した家臣層の次の世代に属し、忠晴と前後する年齢で、忠晴の成長と共に活発に活動し、松平家に仕官した人物であることがわかる。

以上のように、堀尾但馬方成の事蹟を確認できた。その中で確認できたことは、方成の活動が「古記」の詳細な箇所と付合することである。そのことも記主を堀尾方成ないしその関係者とする根拠になりえるものと思われる。

### 結びにかえて

以上のように、「堀尾古記」の翻刻による紹介と、その内容の信憑性や記主について検討を重ねてきた。その結果として、「古記」の内容の信憑性は、他の史料との比較によって冒頭の慶長五年以前においては高くないが、それ以後の時期を記す部分については、高い信憑性を確認できた。また、記主についても、昭和初期に『島根縣史』編纂掛が行った比定と異なることはなく、堀尾但馬方成によるものと断定はできないが、方成本人あるいはその関係者が書き記したものと考えるべきと思われる。

最後に、「古記」の成立時期の問題だが、紙質的には問題がなく、挟み込まれていた同筆と考えられる断簡等の存在から考えて、但馬自身ないしその関係者が、正保年間ないし、その遠くない時期に記したと考えるべきものと思われる。

### 注

- (1) 『島根縣史』八（島根県学務部島根県史編纂掛、一九二九年）
  - (2) 『新修 島根県史』史料編二所収（近世上）（島根県、一九六五年）
  - (3) 「古記」寛永十年九月条
  - (4) 私見を述べると、むしろ末尾ではないのではないかと思う。
  - (5) 内神社文書（『八束郡誌』所収）
  - (6) 日御碕神社蔵文書Ⅰ（『旧島根県史編纂資料』所収）
  - (7) 北島家蔵文書（『松江市史』史料編7近世Ⅲ所収堀尾期史料46号）
  - (8) 須恵都久神社文書（東大史料編纂所影写本）
- 尚、「堀尾古記」の翻刻にあたっては、堀尾秀樹氏、新庄正典氏の協力をえた。

（ささき みちろう 大正大学文学部教授）

（こやま さちこ 松江市歴史まちづくり部史料編纂課副主任）

族や家臣の記載が減少していく。そして、寛永十五年の松平直政の出雲入部に前後する次の「古記」の記載である。

#### 史料C

二月十八日ニ松平出羽守様出雲国御拝領被成、同三月廿一日ニ御入国、六月廿三日ニ但馬京ヲ立、七月二日ニ松江参着、同六日ニ御札相濟、九日ニ屋敷拝領いたし候、十一日ニ屋敷へ移り申候、九月廿七日ニ子共京都方引越松江下着申候、

堀尾但馬は、松平直政の出雲入国の後に仕官の誘いを受けたのか、六月に京都を出発して七月二日に松江に入り、六日に直政への拝謁と考えられる。「御札」を済ませた後で、九日には屋敷を拝領する。十一日にその屋敷に引越して、九月廿七日に子供が京都より到着したことが記されている。

寛永十六年以降は少しずつ内容が淡泊になりながら正保元年を迎えるが、元年の文言は必ずしも完結している訳ではなく、それまでの年次と同様の記載で終えているため、現状の「古記」の末尾が、焼損前の本来の末尾であるかは不明である<sup>(4)</sup>。

このように、大雑把ではあるが、「古記」の内容をなぞりながら検討してきたが、その内容から窺える「古記」の記主は、既に『島根縣史』編纂掛が指摘した堀尾但馬であるか、その関係者とすべきものと思われる。

その論拠は、正保年間から遡れば遡る程に記載が淡泊なものであり、元和から寛永期にかけての充実した内容を見ると、記主が「古記」を記すために手元においた資料に年代的に偏りがあったと思われること、また寛永十五年以降は松江松平家に仕官し、とくに仕官期の但馬家の動向について詳細に記

載していることの二点である。

前者の点については、「古記」を記した存在が堀尾氏の事蹟を記録するために「古記」を書いたと考えれば、家祖にあたる吉晴やその祖先にも叙述の重きが置かれ、吉晴の事蹟を記す「大閤記」等を利用して内容に盛り込むこともできたと考えられるが、あまり重視されているとは思われない。むしろ、「古記」の記載の重点は、出雲・隠岐支配期から寛永年間末までの記載にあり、その点で、「古記」は、堀尾一族ないし関係者による記主自身にまつわる記録と考える方が適切な内容となっている。また、後者の点に関しては、文字通り自身に関わる事柄を記録したと捉えるべきものと思われる。そのように考えると、やはり「古記」の記主は、記載の中心である堀尾但馬であるか、少なくともその関係者であると考えられるべきものと思われる。

そこで、堀尾但馬の事蹟について確認していききたい。但馬は「古記」にあるように、堀尾氏改易後に松江松平家に仕えた人物であり、子孫は江戸時代を通じて松江に在住した。堀尾氏支配期の発給文書から確認できる堀尾但馬の実名は、方成ないし高成である。元和五年（一六一九）六月二日付の掛斐高清との連署証文書が<sup>(5)</sup>、管見の限り確認のできる但馬の最も早期の発給文書である。実名は、元和六年十月十二日付連署日御碕神領目録<sup>(6)</sup>において方成としていることが確認できるが、元和七年と考えられる十一月二日付連署書状<sup>(7)</sup>では高成と署判し、改名していることがわかる。しかし、元和九年三月十三日付連署書下<sup>(8)</sup>では、再び方成と記しており、ここでは後に前名に復すことから、但馬の実名を方成と記しておくこととする。

「古記」において但馬の名が確認できるのは、元和元年の記載であり、忠晴の江戸出立に久徳内膳と共に随行していることがわかる。発給文書よりも早いことから、現状では、これが史料上の初見にあたる。以下、元和四・

府の処置の状況を書き送った書簡である（土佐山内家宝資料館蔵「長帳」甲15所収文書『松江市史』史料編7近世Ⅲ所収堀尾期史料56号）。

史料Bをみると、九月廿日に忠晴が皮膚の炎症である癰を悪化させて死去したこと、廿七日に諸大名を登城させた上で堀尾氏の改易の告知があり、併せて忠晴の娘に男子誕生の上で堀尾氏の名跡相続をさせることが伝えられたこと、また、それ以前の廿六日に江戸城西丸に出雲から来た揖斐伊豆高・堀尾但馬・久徳内膳の三人、江戸詰の小嶋隼人の計四名を江戸城西丸に呼んで老中から改易と当年の物成の家臣への保証が伝えられたこと、また忠晴の遺体を茶毘に付し、松村監物が即日追腹を切ったことが記されている。

両者を比べてみると理解できるのが、史料Bが大名である忠義が自らの立場で聞き得た改易の告知と名跡相続に言及していること以外は、ほぼ史料Aに記されていることと同内容を伝えていることである。

両者の唯一の記載の違いは、將軍徳川家光の上意の伝達場所の記載である。史料Aでは、老中酒井雅楽頭忠世邸で堀尾家臣四名に対して上意が仰せ渡されたことが記されているが、史料Bでは江戸城西の丸としている。しかし、当時西の丸留守居であった忠世の屋敷は、西の丸にあり（『本光国師日記』寛永九年五月十一日条『新訂本光国師日記』七所収）、従って、史料AとBも実質的に同じ場所を伝達場所と記していることになる。このことは、「古記」の文言が山内忠義が記した一次史料によって確認できることを意味し、「古記」の文言の正確さを示している。

他にも朝廷の女官を含んだ公家の醜聞事件である猪熊事件によって、飛鳥井雅賢が慶長十四年に隠岐に流罪に処せられ、寛永三年閏四月に死去する事態も、隠岐に関することから「古記」は記している（表1参照）。

以上のように、「古記」の内容が歴史的事実を正確に伝えていることが一

次史料や他の関係史料より確認できた。先にみた表中の正誤と併せて考えれば、作成の年次から遠い冒頭部分を除いて、「古記」の内容はかなりの信憑性を持っていることがわかるのである。

## （二）記主の検討

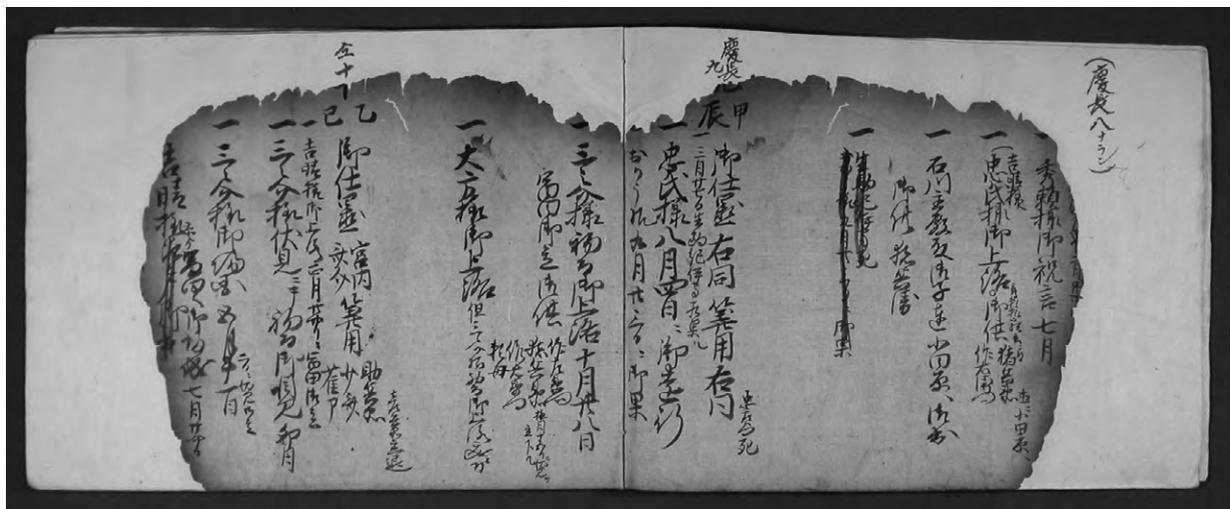
「古記」の記主については、既に昭和四年の『島根縣史』編纂掛が翻刻中の貼紙に示しているように、堀尾但馬と考えられてきた。編纂掛は、但馬の没年が一致することを論拠としている。「古記」の記主について、それ以外の内容的な点から検討してみたい。

現状残されている「古記」は、天正年間からの堀尾氏の事蹟を整理して記したものと考えられる。史料が焼損する以前において、天正以前の事蹟についてどのように記していたかは、現状知る手段がない。しかし、吉晴（可晴）の誕生等についての文言が存在したことは予想できるが、（一）で触れた小田原合戦や秀次の死去の文言から考えると、あまり詳細なものではなかったものと考えられる。

むしろ「古記」で中心をなすと思われるのは、その内容から考えて、慶長五年（一六〇〇）以降の出雲・隠岐在国期の内容である。五年以前の遠江国浜松在城期のことはほとんど記載がないのに対して、以降は、仕置役を指すと思われる「御仕置」や算用方の記載が存在し、「古記」の内容が明らかに「古記」の内容を中心とすることを意図していることがわかる。

さらに「古記」の記主について内容から考えていく上で興味深いことは、内容は堀尾氏の出雲・隠岐支配期を中心としながらも、寛永十年（一六三三）の堀尾氏の改易でその記載は終わらず、正保元年（一六四四）まで記載が続くことである。特に堀尾氏の改易以降は、次第に堀尾但馬を除く堀尾一

寛永九年	1632	極月	廿九日	一松平新太郎様火事、極月廿九日子夜刻	○	「(晦日)この夜松平新太郎光政がもとより失火し、頗る大火及びべり。」	「徳川実紀」
寛永十年	1633	正月	十一日	一正月十一日ノ夜丑刻、大地震、江戸■■■■同二月■(以下欠)		「八日地震あり。」	「徳川実紀」
寛永十年	1633		廿日	山城様ハ廿日ニ御果被成候、	○	「寛永十四九月二十日 圓成院殿高賢世肖大居士 堀尾忠晴公 忠氏公長男」	春光院「三時回向」
寛永十年	1633		廿六日	廿六日朝車人・伊豆・但馬・内膳致同道、雅楽様へ罷出候へハ掃部様大炊様・讃岐様御座被成候、其座敷ニ主殿様・美作様も御座被成候、御奉行衆様被仰渡候様子承罷候、下屋敷へ参候、	○		土佐山内家宝物資料館蔵「長帳」甲15所収文書
寛永十年	1633		廿六日	則廿六日ノ申ノ刻ニ村松監物切腹仕候、其晩ニ山城様監物取置申候	○	「大忍玄忠居士 寛永十、九月廿六日殉于城公之死 松村監物」	春光院「三時回向」
(寛永十一年)	1634	四月	朔日	四月朔日、御誕生 千勝様	○	石川憲之誕生	「寛政重修諸家譜」 幼名千勝
(寛永十一年)	1634	四月	廿七日	四月廿七日、御ふり様御遠行	○	「寛永十一甲戌四月廿七日 法光院殿玄貞全大姉 石川廉勝公室 堀尾忠晴公長女」	春光院「三時回向」
(寛永十一年)	1634	六月	廿日	一將軍様御上洛、六月廿日ニ江戸御出馬、	○	「廿日御出城。未刻神奈川御殿にやどられたまふ。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	七月	十一日	七月十一日ニ御入洛、	○	「十一日御入洛により、ことに行粧をかいつくろひ、供奉上下の威儀厳肅たり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	八月	五日	八月五日ニ還御	○	「五日辰刻二条城を御発輿あり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	閏七月	廿三日	閏七月廿三日ノ夜、江戸西ノ丸火事	○	(廿七日条)「この廿三日夜初更の頃、西城の厨より失火して、殿閣ごとごとく延焼せり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	七月	十一日	出馬、七月十一日御入洛、	○	「十一日御入洛により、ことに行粧をかいつくろひ、供奉上下の威儀厳肅たり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	閏七月	廿三日	閏七月廿三日夜、江戸西ノ丸火事、	○	(廿七日条)「この廿三日夜初更の頃、西城の厨より失火して、殿閣ごとごとく延焼せり。」	「徳川実紀」
寛永十二年	1635	七月	十二日	七月十二日夜半ニ火本島津殿方越前殿・真田河内殿・正宗殿・信濃殿親子・右馬亮殿	○	「この曉薩摩黄門家久卿の邸より失火し。日比谷門なたびに仙台黄門の邸宅はじめ。此災にかきもの多し。よて諸大名もうのぼり御けしき何ふ。」	「徳川実紀」
寛永十二年	1635	十一月	廿九日	駿河火事、十一月廿九日之夜八ツ(以下欠)	○	「前月廿九日駿河市街失火し城中にうつり。天守。殿閣。櫓障ごとごとくこの災にかかり。民屋過半消失たるよし注進」	「徳川実紀」
寛永十四年	1637	正月		江戸本丸御作事、正月方御普代衆衆ニ被仰付候、御殿守之台淺野安芸守殿・黒田右衛門佐殿ニ被仰付候、		「十四日御なやみさはやがせ給ふにより、御座を西城にうつさせ給ふ。これ本城改造せらるゝによてなり。(中略) 天守台は松平右衛門佐忠之。松平安芸守光晟奉り。(後略)」	「徳川実紀」
寛永十四年	1637	閏三月	四日	丹羽五郎左衛門殿煩ニテ閏三月四日ニ御果候、跡目左京殿へ不相替被下候、	○	「寛永十四年丁丑閏三月四日於于江府榎田上邸白川大守参議三品藤原朝臣長重逝ス、年六十七歳」	「丹羽歴代年譜」
寛永十四年	1637	九月	十九日	九月十九日本御触礼	○	「十九日西城より本城に御移徙あり。」	「徳川実紀」
寛永十五年	1638	正月	朔日	正月朔日島原ニテ板倉内膳殿討死	○	板倉重昌戦死	「細川家記」・「鍋島勝茂譜」
寛永十五年	1638	二月	十八日	二月十八日ニ松平出羽守様出雲国御拜領被成、		「十一日松平出羽守直政信濃国松本を転じて。出雲国一円に給はり。隠岐国をあづける。」	「徳川実紀」・「寛永日記」
寛永十六年	1639	九月	廿一日	九月廿一日 千代姫君様御祝言御典尾張様御屋形へ入	○	「廿一日御入輿により在番の普第大名ごとごとく登當す。」	「徳川実紀」
寛永十七年	1640	正月	十八日	正月十八日於江戸御老中様口■下被成候由(以下欠)			
寛永十九年	1642	五月	朔日	五月朔日ニ御暇出、		「五月朔日松平長門守秀就はじめ。就封の暇たまはるもの二十四人。この輩 若君よりも今年より賜物かづける。」	
寛永二十年	1643	十月	廿一日	当今様御即位十月廿一日為御名代酒井讃岐殿・松平伊豆殿御上洛後 殿様御使者ニ棚橋将監上京	○	「十月廿一日御即位紫宸殿」	「公卿補任」



写真「堀尾古記」(慶長九年条)

表1 「堀尾古記」と他史料の照合表

年	西暦	月	日	内容(文言)	正誤	記事の確認内容	典拠
天正十二年	1584		■月九日	尾川ながくて大合戦	○	四月九日長久手の戦い	天正十二年卯月十一日羽柴秀吉書状(亀子文書『大日本史料』十一・六所収)
天正十八年	1590		■寅ノ年	小田原陣	○	小田原合戦	
天正十八年	1590			(北条氏一族の年齢)	×		
文禄元年	1592			高麗陣	○		
文禄二年	1593			秀頼誕生	○	豊臣秀頼誕生 八月三日	「言経卿記」
慶長元年	1596			大地震 秀次様御果	○	慶長伏見大地震	文禄五年(慶長元年)閏七月十三日(「大地震記」)
(慶長三年)	1598	八月	十八日	太閤様御他界	○	豊臣秀次自害	「御湯殿上日記」文禄四年七月十六日条
(慶長八年)	1603	七月		一秀頼様御祝言、七月 吉晴様 秀頼様御祝言ニ付直ニ小田原へ	○	七月廿八日秀頼と家康孫娘祝言の記事あり	「当代記」
(慶長八年)	1603			一忠氏様御上洛	○	三月の家康將軍軍宣下に忠氏供奉・七月の千姫入奥の警備にあたる記事あり	「徳川実紀」
(慶長八年)	1603			一石川主殿殿御子達小田原へ御出			
慶長九年	1604	三月	廿七日	一三月廿七日生駒紀伊守相果ル	×		生駒親正 慶長八年二月死去
慶長九年	1604	八月	四日	一忠氏様八月四日ニ御遠行	○	「慶長九辰八月四日 忠光院殿天軸地球大居士堀尾忠氏公 吉晴公男」	春光院「三時回向」
慶長十年	1605	卯月	二日	一三之介様伏見ニテ初而御目見、卯月二日ニ伏見御立	○		参考「「四月上旬羽柴肥前守北国の主上洛、養子大丸を同道、則前將軍家康公へ出仕、・・・、右大將秀忠公へ大丸出仕・・・」(「当代記」)・(四月秀忠將軍軍宣下。山内一豊、その子連れて両御所へ拜謁す。「徳川実紀」)
慶長十二年	1607			一駿河御普請	○	「此頃、駿河為普請越前美濃尾張三州遠江衆下る、上方衆去年江戸普請に被下衆、此度駿河へ悉相下、是は何も一万石二万石、或は千石二千石との少身の衆也」	「当代記」
慶長十二年	1607	卯月	六日	一そうは様卯月六日ニ御果	○	「慶長十二年丁未四月六日 龍翔院殿芳嶽宗葩大姉堀尾泰晴公室」	春光院「三時回向」
慶長十三年	1608	八月	十一日	一八月十一日なら殿御果	○	「慶長十三年戊申三月廿五日 見桃院殿實光世真大居士 堀尾氏光公 吉晴公弟」	春光院「三時回向」
慶長十三年	1608	十月	二日	一松江越、十月二日			
慶長十三年	1608	極月	五日	一堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ	○	「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三十二月五日」	春光院「三時回向」
慶長十四年	1609	三月	廿八日	一杵築大社御還宮、三月廿八日	○		同日付北嶋広孝書状写(「北嶋家譜」『大日本史料』十二・六所収)
慶長十四年	1609			一丹波篠山御普請	○	「九月丹波国篠山ノ城石垣普請出来之後、去六月徳江戸上ル普請奉行内藤金左衛門駿府へ来ル」	「当代記」
慶長十四年	1609			一伊勢御還宮、大々神楽御進上 大野角之介御使	○	九月二十七日条「けふ、けくうのしやうせんくうに、てんきよくめてたしめてたし」	(「御湯殿上日記」『大日本史料』十二・六所収)
慶長十四年	1609	三月	廿五日	一堀尾掃部果ル、三月廿五日			
慶長十四年	1609	八月	六日	一長七様八月六日ニ御果	○	「桐嶽宗秋童子 慶長十四八月六日堀尾長七」	春光院「三時回向」
(慶長十五年)	1610			一飛鳥井少將殿御預、隠岐■御■	○	「十一月七日乙酉、晴、晚雨降、有雷鳴、今日飛鳥井少將隠岐島、花山院少將江楚島被配流云々、依武命也、」	「孝亮宿禰日記」(『大日本史料』所収)
慶長十六年	1611	二月	五日	一山城様初而江戸御出、二月五日ニ松江御立、		三月十一日「江戸にて堀尾三之助元服し。叙爵して御名の字たまはり。山城守忠晴と称す。」 三月廿三日「堀尾山城守忠晴は従四位下にのぼせらる。」	「徳川実紀」 「徳川実紀」
慶長十六年	1611	三月	廿八日	一相国様・秀頼様御参会三月廿八日 京二条御城ニテ	○	(三月廿八日、家康・秀頼二条城で対面の記載あり)	「当代記」
慶長十六年	1611	六月	十七日	一吉晴様御遠行、六月十七日	○	「慶長十六辛亥六月十七日 法雲院殿松庭世栢大居士 堀尾帯刀吉晴公」	春光院「三時回向」
慶長十六年	1611	六月	廿四日	一六月廿四日加藤肥後守殿病歿 国ニテ	○	「廿四日、肥後国加藤肥後守元の名主計死去、」	「当代記」
慶長十八年	1613			■■■松江御立	○	(慶長十八年正月三日に三献の御祝の国持大名衆の中に堀尾山城守忠晴の記載あり)	「駿府記」・「当代記」
慶長十九年	1614	正月		一久保相模殿御身上果ル、正月	○	(正月十九日、久保忠隣処分の記載あり)	「駿府記」・「当代記」
慶長十九年	1614	三月	二日	一長松院様江戸御下、三月二日ニ松江御立、			※「寛永四丁卯三月十七日 長松院殿真諦紹聖大姉 堀尾忠氏公室」(春光院「三時回向」)
元和二年	1616	四月	十七日	一相国様御他界、四月十七日	○	「大御所駿城の正寝に薨じ給ふ。台寿七十五。」	「徳川実紀」
元和三年	1617			一將軍様御上洛	○	「(六月)十二日江城御発駕あり。(中略) 廿九日伏見城に入られ給ふ。」	「徳川実紀」
(元和六年)	1620			(■大坂御普請■■■カ)	○	正月「十八日大坂城修築の事を。西北国諸大名に課せらる。青屋口より玉造口迄は越前宰相忠直御。松平筑前守利常。京極若狭守忠高。京極丹後守高広。一柳監物直盛。松平阿波守至鎮。石川主殿頭忠総。堀尾山城守忠晴。松平土佐守忠義。松平長門守秀就。鍋島信濃守勝茂。(中略) 京橋より青屋口迄は松平宮内少輔忠雄。(中略) 堀尾山城守忠晴。(後略)」	「徳川実紀」
(元和六年)	1620	五月	朔日	一忠晴様江戸方御帰城、五月朔日		三月十八日「(上略) 浅野但馬・堀尾山城・池田備中、此等は御暇に而のほられ候、(後略)」	「天英公御書」(『大日本史料』十二一三三所収)
(元和六年)	1620	六月		一御入内、六月雅楽殿・大炊殿為御名代御上洛		「十八日都にてはけふ 女御入内し給ふ。」	「徳川実紀」
(元和九年)	1623	五月	廿五日	一両上様御上洛、五月廿五日		「十二日江戸城を御首途。(中略) (六月)八日御入洛あり。」	「徳川実紀」
寛永三年	1626	九月	六日	一九月六日行幸	○	「中宮の行啓あり。」	「徳川実紀」
寛永三年	1626	九月	十五日	一九月十五日大御台様御他界	○	「大御台所の御方、今月(九月)十五日御逝去の由、江戸より告来る」	「東武実録」
寛永三年	1626	閏卯月		一閏卯月ニ隠岐國ニテ至 飛鳥井少將殿遠行	○	「飛鳥井雅賢 (中略) 寛永三年後四月十六日卒、四十三歳」	「諸家伝」(『大日本史料』所収)
(寛永五年)	1628	卯月	十七日	一卯月十七日東照権現、御還宮	○	「十七日戊申、小雨降、今日東照宮祭礼也、彌興丁兄部四人、同沙汰人等出仕」	「孝亮宿禰日記」
寛永八年	1631			一相国様御不例ニ付大社ニテ御祈念	○		寛永八年七月廿四日付堀尾忠晴判物(出雲大社文書・北島文書)
寛永九年	1632	正月	廿四日	一相国様薨御、正月廿四日亥刻	○	正月廿四日条「廿四日之夜、亥之刻、相国様薨去」	「本光国師日記」
寛永九年	1632	六月	九日	一神楽宮御造営 六月九日假還宮、千家執行、			『史料綜覧』

言とするが、その筆跡は基本的に一筆で大きく乱れることなく書かれている。そのことから一筆で一時に書かれた可能性を指摘できる。また「古記」には貼紙や挟みこまれた断簡が存在しており、記主の複数の記録・史料を参考に正保年間以降に時代を遡って様々な状況を整理しながら編年順に作成されたと考えられる。

そして、「古記」の文言の誤りが集中しているのは、冒頭部分の初期の文言であり、その時期は、「古記」作成の正保年間から最も離れた時期にあたる。「古記」の作成された年代は、現在のように情報が簡単に手に入る時期ではなかったと思われる。そのこともあって、文言の若干の誤りが生じたものと思われる。史料の信憑性の確認のために誤りの例に触れたが、全体として五七例中の三例しか誤りが確認できないことは、「古記」の文言が極めて正確な内容であることを窺うことができる。

また、一次史料からも「古記」の文言の正確さを知ることができる。

#### 史料 A

山城様ハ廿日ニ御果被成候、廿六日朝隼人・伊豆・但馬・内膳致同道、雅楽様へ罷出候へハ掃部様・大炊様・讃岐様御座被成候、其座敷ニ主殿様・美作様も御座被成候、御奉行衆様被仰渡候様子承罷帰、下屋敷へ参候、則廿六日ノ申ノ刻ニ松村監物切腹仕候、其晩ニ山城様監物取置申候、

#### 史料 B

##### (前略)

一、堀尾山城守去月廿六日方癰被相煩候ツる、併癰落後ニ腫気さし添、去廿日死者ニ被□候□事可被推量候、家等事皆々如存別而申談候処、

紛多段不過之候、

一、去廿七日ニ大名共不殘可令登 城之よし、前日廿六日ニ自御老中就被仰触、則廿七日令登 城候処、伊掃部殿・酒雅楽頭殿・土井大炊頭殿・酒讃岐守殿御両四人を以大名共ニ 上意ニハ堀尾山城守儀、別而御奉公をも申上、殊年わか□□□相果、御不便ニ被 思召候、然者山城守遺言にもせかれ持不申候条、拝領之国之儀指上之由就申置、出雲国・隠岐国之儀被 召上候、自然山城守娘ニ男子令出来候者、以来之儀堀尾之家相統候様ニ可被 仰付と被 思召之旨被成 御誕よし 右か両四人被仰渡候、

一、山城守就煩国元方伊比伊豆・堀尾但馬・久徳内膳両三人罷越、前かと方当地ニ小嶋隼人罷居候、右四人を去廿六日ニ西之丸江被召寄山城守知行取之儀ハ不及申、切米取候者迄にも当物成之儀者無相違被下之よし、御老中被仰渡候、

一、出雲・隠岐国之儀請取て御番仕候へと、此書立之衆被 仰付近日被罷越事ニ候、於其許ハ色々ニ可申と、令推量如此、忿々申遣候、

##### (中略)

将又堀尾山城守死(死骸)の事、下屋敷の近所寺(死骸)てひそかに灰にいたし候、山城小姓松村監物と申者追腹候、廿六日ニ城州を取置候 二付廿六日ニはらをきり候、きとく御事ニ候、

##### (後略)

史料 A は、「古記」の寛永十年（一六三三）九月の堀尾忠晴の死去とその後の幕府の対応、さらに忠晴近習の松村監物の切腹を記す箇所である。それに対して、史料 B は、土佐藩主山内忠義が野中玄蕃直繼に忠晴の死去と幕

二十 当今様御即位十月廿一日為

御名代酒井讚岐殿・松平伊豆殿

御上洛從 殿様御使者ニ棚橋將監

上京

一難波清右衛門二月十一日ニ島根郡之内坂本村ニテ鉄

砲をうち、穿鑿ニあひ、組頭平野甚兵衛へ預ケ

正保元甲 弥吟味仕候へハ訴人出、同廿日ニ切腹、則江戸へ

御老中方様子被申上候

一 (貼紙)

一此古記題名ナシ、依リテ仮リニ堀尾

古記ト名ケテ島根縣史ニ引用ス

一此古記ハ其記事ノ状及其終末ガ

堀尾但馬ノ死去ト一致スル上ヨリ

見テ堀尾但馬ノ自筆ノ手記

ト推定ス

一堀尾家史料トシテ誠ニ貴重ノ

原本ナレバ鄭重ニ保存セラレ

ンコトヲ望ム

昭和四年九月拾四日

島根県史編纂室ニテ

野津天籟印

一 (二一紙表)

欠損ヲ恐レ補綴シ年号ヲ補記シ置ク

昭和五年六月八日 堀尾方義

## 二、「堀尾古記」の史料的検討

### (一) 内容の検討

本節では、「古記」の史料としての性格を考えていきたい。「古記」の内容を検討していく上で、他の史料の記載と比較のために作成したものが、表1である。

「古記」の文言の中には、出雲・隠岐に関することが書かれていることが多く、他の史料の残存の状況から多くの文言の確認をとることができなかった。しかし、京都や江戸の政治情勢に関わることについては、同時代の古記録や後に編纂された史料等から、一定度は確認することができた。「古記」の文言の正誤を示したものが、表中央の「正誤」欄である。

「正誤」欄から一見してわかるように、明確な誤りは、確認できた五七例中に三例にとどまる。その文言の正確さには驚かされるのであり、「古記」の記主が、真摯な姿勢で「古記」を叙述したことがうかがえる。そして、その誤りも、「古記」の記載としては古い時期に集中していることがわかる。誤りの三例は、天正十八年(一五九〇)の小田原合戦で滅亡した北条氏一族の年齢に関する文言、文禄四年(一五九五)の豊臣秀次の死去を慶長元年(一五九六)とする文言、慶長八年に死去する生駒親正と考えられる「生駒紀伊守」の死去を九年とする文言である。

「古記」は、現状で正保元年(一六四四)二月の文言を最も現代に近い文

丹羽五郎左衛門殿煩ニテ閏三月四日ニ御果候

跡目左京殿へ不相替被下候、四月廿三日

讚岐殿ニテ掃部殿・大炊殿・伊豆殿・加賀殿

豊後殿御寄合ニテ被仰渡候

一 姫君様閏三月五日ニ御誕生被成候

七月廿七日御本丸へかりの御さたまし

九月十九日本御触礼

同十五戊 正月朔日島原ニテ板倉内膳殿討死

■ 二月十八日ニ松平出羽守様出雲国

御拝領被成、同三月廿一日ニ御入国

(十九紙表)

六月廿三日ニ但馬京ヲ立、七月

二日ニ松江參着、同六日ニ御礼

相濟、九日ニ屋敷拝領いたし候

十一日ニ屋敷へ移り申候、九月廿七日ニ

子共京都方引越松江下着申候

(寛永十八ナラン)

十九

(欠)

■ 様御供 ■ (以下欠)

■ 出被成候由

五月朔日ニ御暇出、六月廿三日ニ

御帰国被成候

(十九紙裏)

同十七辰

正月十八日於江戸御老中様□

■ 下被成候由 (以下欠)

(欠)

勤被成候、五月廿日廿一日大水出、

七月十一日ニ江戸御本丸火事

九月廿一日 千代姫君様御祝言

御輿尾張様御屋形へ入

寛永十六

六己卯

正月二日晚御屋敷ニ而御うたひ初

二月廿日ニ松江御立、江戸御参

寛永

未

三月廿六日松江御立、江戸へ御参勤

有之

一 將軍様御上洛、六月廿日ニ江戸御

出馬、七月十一日ニ御入洛、七月ニ

閏アリ、八月五日ニ還御

閏七月廿三日ノ夜、江戸西ノ丸火事

十二月十一日ニ采女京ヲ罷立

江戸へ下リ申候、

(貼紙断簡 はがれた状態で頁に挟まれる)

「 出馬、七月十一日御入洛、閏七月廿三日

夜、江戸西ノ丸火事、八月五日ニ

還御、十月七日ニ高野へ但馬・縫殿・下井十太郎参

御石塔ヲ立ル

十二月十一日ニ采女京ヲ立江戸へ

下ル

(十八紙表)

五月十八日龍頭鶴首為御見

物海へ御成

七月十二日夜半ニ火本島津殿方越前殿

真田河内殿・正宗殿・信濃殿親子・右馬亮殿

春日様へ七月十六日ニ千勝様

御出被成候

阿芸守殿

江戸御普請 大学殿

玄番殿

駿河火事、十一月廿九日之夜八ツ

(欠)

(十八紙裏)

(寛永十三ナラン)

(欠)

■同廿九日ニ江戸ヲ立、(以下欠)

寛永  
十二

乙 正月二日ニ猪兵衛京ヲ罷立候、同

廿七日ニ左兵衛京ヲ罷立候、二月十日ニ

但馬京ヲ罷立江戸へ下リ申候

四月廿日、馬乗唐人於江戸

八町繩手馬ヲ乗

寛永  
十四

四丁 江戸本丸御作事、正月方御(譜)普代

家衆ニ被仰付候、御殿守之台浅野

安芸守殿・黒田右衛門佐殿ニ被仰付候、西国

大名衆後ノ三月中ニ不残参府也



一 極月廿六日戌刻、大地震

一 松平新太郎様火事、極月廿九日夜子刻

類火松平中務殿・細川越中殿・前田大和殿

加賀肥前殿・藤堂大学殿・生駒老岐殿

松平伊豆殿・松平五郎殿・伊奈半十郎殿

西八美濃

東海道 飛驒 小出大隅

東八安房 永井監物

上総 桑山内匠

下総

一 治部卿三月七日二死

一 市橋伊豆殿・柘植平右衛門尉殿・村越

七郎右衛門尉殿、四月廿四日午ノ刻ニ伯州

米子へ御着被成候、則出雲ノ絵図

持ニテ但馬罷出、国之様子申上候、

廿五日ノ晚ニ米子御出船被成、廿

六日ノ辰ノ刻雲州美保関へ御

着岸、但馬・主水御さきへ参候、

廿九日之夜丑ノ刻御三殿

美保関御出船被成、隠岐国ノ

鳴前へ御渡海

五月十三日ノ夜隠岐国千波村

方御出船被成、十四日ノ巳ノ刻ニ

雲州かゝ浦へ御着被成候、六月

朔日ニ石州へ御通

一 五月廿八日ニ終日雨ふり殊外

大水出、出雲國中悉破損

寛永十年 酉 御仕置 采女 算用 加兵衛 喜平次

一 正月十一日ノ夜丑刻、大地震、江戸

同二月 (以下欠)

(欠)

(十五紙裏)

(欠)

林丹波

五畿内 並四国 溝口伊豆

紀伊 川橋丹波

伊勢 牧野織部

(十六紙表)

一 御ふり様御祝言、七月廿四日  
一 相国様御不例ニ付大社ニテ御祈念

(十四紙表)

廿七日ニ京を御返江戸へ御帰候

一 江戸ヨリ肥後へ御上使、七月  
稲葉丹後殿・内藤左馬殿・石川主殿殿  
同宗十郎殿・同権十郎殿・伊丹播磨殿  
秋山修理殿・曾我又左衛門殿

(十四紙裏貼紙)

一 奥田主水、稲葉丹後殿御使ニ

京都マテ被遣、直ニ肥後へ御供

仕参彼地方御戻シ候、雲州方

肥後へ御見舞之為御使者

森勘兵衛・長瀬弥左衛門兩人

被遣候

一 稲葉丹後殿肥後方御帰之時、京都へ

御見廻候為御使但馬八月六日ニ

罷上、九月六日ニ帰ル

(十五紙表)

同九 申 御仕置 采女 算用 加兵衛  
喜平次九月ヨリ加ル

一 相国様薨御、正月廿四日亥刻

一 忠晴様御帰国、二月晦日

一 神魂宮御造営

六月九日假遷宮、千家執行、

出入有

御名代 伊豫、社参

九月廿九日正遷宮、千家執行

(欠)

(十四紙裏)

(欠)

■ 太夫・勘(以下欠)

御小人肝煎新貝大郎兵衛

右之衆鉄砲豊前小倉とくりき迄

被参ル、七月四日ニ松江迄出、同廿五日六日ニ帰ル

一 春日様七月四日ニ江戸御立御上洛、九月

一 忠晴様江戸御下、九月十二日ニ  
松江御立、御供 隼人

監物

縫殿助

一 御新嫂様御よろこび、十二月

九日子刻、姫君様御誕生

同廿三日ニ御飛脚参着

(欠)

■ (一カ) 忠晴様正月七日御(欠)

同十三日但馬・内膳下ル

一 隠岐ニテ河内被仰付、正月十九日

兵部 山路所左衛門 松江ヲ正月十五日ニ立

三郎左衛門 浅井勘左衛門尉 廿三日ニ戻ル

善兵衛

一 大坂御普請、丹波・六左衛門

(所カ)

□ 兵衛・惣左衛門 上ル

一 卯月十七日東照権現、御遷宮

一 卯月廿五日伊豫果ル

一 七月八日ニ但馬大坂江 青山大藏殿  
安藤右京殿

為御見廻御使ニ被遣、八月

六日ニ帰ル

一 永福院様七月廿七日御遠行、京ニテ

一 忠晴様江戸御下、十一月十四日ニ

大隅  
松江御立、御供 源左衛門

一

(十三紙表)

寛永 六 己 御仕置 但馬 算用 右同

一 御屋敷御作事、二月廿三日御

作事初、閏二月十六日ニ新始

一 伊勢御遷宮九月廿三日

大々神楽御進上、銀壺貫貳百目

御使ニ窪田角之丞参、極月三日ニ上ル

一 忠晴様御帰城十一月廿三日

(欠)

(十三紙裏)

(寛永七ナラン)

(欠)

松江御立、御供 ■ (以下欠)

内膳

寛永 八 辛 御仕置 采女  
八 未 御仕置 但馬 算用 加兵衛  
加左衛門

六月ニ江戸へ

御よび

一 忠晴様御在江

一大坂大普請

一忠晴様御在江

一此年吟味

一自賄初ル定、亥ノ御供亥へ子ノ御供

可取候、相談次第

一役ノ衆方御取候小姓、二年目ヲ

自賄ニ究

(欠) 御知行被下衆 (以下欠)

(十一紙裏)

公方様 御上洛  
將軍様

一九月六日行幸

一九月十五日大御台様御他界

一十月七日ニ忠晴様御帰国

一十二月十三日こをり殿御遠行

(貼り紙)

「一閏卯月ニ隱岐国ニテ 飛鳥井少将殿遠行」  
至

(十二紙表)

(寛永二ナラン)

(欠)

一隱岐国惣百姓御目安上ル

竹林被 仰付

宗與賢之  
虎之介

村尾被 召放

一宗浦様、七月九日ニ御果、隱岐ニテ

寛永

四

丁卯 御仕置

采女  
伊豆九月ろ

算用  
吉右衛門  
加兵衛

一忠晴様江戸御下、二月廿八日ニ

松江御立、御供  
但馬  
内膳

(欠)

(十二紙裏)

寛永

三

丙寅 御仕置

采女  
但馬

算用  
吉右衛門

一忠晴様五月六日ニ御上洛、有馬

御入湯、御在京

(寛永五ナラン)

松江御立、御供 但馬  
内膳

江戸ニテ

一兵部〇十二月廿八日ニ請取、廿九日ニ出雲へ  
被遣、酉正月廿三日ニ安来へ参着、直ニ  
隠岐へ被遣

但馬

元和七辛 御仕置 伊豆 算用 右同

村尾

■張様火本、正月廿四日ノ朝

一山田監物於江戸六月朔日ニ被仰付、則其夜

雲州へ平野徳右衛門・野中羽左衛門兩人被遣せかれ左京被仰付

一忠晴様江戸方御帰城、九月朔日

同八壬 御仕置 右同 算用 右同

一忠晴様正月十日ニ松江御立、有馬

御湯治、直ニ江戸御下、御供 伊豆  
内膳

一大坂御普請用意

(欠)

(元和九ナラン)

(欠)

上洛〇有馬御湯治、直(欠)

御下、御供 大隅御口壽斎

江戸まで

但馬京迄

一両上様御上洛、五月廿五日

一忠晴様江戸方御上洛、閏八月

十一日ニ御帰国

一同十一月廿六日ニ松江御立、江戸

御下、備前御見廻、御供

采女  
但馬

寛永永元甲

御仕置

但馬

伊豆

算用

村尾

吉右衛門  
少兵衛煩

(十一紙表)

(十紙裏)

宇都宮江御出、閏三月

一大角石御進上

一 七月三日江戸ニテ  
三郎左衛門 御目安上ル  
善兵衛

七月三申

九月十日民部江戸へ被召

九月十三日ニ松江罷立、明<sup>■</sup>ノ卯カ月十日ニ帰少

明未ノ

■日ニ帰国

一 十一月八日申ヨキの殿御果

十月七日ニ民部・采女・伊豆江戸下着、十一日ニ

雅楽様ニテ御対決、十三日ニ大炊様ニテ御対決、

十一月二日ニ勘左衛門様ニテ御対決、同廿六日藤十郎様ニテ

御対決、十二月十四日ニ雅楽様ニテ御対決、同十八日

大炊様ニテ御対決、同廿一日ニ對馬様へ但馬・半右衛門

(九紙表)

御よひ被成、及兩人被召出山岡図書殿へ御預ケ被成候由

被仰出、同廿六日ニ江戸ヲ立、江州甲賀へ被遣

二 橋忠左衛門ツケ被遣

助兵衛死

元和五  
未 御仕置 民部 算用 少兵衛  
吉右衛門

一 大方様卯月四日ニ御果

一 將軍様御上洛

一 広島御陣、六月十六日出陣、同

七月六日ニ帰陣

一 忠晴様広島方直ニ御上洛、

御供 伊豆 九月十九日ニ御帰城  
源左衛門

廿三日

一 九月ニ河内ヲ隱岐へ被遣

■晴様江戸御<sup>■</sup>(以下欠)

(九紙裏)

(元和六ナラン)

(欠)

■大坂御普請<sup>■</sup>

一 民部三月六日ニ民部果ル

一 忠晴様江戸方御帰城、五月朔日

一 御入内、六月 雅楽殿 為御名代御上洛  
大炊殿

一 忠晴様江戸へ御下、十一月廿四日ニ

一 大久保相模殿御身上果ル、正月  
一 長松院様江戸御下、三月二日ニ

松江御立、御供 作左衛門尉

一 大坂御陣、十月十八日申出雲申リ出陣

忠晴様江戸方十月六日ニ御出陣

十一月五日ニ京ヲ御立、淀へ御着

出雲方十月廿八日申

出雲方八月廿八日から出陣

一 將軍様十月廿三日江戸御出馬

元和元

卯 乙 御仕置 民部 算用 菫部

助兵衛

(後欠)

(前欠)

一 忠晴様江戸御下、霜月

松江御立、御供 但馬 内膳

(七紙裏)

和

元和二

辰 御仕置 民部 算用

助兵衛

村尾加

少兵衛

吉右衛門

一 忠晴様御在江

一 相国様御他界、四月十七日

一 豊国破却

同三

巳 丁 御仕置 民部 算用 右同

一 忠晴様三月廿四日ニ御帰城

一 將軍様御上洛

一 忠晴様六月五日ニ御上洛、御

在京 御供 大隅 村尾

一 九月十六日ニ御帰城

(元和四ナラン)

(欠)

松江御立、御供 但馬 内膳

一 忠晴様江戸方日光御参、直ニ

(八紙裏)

(八紙表)

(欠)

一 飛鳥井少将殿御預、隱岐■御■

助兵衛

慶長十六

六 亥 御仕置 民部 算用 菫部  
伊予

二郎右衛門

一 山城様初而江戸御出、二月五日ニ

松江御立、五月二日ニ御帰城

御供 河内 源左衛門

頼母 猪兵衛

■ ■ 作右衛門

隼人 竿齋

一 此年から小姓衆上り番吟味究

吉晴様衆ノ日数ステニナル

京二条御城ニテ

一 相国様・秀頼様御参会三月廿八日

一 吉晴様御遠行、六月十七日

一 六月廿四日加藤肥後守殿御病死

国ニテ

(六紙表)

同十七 壬子 御仕置 民部 算用 右同

一 江戸御普請

一 忠晴様江戸御下、三月十一日松江

(御立、七月八日ニ御■ ■ ■ ■)

(六紙裏)

(慶長十八ナラン)

(欠)

■ ■ ■ 様江戸御下 ■ ■ ■ ■

松江御立、御供 猪兵衛 作右衛門

一 御借銀之事、老衆ト談合可仕事ヲ

民部・伊豫兩人申合

二郎右衛門死

助兵衛

慶長十九 甲寅 御仕置 右同 算用 菫部 村尾

十九

一 江戸御普請

(七紙表)

一三之介様伏見ニテ初而御目見、卯月

二日ニ伏見御立

一三之介様御帰国、五月十一日

京方富田へ御帰城、七月廿四日

■吉晴様江戸御出

(欠)

(四紙裏)

(慶長十一ナラン)

(欠)

七月廿日御帰城

一卯月六日ニ生駒あんせい果ル

一 生駒弥五左衛門 三ヶ月ニテ喧嘩、九月

小野齋介

助兵衛

慶長 二丁

御仕置

宮内

伊豫 算用

菅部

吉右衛門加

十二

次郎右衛門加

一駿河御普請

一そうは様卯月六日ニ御果

一八月十日ニなら殿御果

同十三

申 御仕置 右同 算用 右同

一八月十一日なら殿御果

一松江越、十月二日

一堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ

一岡部藤十郎殿九月ニ隠岐江被遣候

一飛鳥井少将殿南

(五紙表)

慶長十四己酉

御仕置 右同 算用 右同

一杵築大社御遷宮、三月廿八日

一丹波篠山御普請

一伊勢御遷宮、大々神楽御進上

大野角之介御使

一堀尾掃部果ル、三月廿五日

一長七様八月六日ニ御果

(欠)

(慶長十五ナラン)

(五紙裏)

一 忠氏様御上洛、五月十八日富田御立

一 主殿様へ御祝言、九月吉日

一 知行わり

藏人

同七  
寅

御仕置 宮内 算用 右同

齋介

一 主膳様富田へ御見廻、二月

■ 忠氏様御二所つれにて御 ■

(欠)

〔慶長八ナラン〕

(欠)

一 秀頼様御祝言、七月

直ニ小田原へ

吉晴様

秀頼様御祝言ニ付

一 忠氏様御上洛○御供

猪兵衛  
作右衛門尉

一 石川主殿殿御子達小田原へ御出

御供 猪兵衛

一 生駒紀伊守死

おかう様九月廿三日御果

忠左衛門死

慶長  
辰甲

御仕置 右同 算用 右同

九

一 三月廿七日生駒紀伊守相果ル

一 忠氏様八月四日ニ御遠行

一 おかう様九月廿三日ニ御果

(四紙表)

〔三紙裏〕

一 三之介様初而御上洛、十月廿八日

富田御立、御供 作左衛門尉

猪兵衛 極月十五日ニ伏見ヲ立下ル

作右衛門

頼母

一 大方様御上洛、但三之介様初而御上洛被成ニ付

彦兵衛立退

助兵衛

同十  
巳乙

御仕置 宮内 齋介

算用 少齋

菴部

一 吉晴様御上洛、正月廿四日ニ富田御立

■ ■ ■ 内

(表紙表)

(貼紙)「島根縣史 史籍記録 原簿第二〇四八號

堀尾保 印(膳写済)

(二紙表)

■ 月九日 尾州ながくて大合戦

癸

■ ■ 十八年 寅ノ年小田原陣

十九

■ 禄二巳 秀頼誕生 文禄元辰 高麗陣

三午

四未

■ 長元丙 大地震 秀次様御果

二酉丁

■ ■ ■ 戊 太閤様御他界 八月十八日

(二紙表)

■ ■ ■ 八寅癸 小田原陣

氏政 歳五十九

氏政子 氏直歳廿八

陸奥守五十四

十郎 廿三

美濃守五十一

七郎 十八

弟

阿波守四十七

新太郎十五

左右衛佐三十五

鶴千代七ツ

山上江右衛門

松田尾張歳六十二

子新六三十五

左馬介三十二

膳次郎十八

(三紙表)

慶長五子年 庚年 出雲御入国 十一月

御仕置 頼母

大方 彦兵衛 忠左衛門尉

同 六丑辛 御仕置 頼母 算用

小方 少齋 助兵衛

# 「堀尾古記」の翻刻と検討

佐々木倫朗・小山祥子

はじめに

松江市内の個人宅に所蔵されている「堀尾古記」（以下「古記」と略す）は、昭和初期に行われた『島根縣史』編纂の際に史料の発見がなされ、とりわけ史料が乏しい堀尾氏の出雲・隠岐支配期の叙述において大きく貢献した史料である<sup>①</sup>。そして、その史料的評価は、昭和四十年代に刊行された『新修島根県史』においても変わらない評価を受け、史料編においてその翻刻がなされている。そこに示されているように<sup>②</sup>、「古記」は、堀尾氏の支配期を考察する上で欠かせない史料として評価されて扱われてきた。

その「古記」は、基本的に編年体で記されており、近世初頭の出雲・隠岐の状況を知る上で大変理解しやすい史料である。しかし、その反面、例えば、編年体で書かれている以上は、「古記」は、日記のように同時代に年を追って書かれた史料とは考えがたい史料であり、かつその成立年代が確定されていない等、史料的検討については、未だ十分に学術的な検討が行われてきたとは言いがたい状況である。そして、松江城や堀尾氏支配期の史料が極めて乏しい状況の中で、「古記」はその考察を行うために不可欠な史料であることは言うまでもない。そこで、本稿では、「古記」を今後も近世初期の分析に用いていくための基礎的な作業として、その再翻刻と記載内容の他の近世史料の記載との比較検討等を通して、「古記」の史料的評価の再検討を行っていきたいと思う。

## 一、「堀尾古記」の翻刻

本節では、「古記」の翻刻を示していくが、その前に史料的な現状につい

て触れておきたい。現状の「古記」は、横半帳の和綴じ本の体裁で伝えられている（写真参照P（19））。その綴じている上側と左側に焦げた痕跡があり、焦げている部分が消失していることがわかる。そのため以下の翻刻でも示すが、行頭や頁頭に消失や焦げ跡のために「古記」が書かれた当初の完全な文言を読み取るのは、現状では不可能な状況である。これは、所蔵されている家に火災の中で「古記」を取り出した際についていたものと伝えられており、「古記」が伝来される過程でこのような状況になったことがわかる。後に触れる史料的な重要性を考える時、焦げて消失した部分を併せて分析に用いることができないことは、極めて残念な状況である。特に「古記」の表紙部分には、かすかに「内」の文字が判読でき、本来は「古記」と異なる史料名が記されていたものと思われる。しかし、現状では判読できないことから、内容を踏まえて『島根縣史』の編纂時の史料名である「堀尾古記」を、史料名とするのが適切であると思われる。

以下、「古記」の翻刻を示すが、翻刻に際して記載については、以下の通りである。

- ・ 破損のため、判読不能である文字・箇所については、■で示した。
- ・ 判読不明文字については、□で示した。
- ・ 「」は、「古記」の丁の表裏及び貼紙を示した。
- ・ 補修によって年号の注記がなされているものについては、ゴシック体で示した。

- ・ 基本的に常用漢字を用いた。

松江市歴史叢書10

# 松江市史研究 8号

2017年（平成29年）3月1日発行

編集 松江市歴史まちづくり部史料編纂課  
発行 松江市  
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地  
印刷 株式会社クリアプラス  
〒690-0048 島根県松江市西嫁島1-5-17

# Historical Library of Matsue City 10

March 2017

## MATSUE SHISHI KENKYU No.8

### Research of Matsue City's History

- Study about the form of the initial Matsue-jo castle tower  
—Through pictorial map, documents historical materials,the trace that was left in a castle tower—  
..... WADA Yoshihiro · INATA Makoto (1)
- Consideration about “Castle illustrated map of Syoho” and “illustrated map of Izumo Izumo-no Kuni Matsue-jo castle”  
..... WADA Yoshihiro · INATA Makoto (19)
- The roof tile of the medieval time and The roof tile of the time to built Matsue-jo Castle in Izumo  
..... HANATANI Hiroshi (33)
- The history of plain development and paleoenvironmental change in the northwester part of Matsue Plain, Southwest Japan  
—The formation and neighboring local old vegetation of the bank of hottki—  
..... WATANABE Masami · SETO Koji·OKUNAKA Ryota (53)
- 〈historical materials introduction〉 “Noted product ranking of Izumo” ..... TOYA Tomofumi (69)
- Matsue City Historiographic Journal ..... Historical Sources Compilation Section (73)
- Shichiri express messenger of Matsue feudal clan and function of Honjin ..... OTU Hitomi [23]
- A reprint and examination of “Horio Koki” ..... SASAKI Michiro · KOYAMA Sachico [1]

松江市

Matsue City

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-35-8  
C3321 ¥1500E

松江市

定価(本体1500円【税別】)



978490491135 8



192332101500 5